

多摩川水系河川整備計画 フォローアップの意義

【フォローアップの意義】

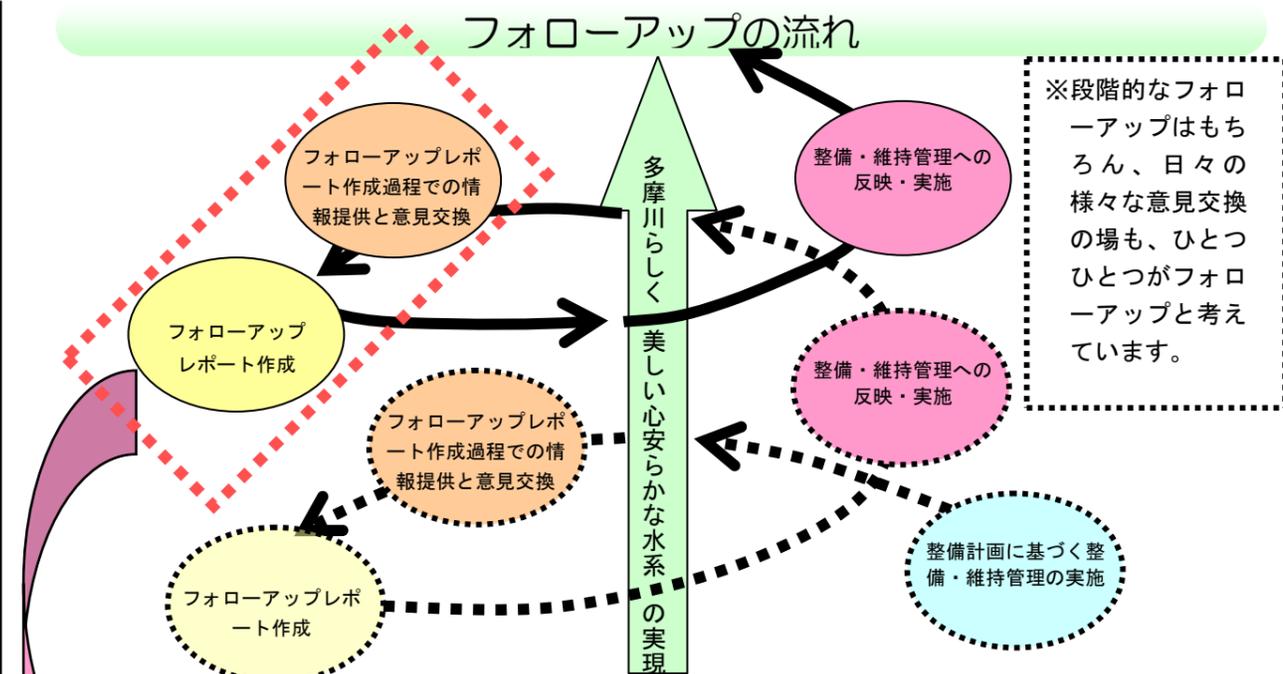
『多摩川水系河川整備計画』【直轄管理区間編】は、約2年の歳月をかけて様々な立場の人々が議論を重ね、平成13年3月に策定された、河川法に基づく計画です。

多摩川の整備・維持管理は、この河川整備計画に沿って実施しており、その状況については、これまでも、多摩川流域懇談会が主催する多摩川流域セミナーや多摩川流域懇談会運営委員会での意見交換、ホームページを利用した情報の提供と意見の収集等を通じて、随時、フォローアップしてまいりました。

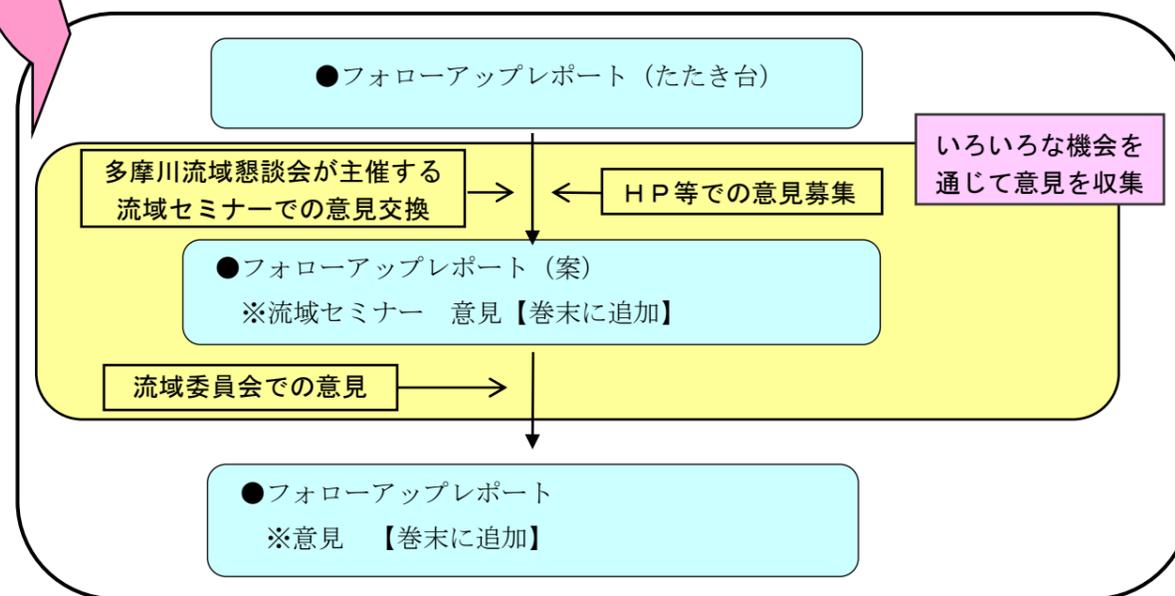
京浜河川事務所では、河川整備計画に対するフォローアップの意義とその仕組みを次項のように考えます。

- 1 河川整備計画が目指す目標を具体化する施策の達成度や達成の方法等を点検することで、その達成に向け責任を持って進捗させていく仕組みをつくる。
- 2 河川整備計画策定プロセス時と同様に、点検の結果を市民に対し幅広く説明し透明性を確保するとともに、多摩川流域セミナーなどいろいろな機会を通じ市民と意見交換し、さらに多摩川流域委員会での意見を聴きながら点検することで、河川整備計画のよりよい達成を進める仕組みをつくる。
- 3 洪水等防止軽減水準の向上状況、流域の社会状況、自然状況などの変化や、新たな知見、技術の進捗等は、河川整備計画の内容そのものにかかわるため、絶えず監視を行い、その変化によっては必要に応じて河川整備計画の見直しにつなげる仕組みをつくる。
- 4 フォローアップは持続させてこそ意味があり、継続してフォローアップすることで改善につながる仕組みをつくる。なお、フォローアップはまだ完成されたものでないので、試行錯誤を重ねながらよりよい仕組みをつくる。
- 5 フォローアップの成果を積み上げていくため、適宜「多摩川水系河川整備計画フォローアップレポート」を、河川整備計画の策定者である河川管理者が、前項を踏まえて作成する。

このフォローアップは、市民と行政との活発な意見交換をすることで、より充実したものになると考えます。



※ 洪水等防止軽減水準の向上状況、流域の社会状況、自然状況、新たな知見、技術の進捗等を監視し、必要に応じて計画の見直しを行います。



※1 フォローアップレポートの構成

- ・多摩川水系河川整備計画 フォローアップレポートの意義
- ・多摩川水系河川整備計画の背景
- ・計画の内容
- ・平成16～17年度における社会状況・自然状況の変化のモニタリング
- ・平成16～17年度の実施状況
- ・多摩川水系河川整備計画の新たな視点からの取り組み
- ・多摩川水系河川整備計画の今後の方向性
- ・多摩川水系河川整備計画で取り組むべき新たな課題
- ・巻末資料

多摩川水系河川整備計画の背景（1）

「治水」「利水」「環境」の調和を図った法定計画です

【河川法の歴史】

平成9年の河川法改正によって、「治水」「利水」「環境」を総合的にとらえた「河川整備計画」を策定することが義務づけられました。

河川に関する法律である「河川法」は、それまでは、右の図のように、治水のみを取り扱っていた時代、治水に利水が加わった時代、と変化していき、平成9年に現行の法律になりました。

【河川法改正のポイント】

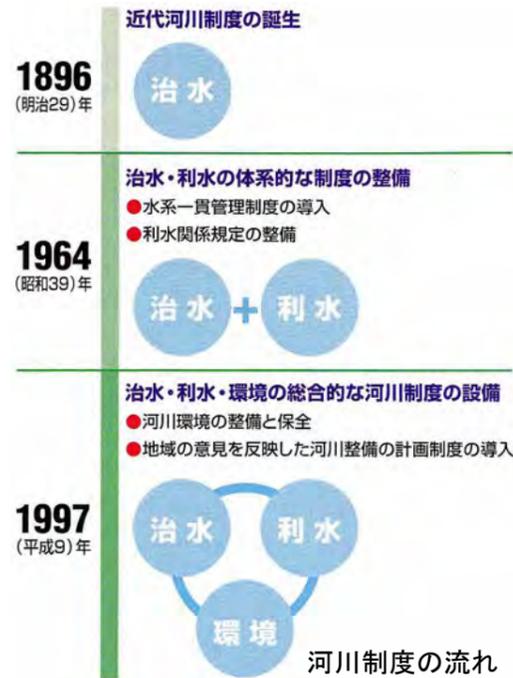
河川法改正で、大きく変わった点が2点あります。

- ◆右の図のように、「河川環境の整備と保全」を河川法の目的として位置づけたことです。
- ◆新しい河川整備の計画制度を創設することが定められたことです。これが「河川整備計画」です。この計画を作るときには、「地域の意見を反映させること」が義務づけられました。

【多摩川での河川法改正の意味】

多摩川における河川整備は、これまで治水、利水の河川工事についての基本的事項を示した「工事实施基本計画」（法定計画）に基づき、工事が実施されてきました。また、環境面においては、昭和55年に策定された「多摩川河川環境管理計画」に基づき、多摩川の自然環境の保全、秩序ある利用が図られてきました。

平成9年の河川法改正を受けて、行政と市民が約2年の歳月をかけて議論を重ね、関東でトップを切って平成13年3月に策定されたのが「多摩川水系河川整備計画」です。



ステップバイステップ みんなで創った計画です

多摩川では行政と住民が一体となり、よりよい川づくり、まちづくりを推進してきたという歴史があります。多摩川水系河川整備計画の策定にあたっては、こうした背景のもと、市民も参加しながら、計画づくりが始められました。

整備計画は、市民、行政、河川管理者など多摩川に関わる様々な立場の人たちと情報を共有し、意見交換を重ねながら、ステップバイステップで策定されました。

この計画は、多摩川を愛する多くの人々によって支えられ、つくられてきたものです。立場の違う人達が集まり、同じ目線で話し合う形式は多摩川が初めての試みです。



多摩川水系河川整備計画の背景（2）

計画の対象区間と期間

計画対象区間は、多摩川の中でも国（国土交通省）が管理を行っている「直轄管理区間」として示しています。下の地図の濃いブルーで示している部分です。

ただし、上下水道、地下水、氾濫流など、多摩川水系の河川水に関わる地域も計画対象区間としています。

計画の対象期間は、およそ 20 年～30 年としています。



計画対象区間と期間

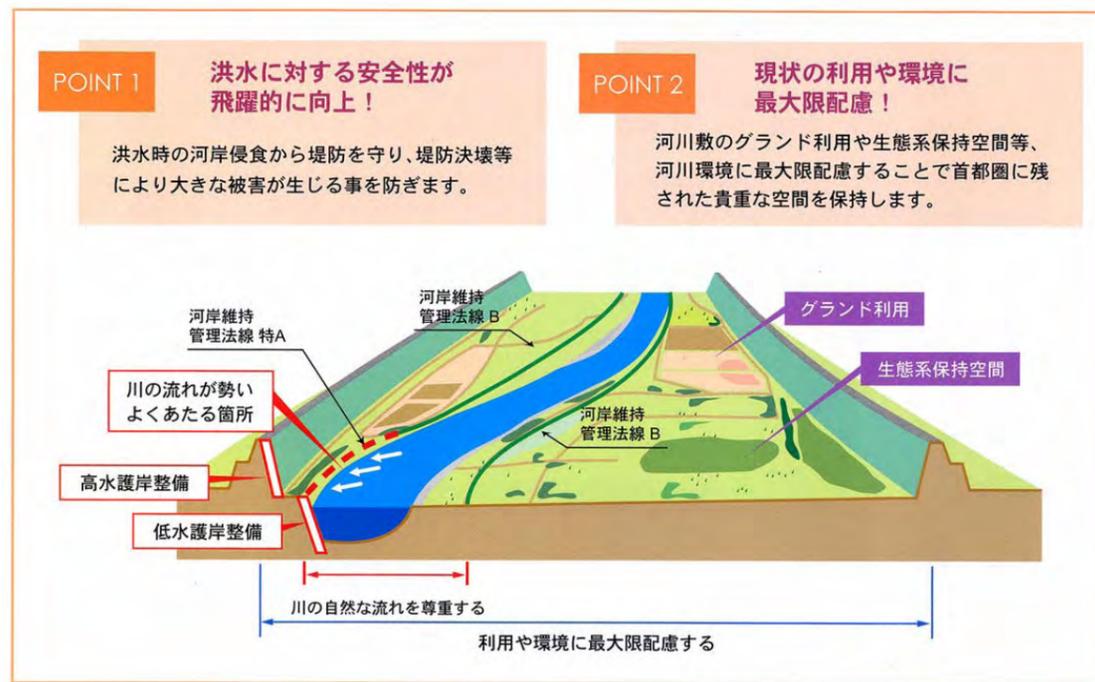
※白丸ダムについては、平成 14 年 4 月に事業を完了し、管理を東京都に移管しました。

計画の特徴～point 1 河岸維持管理法線(防護ライン)を設定し、自然な川の流を最大限尊重しました

多摩川の自然な流れを生かします。

多摩川の自然な流れや環境、河川敷の利用状況等を考慮しつつ、洪水を安全に流せるように整備を行う目安となるのが、河岸維持管理法線(防護ライン)です。

「水の流れる場所はできるだけ堤防から遠ざけて、川のある中心にあるべきだ」というこれまでの考え方にとらわれず、河道断面に洪水を安全に流せるだけの深さや幅が確保できる場合は、多摩川の自然な流れを生かした計画にしています。



堤防の重要度に応じて整備を実施します。

防護ラインは堤防に近寄っているところ、離れているところがありますから、それぞれの状態に応じて「重要度」を定めています。

下の表のように、防護ラインの位置と併せて、河川敷の幅や河川敷の利用状況など、その場所に応じて維持管理の重要度も示しています。

重要度	堤防計画区間	原則	具体的な状況	対応策	断面図
A	堤防計画区間	原則として堤防法尻から40m未満	○設定した防護ラインが堤防に近い場合、計画的な防護が必要な場所 ○設定した防護ラインが堤防に近くはない(堤防からの距離が、40m以上の場合)が、堰や橋梁等の周辺で堤防の防護が必要な場所とその周辺	●原則として早急に必要な防護を実施	
(特A)		原則として堤防法尻から20m未満	○設定した防護ラインが堤防により近い場合、計画的に強固な防護が必要な場所 ○設定した防護ラインが堤防に近く(堤防からの距離が、20m以上で40m未満の場合)、堰、橋梁等の周辺でもあるため堤防への影響を勘案し計画的に強固な防護が必要な場所 ○規模の大きい水門や樋管の設置されている場所	●原則として早急に強固な防護を実施	
B		堤防法尻から40m以上	○河川敷が公園・グラウンド等に利用されている場所 ○河川敷の利用はないが、治水上の観点から低水路平面形状を維持する必要がある場所(浅川合流点付近など)	●原則として河岸が削られてきた場合に防護を実施	
C		堤防法尻から40m	○河川敷の利用がなく、当面は低水路平面形状を維持する必要がない場所	●原則として河岸が削られてきた場合に対策を実施	
D	堤防計画がない区間	河川敷がない場合は河岸の上部。 河川敷があり利用がある場合はその前面とし、利用がない場合は河岸の上部。	○侵食による河岸の崩落の防止及び崩落による河道埋塞等を回避するための維持が必要な場所	●原則として河岸の侵食により崩落の危険性が発生した場合に対策を実施	
区分にあたってのその他の留意事項		○重要度が著しく変化する場合では、短い区間での重要度設定を行わずに、連続する一連区間として重要度を設定する。			

計画の特徴～point2

機能空間区分を設定し、河川の利用と保全のルールを定めました

「多摩川河川環境管理計画」の基本方針

多摩川の“自然環境の保全”と“秩序ある利用”を規定したものが「多摩川河川環境管理計画」(略称「環管計画」)です。自然環境の保全と利用の調和を目指し、人と川とがよりよい関係を結ぶために、3つの基本方針を定めています。

1. 多摩川と市民とのふれあいの場を提供する。
2. 多摩川らしさを維持する。
3. 多摩川らしさを活用する。

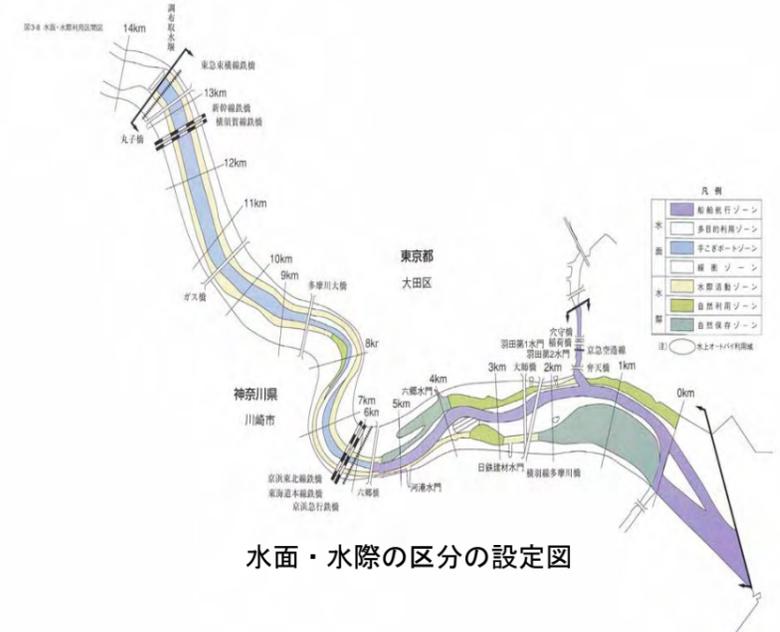
河川敷、水面、水際の空間を、機能に応じて区分しました

昭和55年に、市民のみなさんとの対話を経た「多摩川河川環境管理計画」が策定されました。「環管計画」では、多摩川の河口から万年橋までの区間を5つのゾーンに分け、さらにその地域ごとの特性や市民の要望によって8つの機能空間区分に分けて、利用と保全のルールを定めています。

「環管計画」は、河川整備計画の策定にあたって、その内容を時代の変化に対応したものに見直し、その内容が「環境」の基本として、法定計画である河川整備計画の中に位置づけられました。従来5:5であった自然系空間と人工系空間の比率は、6:4と改められ、より自然を重視した空間区分となりました。また、下流部について、水面、水際部を対象として管理区分を設定しました。

水面・水際の区分

河口から調布橋の区間はボート遊びや釣りが盛んなので、利用する人の安全と自然環境を守るために、水面と水際についてそれぞれ区分を設定しています。



水面・水際の区分の設定図

河川敷の区分

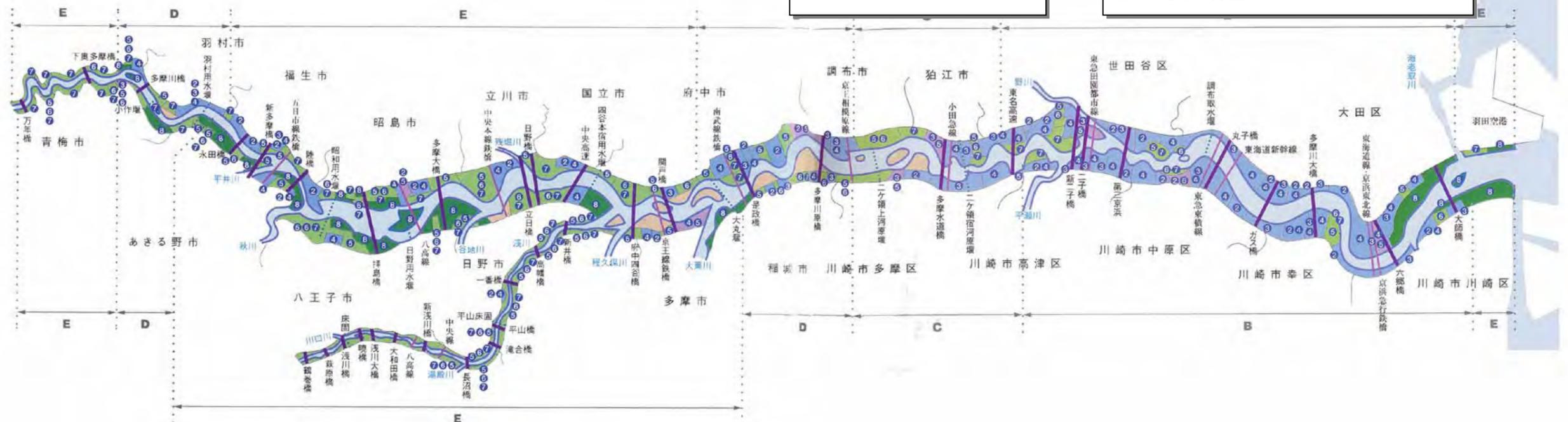
河川敷については、河口から万年橋までの区間を5つのゾーン、8つの機能空間区分に分けて、利用と保全のルールを定めています。

5つのゾーン

- A 人工整備ゾーン
- B 施設利用ゾーン
- C 整備・自然ゾーン
- D 自然利用ゾーン
- E 自然保全ゾーン

8つの機能空間区分

- ① 避難空間
- ② 地先施設レクリエーション空間
- ③ 広域施設レクリエーション空間
- ④ 運動・健康管理空間
- ⑤ 自然レクリエーション空間
- ⑥ 文教空間
- ⑦ 情操空間
- ⑧ 生態系保持空間



計画の特徴～point3

川づくり全般の計画を定めました

多摩川水系河川整備計画は、維持管理も含めた計画です

多摩川水系河川整備計画には、施設の整備などの「ハード面」の対策だけでなく、日々の管理や利用のルールづくり、情報提供システムの構築などの「ソフト面」の対策も含まれています。

川づくりは、整備したものがきちんと機能する必要があるからです。そのために必要なことを継続してやっていくのが維持管理です。

河川に関連する情報の提供

水位、流量、雨量、水質、地震等の河川に関連する情報のデータ収集を行い、その情報を地域の住民の方々に提供する情報収集・提供システムを整えていきます。

1 水位・流量観測施設

川の水位を計測し、データを事務所に自動送信するのが「水位観測施設」です。データは洪水時の水防警報や洪水予報、さらに治水計画や河川管理に用いられます。

2 雨量観測所

流域の雨量を計測。洪水時の水位予測や、治水計画、河川管理の基礎資料となります。



3 水質自動監視装置

川の水を自動的に採水し、水質測定を行い、データを事務所に送る施設。水温、pH、電気伝導度、濁度、溶存酸素、アンモニア、シアン、CODなどを測定します。

4 国土交通省設置地震計

河川管理施設への地震の影響を観測するために、国土交通省で設置している地震計です。

空間利用のルールづくり

たとえば point.2 でご説明した「機能空間区分」については、人工系空間、自然系空間それぞれで、次のようなルールを作りました。

人工系空間

人工系空間（②、③、④空間）については、施設の管理者に対して、次のような審査、指導を行います。

- 1) 万人が使える日々が適切にあること
- 2) 裸地化を極力避けること
- 3) 生態系および水質への悪影響が懸念される化学物質等は極力使用しないこと
- 4) 多くの市民の要望を受けていること

自然系空間

自然系空間（⑤、⑥、⑦、⑧空間）については、人や車の出入りについて、管理方針を指導していきます。

この他にも秩序ある利用のために

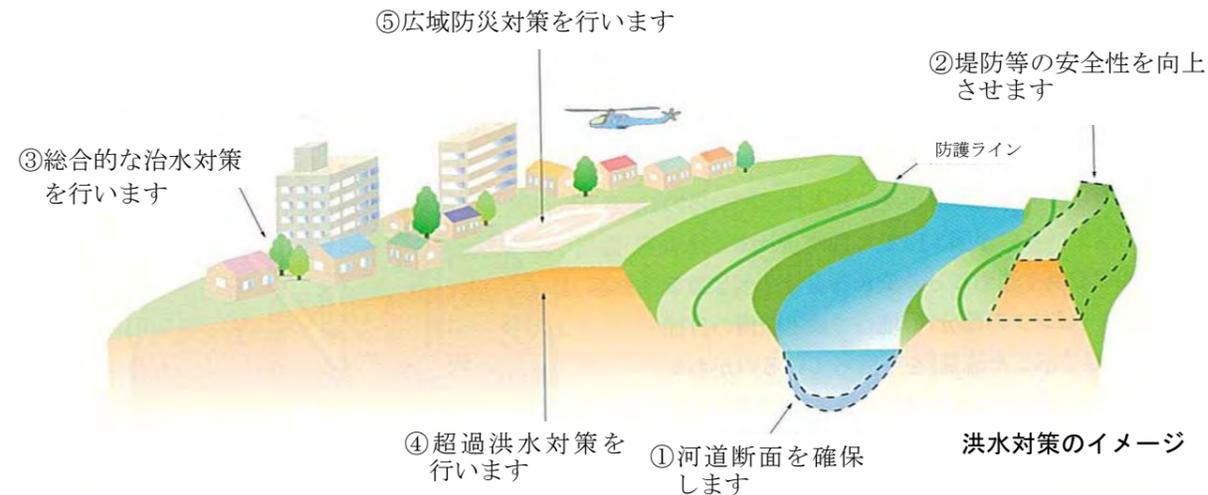
- 1) 不法利用
- 2) 不法行為
- 3) 秩序ある水面利用
- 4) 水難事故
- 5) 不法放置船舶等
- 6) ホームレス（河川敷の野宿生活者）

などの対策を推進します。

計画の内容～action1

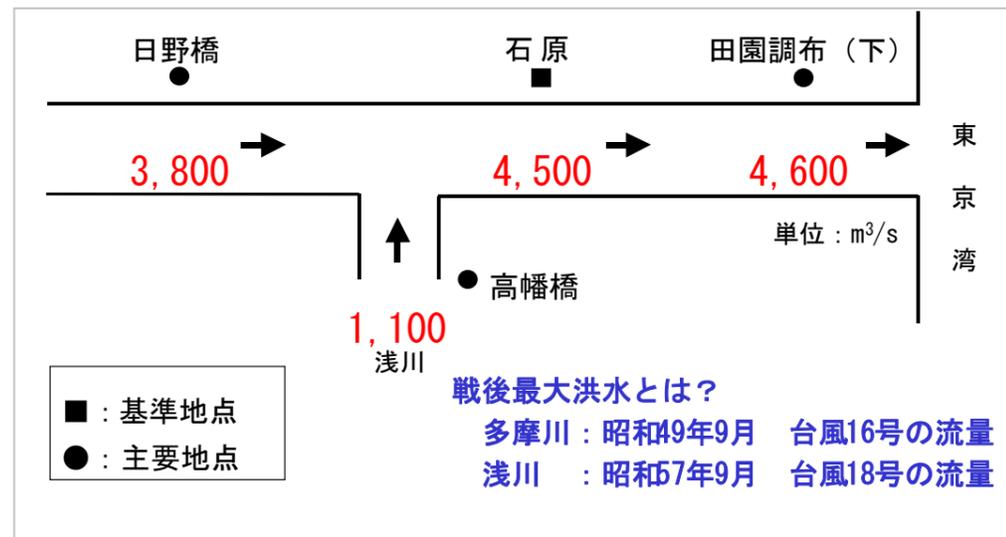
戦後最大規模の洪水を治水の目標にします (1)

戦後最大級の洪水を安全に流せるような整備を行い、人々の生命・暮らし・財産を守ります。



洪水対策には、洪水の流量を安全に流すことのできる河道を整備すること（ハード対策）と、洪水がおこった場合にも被害を最小限に抑えるようなしくみをつくること（ソフト対策）の2つがあります。

整備計画を実施するにあたって、ハード対策とソフト対策の両面をそれぞれバランスよく行うよう配慮しながら取り組んでいます。



流量配分図

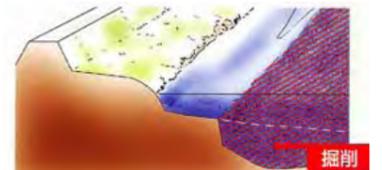
●堰対策

堰による流れの阻害で河床に溜まった土砂をさらい、本来の河道断面に戻す工事を行います。また抜本的な対策として、堰そのものについても検討を行っていきます。



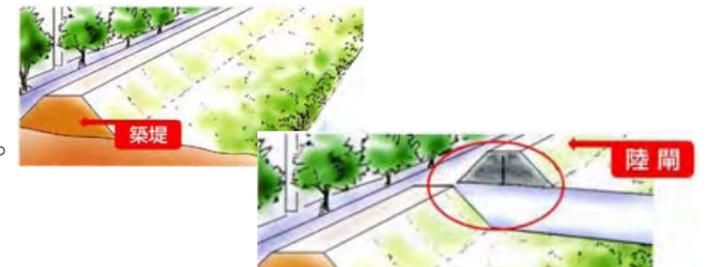
●河道掘削

多摩川本川では、各堰の対処を行い、堰上流部の河道を広げ、溜まった土砂をさらいます。



●築堤対策と陸間の解消

堤防の必要な高さや幅が不足している区間については、それを確保するよう努めます。陸間については解消し、築堤していきます。



●樋門対策

築堤整備が必要な箇所に樋門がある場合には、築堤にあわせて、この樋門の機能を保持する樋門対策を行います。



●床止め対策

浅川では老朽化した床止めが阻害となり、土砂が溜まっている箇所などがあるため、床止めの改築・撤去・新設を実施します。



●高潮対策

河口から六郷橋（大田区仲六郷）までの区間において、高潮に対応した堤防の整備等を実施します。

計画の内容～action1

戦後最大規模の洪水を治水の目標にします（2）

②堤防の安全性を向上させます

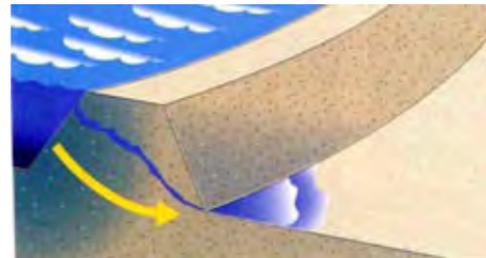
●堤防強化対策

堤防等の安全性向上対策として、流水により浸透・侵食に対し、堤防等を保護します。



●漏水対策

漏水は堤防の決壊につながります。そのため、漏水のおそれのある部分の補強を行います。



●水衝部対策

堤防崩壊の危険性があるので、水衝部（水が直接当たる部分）に浸透・侵食が見られる箇所の補強を行います。



③総合的な治水対策を行います

流域の保水・遊水機能を増進するとともに、緊急時に被害を最小にするようなソフト対策を行います。



地面の下にある浸透施設のイメージ図

④超過洪水対策（高規格堤防）を行います

⇒ action5 参照

⑤広域防災対策を行います

震災発生時に防災施設や被災地域等との確実な連絡を図るための緊急的な輸送路として、緊急用河川敷道路の整備を行います。

また、震災時の拠点ともなる地域防災活動拠点（洪水・高潮災害時には、水防拠点及び河川防災ステーションとして機能）を東西方向の主要道路と緊急用河川敷道路に整備します。



川崎市 幸町緊急用船着場



緊急河川敷道路

計画の内容～action1

戦後最大規模の洪水を治水の目標にします (3)

○洪水、高潮等による災害を防止、または被害を最小限におさえるために～治水に関する維持管理

① 災害時の情報（国土保全管理情報）を的確に集めます。



水位・流量観測施設



雨量観測所



水質自動監視装置

② 河川巡視、モニタリング活動により、異常の早期発見に努め、機動的な維持管理を行います。



河川巡視

③ 河川管理施設の適切な操作を行い、機能を維持していきます。

④ 被災時における二次災害の防止に努めるため、平常時は被害軽減のための洪水、高潮体制の充実を図っていきます。



水防訓練の様子

⑤ 関係機関と連携して広域防災機能を強化します。



防災ステーションのイメージ図

⑥ 災害時の情報提供体制の充実を図っていきます。



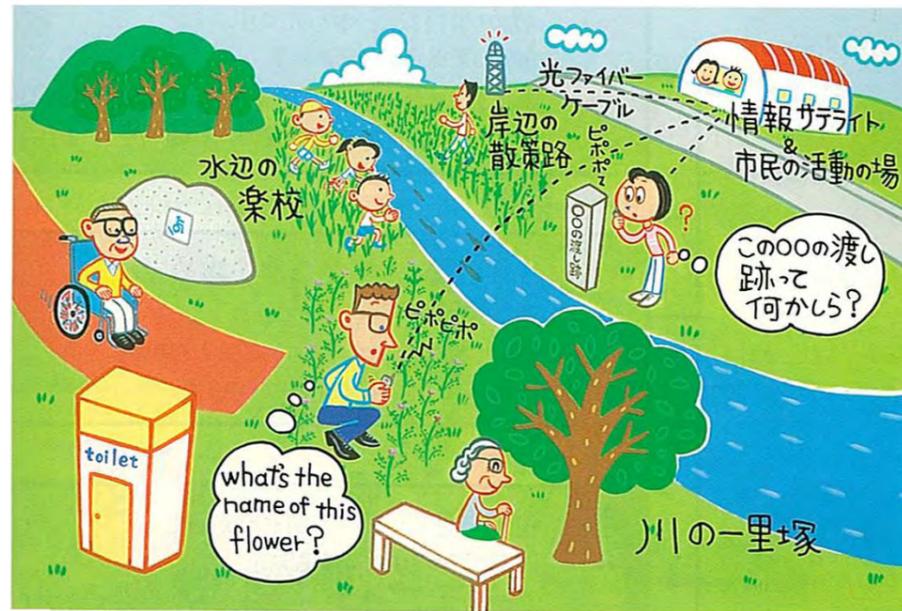
京浜河川事務所内の災害対策室の様子

計画の内容～action2

「多摩川流域リバーミュージアム」を実現します

多摩川への理解を深め価値を共有するため、多摩川流域リバーミュージアム計画を実現します。

多摩川流域リバーミュージアムは、多摩川に対する理解不足から発生する環境や景観の破壊、利用者同士の揉め事等を防ぐ上で、自然の実態、生態系、川にまつわる歴史や文化など、多摩川の持つ価値を広く啓発していくために、多摩川水系全体を博物館ととらえ、万人が多摩川の持つ価値を学習し、認識ができるようにするものです。



リバーミュージアムのイメージ図

3つの柱

①多摩川を学習や活動のフィールドに

②多摩川ともっともふれあいたい

③多摩川をもっと知りたい、知らせたい

多摩川流域リバーミュージアム（TRM）の実現に向けて、生態系の回復、人と川のふれあい、福祉、歴史文化などのそれぞれの視点から、整備や支援を行っています。

TRMを進めるにあたっては、市民のみなさんや流域自治体との連携により「多摩川らしさ」を共有し、ひとつひとつの取り組みを協働の精神で行っていくことが大切と考えています。

①豊かな自然を守るために～生態系保全回復関連対策

多摩川の生態系を回復させることを目的にして、環境整備に取り組みます。

- ・ ワンドの整備
- ・ 魚道の整備
- ・ リバービオコリドーの整備

②きれいな水、安全な水をもとめて～水環境関連対策

⇒ action4 参照

③憩い、遊び、学べる川をめざして～人と川のふれあい関連対策

多摩川が人と自然、人と人とのコミュニケーション空間となるような環境整備をすすめます。

- ・ 水辺の楽校
- ・ 水辺再発見プロジェクト
- ・ 岸辺の散策路
- ・ 川の一里塚
- ・ 水と緑のネットワーク
- ・ 渡し
- ・ TRM情報拠点

④多摩川をバリアフリーに～福祉関連対策

高齢者や障害者の方にも、気軽に多摩川を訪れてもらうため、バリアフリー化を推進します。

- ・ 緩傾斜坂路（スロープ）

⑤文化を育んできた川だから～歴史文化関連対策

多摩川の歴史文化を多くの方に知ってもらうために、多摩川や流域の歴史・文化の情報を収集し、多摩川への来訪者などへ積極的に提供していきます。

河川環境を保全するために～河川環境に関する維持管理

・ 河川環境の秩序ある保全と利用、人と川とのふれあい機能を維持していきます。

- ・ 多摩川流域の各主体が連携を図り、きめ細かな河川管理をめざします。
- ・ 河川環境管理計画を尊重した河川管理を行います。

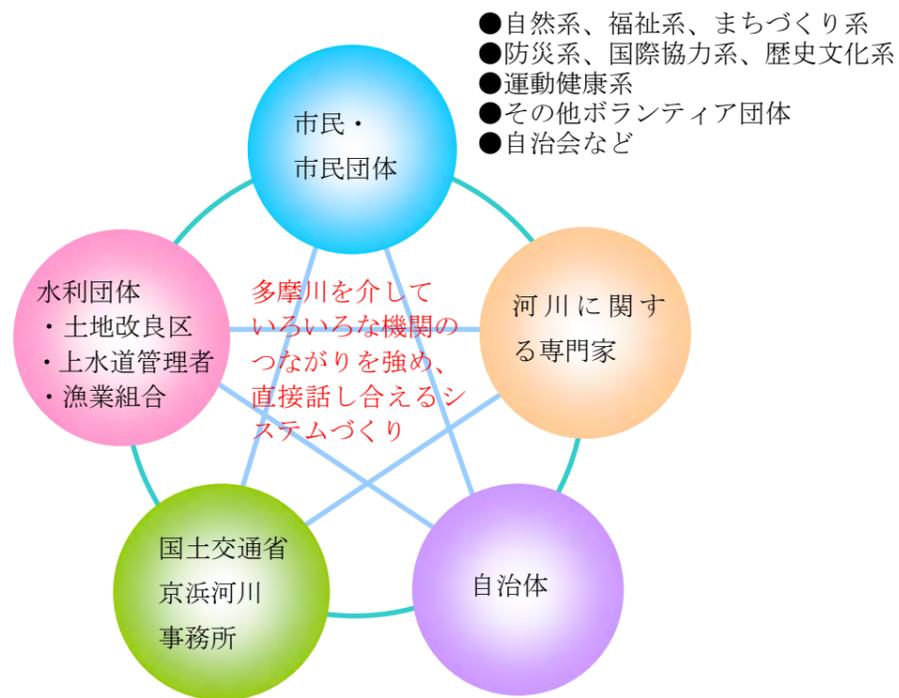
計画の内容～action3

協働の維持管理をめざします

行政と住民が協力しあい、自然豊かな川づくりをめざします

多摩川流域の自治体・市民団体などさまざまな主体をリンクアップしながら市民参加を支援します。

河川管理者、関係機関、自治体、学識経験者、自治会及び市民団体等が、それぞれの役割を認識して有機的な連携を図りながら、河川管理をしていきます。



整備計画の策定は、住民や流域自治体と河川管理者が「協働」してつくりあげました。

維持管理も、多摩川のよき伝統である「協働」の精神で行っています。

また、維持管理は、平常時・非常時ともに適切かつ機動的な対応をとることを努めています。

計画の内容～action4

水流実態解明プロジェクトで水流の調査・研究を行います

多摩川流域の水の循環を解明するため「水流実態解明プロジェクト」を推進します。

現在の多摩川の水量・水質の変化や、水の利用状況等を調査・研究し、その実態を明らかにする目的で行われるのが、「水流実態解明プロジェクト」です。

多摩川の水を今後も利用し続けていくためには渇水時の対策や、雨水の地下への浸透による保水、地下水の保全、湧水の保全等が必要となってきます。それを円滑に行うには、森林保護・育成等により、できる限り地面が水分を吸収できる環境をつくらなくてはなりませんし、都市部や住宅地においては、浸透舗装や浸透マス・浸透トレンチ等を設置することで、地下への雨水の浸透を促す必要があります。

本プロジェクトでは次のような調査が予定されています。

- ① 河川流量の挙動調査
- ② 支川・水路の流量調査及び湧水実態把握
- ③ 水利用の実態調査
- ④ 地下水位の実態調査
- ⑤ 本支川浄化機能の総合的評価調査
- ⑥ 面源負荷状態挙動調査
- ⑦ 有害化学物質、病原性微生物の実態調査
- ⑧ 生物状態調査
- ⑨ 処理水流下状態挙動調査

これらの調査結果に基づいて、多摩川を本来の豊かで清らかな流れに戻すための整備や管理が行われます。

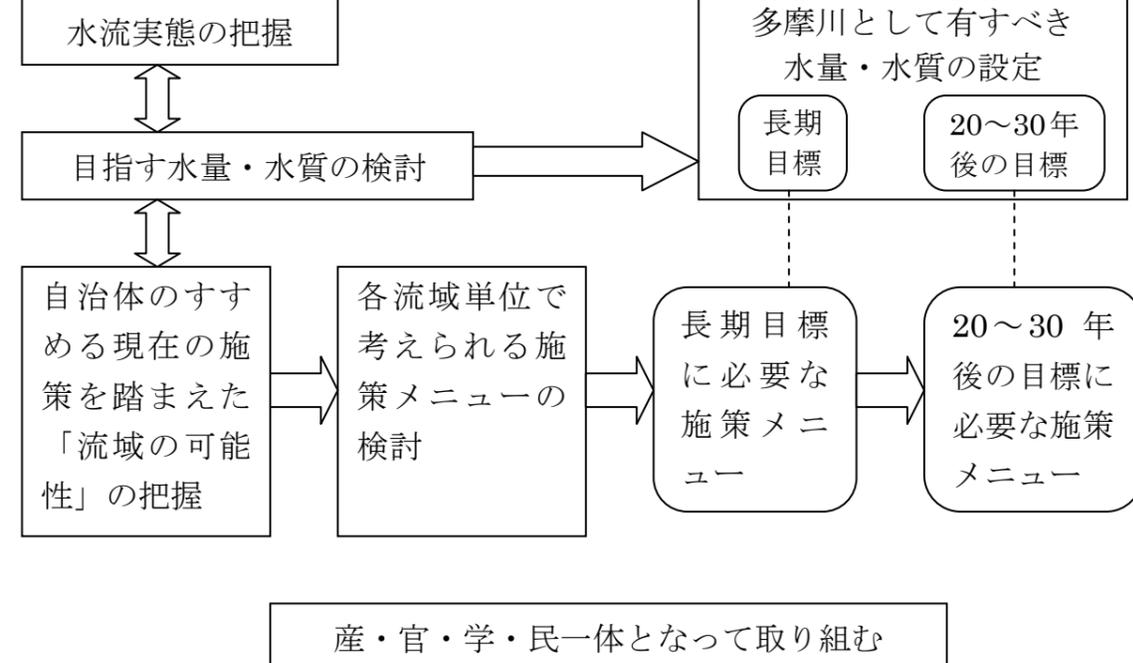
また、「総合的流水管理対策」を、地域住民、関係自治体、関係機関等と一体となり、推進していきます。

流域の雨水浸透機能の保全・回復、地下水の保全、湧水の保全・回復、異常渇水に対する備え、地震発生後における防災用水としての河川水の有効利用、及び水路網の復活などを総合的に考慮して対策していきます。

「水流実態解明プロジェクト」では、水流の実態を明らかにするとともに、多摩川の水に対する沿川住民のみなさんの要望をできる限りかなえることも重要と考えています。

ここでも「協働」の精神にのっとり、流域の意向アンケートや水流解明キャラバンなどの取り組みを市民のみなさんや流域自治体と協力して行っています。

水流実態解明プロジェクトの進め方



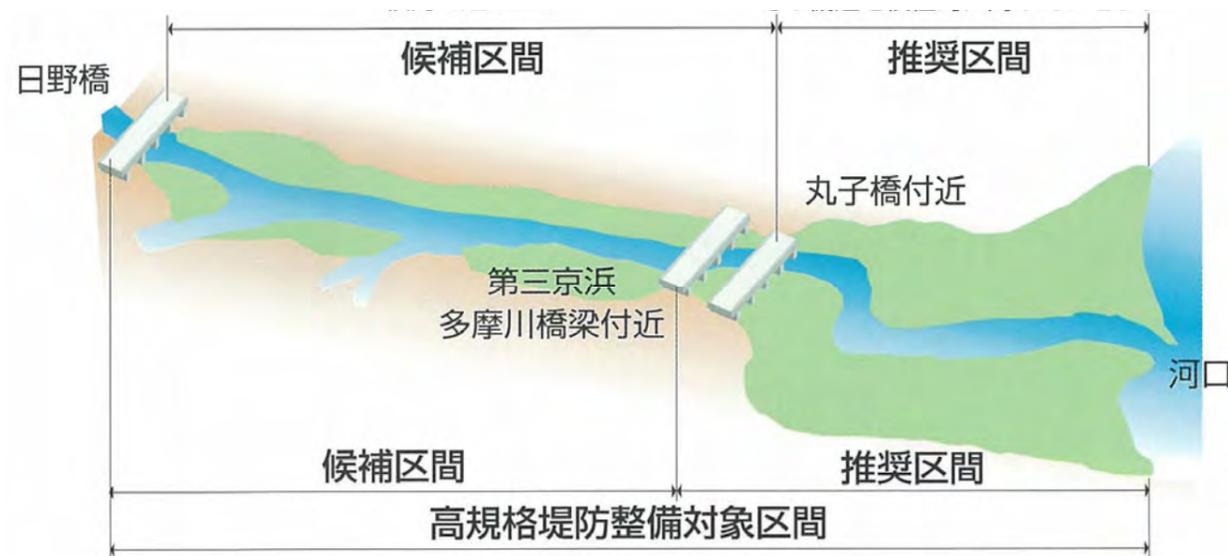
スーパー堤防の整備を進めます

超過洪水対策（高規格堤防）を行います。

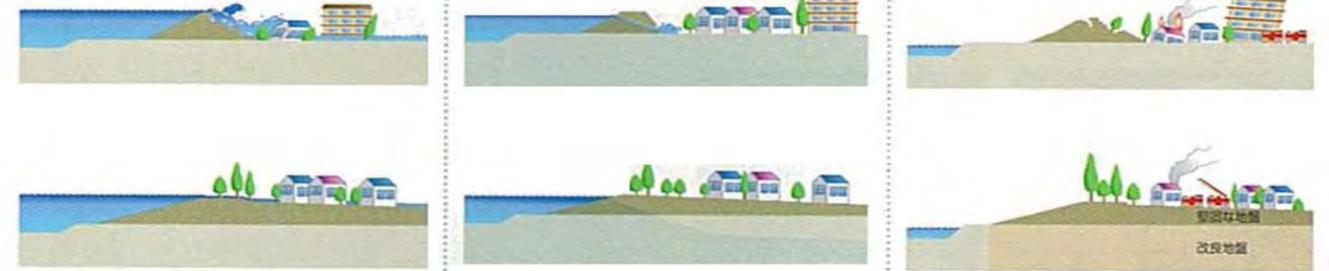
超過洪水とは、計画の規模を上回る洪水のことで、これに対する対策として高規格堤防（スーパー堤防）の整備が挙げられます。

首都圏を壊滅的な被害から守ることを目的としたスーパー堤防は、河口から左岸・丸子橋、右岸・第三京浜多摩川橋梁付近までは推奨区間として、スーパー堤防とまちづくりの一体的整備について提案や検討を進めていきます。また、その上流から日野橋までは候補区間として、地域のまちづくりの機運などを勘案し、検討を進めます。

平成13年2月に策定された『多摩川沿川整備基本構想』に示されている「推奨区間」と「候補区間」で、洪水や地震に強く、また水と緑に親しむことのできる水辺空間を創造することができるスーパー堤防の整備を進めています。



スーパー堤防の構造



○越水しても壊れません。

普通の堤防は、洪水による氾濫で水が乗り越えてきた場合、その力で決壊してしまう可能性があります。しかし、スーパー堤防は、陸続きのため、水の力で決壊することはありませんし、水がゆるやかな斜面を流れるため、周辺への被害も最小限に留めることができます。

○浸透しても壊れません。

普通の堤防の場合、洪水が長期間にわたって続くと、水の浸透によって決壊を招くおそれがあります。しかし、スーパー堤防は陸続きで幅が広いので、浸透水によって決壊することがありません。

○耐震性にも優れています。

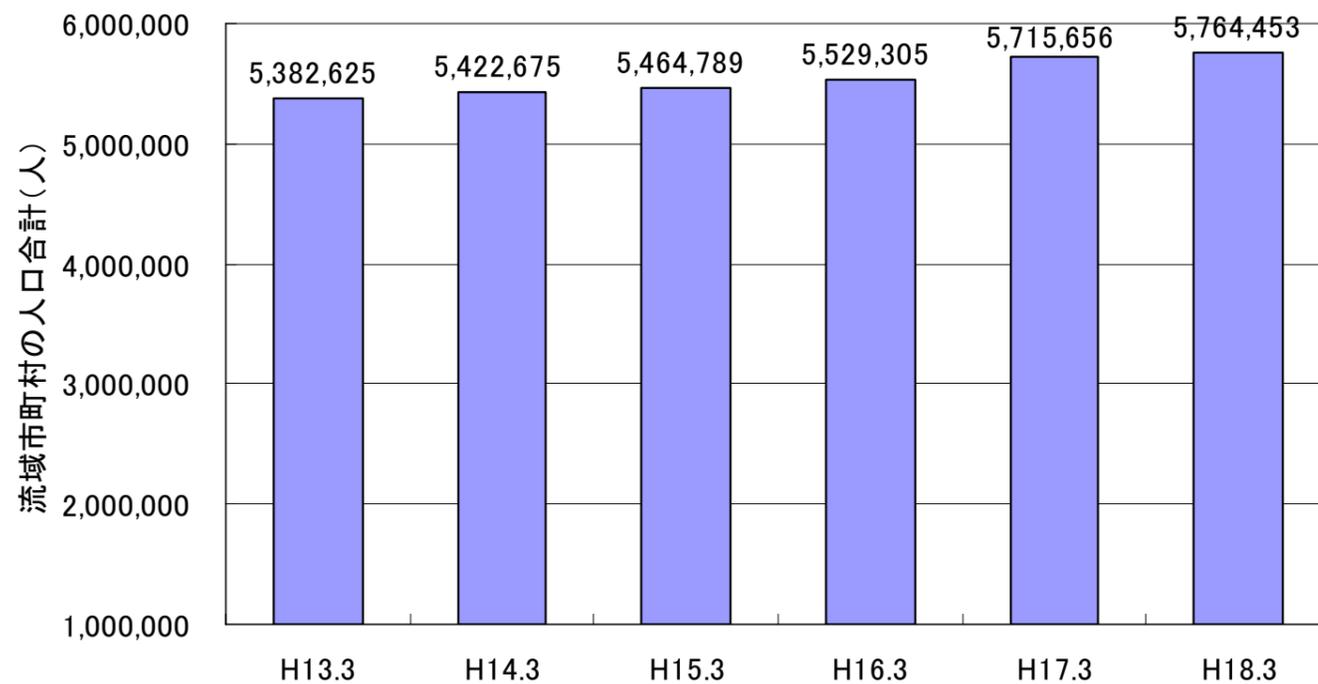
大地震が起きた場合、堤防の背後の軟弱な地盤にある市街地は大きな被害を蒙る可能性があります。しかし、スーパー堤防上の市街地は、軟弱な地盤を強い地盤へと改良し、堤防の傾斜を緩やかにするため、液状化現象やすべりに強くなります。

平成 16～17 年度における社会状況・自然状況等の変化のモニタリング (1)

社会状況の変化のモニタリング

人口の推移

多摩川の流域は、東京都の 26 市区町村、神奈川県川崎市の 6 区、山梨県の 1 市 2 村にまたがっています。多摩川流域が含まれる市区町村の人口総数は、昭和 50 年までは急増しましたが、高度成長期が終わった昭和 50 年代以降は穏やかな伸びになっています。多摩川水系河川整備計画が策定された平成 13 年 3 月から平成 18 年 3 月までの 5 年間で、人口は約 7% 増加しています。



多摩川流域が含まれる市町村の人口推移

資料：「全国市町村要覧」各年 3 月 31 日現在の値

洪水氾濫時・土砂災害発生時における被害最小化策

平成 16 年は、梅雨期の集中豪雨や度重なる台風の上陸により、全国各地で激甚な水害、土砂災害及び高潮災害が数多く発生しました。平成 17 年にも、9 月 4 日に、東京都杉並区下井草では時間最大 112mm/hr という記録的な降雨が発生し、都内の浸水被害は合計 6,266 戸に達しました。これらは、未だ災害に対する整備水準が低いことも大きな要因ですが、近年の集中豪雨の増加等の自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな災害の様相を呈するものでもありました。

平成 16 年の災害をはじめ、近年の災害から浮かび上がった新たな課題に的確に対応すべく、これまでの災害対策を総点検し、その抜本的な改善を図るために、「社会資本整備審議会 河川分科会 豪雨災害対策総合政策委員会」が平成 16 年 11 月 11 日に設けられました。

委員会では、平成 16 年 12 月 2 日に、緊急に対応すべき事項について「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」をとりまとめました。その後、今後の河川・砂防・海岸行政において取り組むべき施策等について、平成 17 年 4 月、「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」をとりまとめました。

緊急提言を受けて、国土交通省は平成 16 年 12 月 10 日に「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を策定し、関係する制度や体制の整備、必要な事業実施が図られてきています。

さらに、「大規模降雨災害対策検討会」により、平成 17 年 12 月 26 日に「洪水氾濫時・土砂災害発生時における被害最小化策のあり方」の提言がなされています。

国土交通省河川局ホームページ 関連記事アドレス

<http://www.mlit.go.jp/river/index/041210actionplan.pdf>
<http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai/daikibo/051226/1.pdf>

「景観緑三法」制定

都市や農山漁村の景観保全や緑化等については、これまで国の根拠法律が存在せず、地方自治体が自主条例で対応してきたため、規制等の限界がありました。この問題に対処するため、平成 16 年 6 月 18 日に「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」のいわゆる「景観緑三法」が公布され、平成 17 年 6 月 1 日に全面施行されました。

その中心をなす景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律です。

平成 16～17 年度における社会状況・自然状況等の変化のモニタリング (2)

自然状況の変化のモニタリング

【平成 16 年度に実施した洪水対策の体制】

平成 16 年度は 2 回、平成 17 年度は 3 回洪水体制に入りました。

平成 16 年 10 月 (台風 22 号)、平成 17 年 9 月出水の際、京浜河川事務所が関係機関と連携を図った対応について紹介します。

●平成 16 年 10 月台風 22 号

<雨の状況>

- 10 月 8 日から降り始め、多摩川の小河内観測所では降り始めからの雨量が 188mm となりました。

<出水の状況>

- 多摩川の田園調布 (上) 観測所で、9 日 20 時に危険水位 (A.P. +7.00m) にせまる水位 A.P. +6.99m となりました。

<洪水対策の体制>

- 京浜河川事務所では、管理する多摩川等の河川の水位状況等を監視するため、10 月 8 日 15:30 から注意体制、9 日 16:00 に警戒体制に入り、対応にあたりました。
- 各河川の水位が低下した 10 日 11:30 に注意体制を解除しました。

<河川情報の提供>

- 京浜河川事務所ホームページでは、台風 22 号に関する情報を雨量・水位・ライブカメラ画像等をリアルタイムで提供しました。
- JR 川崎駅前、JR 八王子駅前、二ヶ領せせらぎ館の河川情報板でも、9 日午後より通常放送から洪水時の放送に変更し、出水に関する情報提供 (ニュース、天気予報、各観測所の水位など) を行いました。



●平成 17 年 9 月 5 日出水

<雨の状況>

- 大型で非常に強い台風 14 号の影響で 9 月 4 日夜から 5 日かけて 1 時間あたり 100mm 前後の猛烈な雨が降り、東京都や埼玉県、神奈川県で床上浸水などの被害が発生しました。
- 多摩川の多摩観測所では、降り始めから 9 月 5 日 4 時までの雨量が 108mm を記録しました。

<出水の状況>

- これにより、多摩川では指定水位 (4.50m) を越える出水 (4.82m) となりました。

<洪水の体制>

- 京浜河川事務所では、管理する多摩川等の河川の水位状況等を監視するため、9 月 4 日 23:20 から注意体制、9 月 5 日 0:30 に警戒体制に入り、対応にあたりました。
- 各河川の水位が低下した 9 月 5 日 5:50 に注意体制を解除しました。

<河川情報の提供>

- 京浜河川事務所では、出水時の情報提供を迅速かつ的確に行うため、ホームページによる各種情報提供を行いました。
- また、出水時の情報提供の一環として、管内の 4 つの記者クラブに対して Fax を用いて、随時記者発表を行いました。



丸子橋付近 (平常時)



丸子橋付近 (洪水時)



二子橋付近 (平常時)

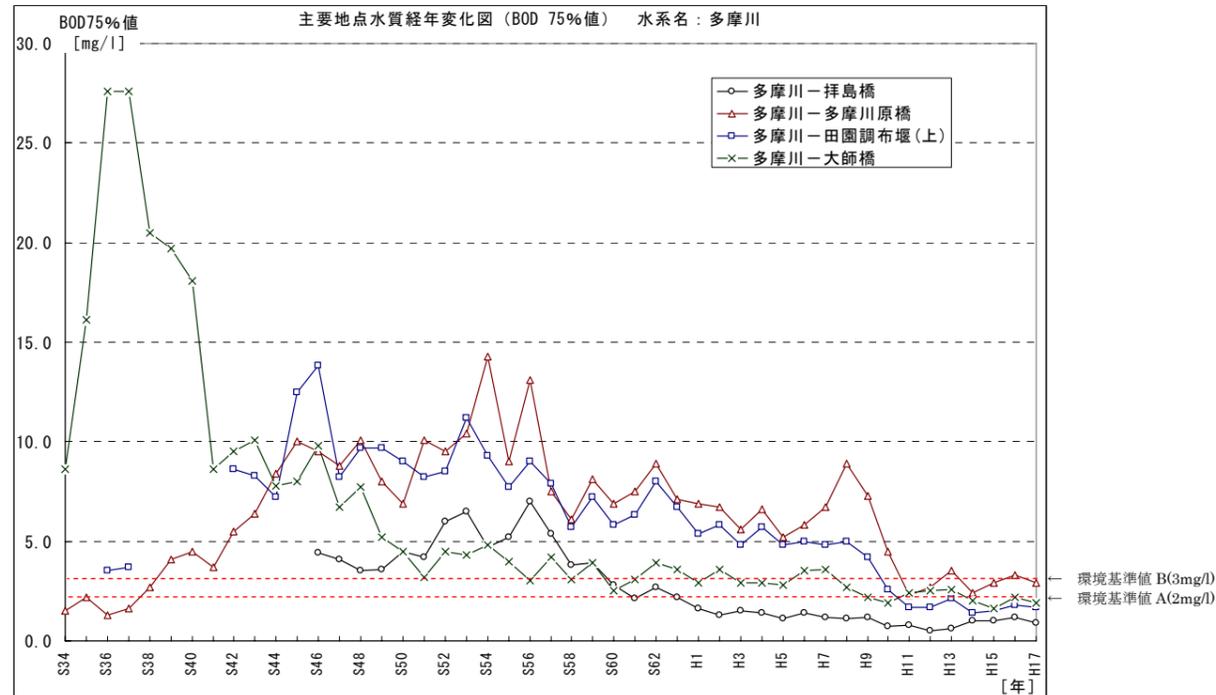


二子橋付近 (洪水時)

平成 16～17 年度における社会状況・自然状況等の変化のモニタリング (3)

自然状況の変化のモニタリング

【水質 (BOD) の状況】



・これによると、近年はほとんどの地点で環境基準値を満足しています。

【動植物の状況】

- ・平成 16 年度には鳥類調査を、平成 17 年度には植物調査を実施しました。
- ・多摩川での動植物の確認状況は、最新データ (平成 9 年度から平成 17 年度の調査結果) では、次のとおり確認しております。

各調査の最新データ

分類	確認種
魚類	61
底生動物	322
植物	812
鳥類	123
両生類	9
爬虫類	8
哺乳類	13
陸上昆虫等	988



国土交通省河川局のホームページ <http://www.mlit.go.jp/river/> における、水情報国土 <http://www.mlit.go.jp/river/IDC/index.html> では、

- ・川の防災情報 <http://www.river.go.jp/> で全国のリアルタイムの水質も提供されています。
- ・水文・水質データベース <http://www1.river.go.jp/> で、雨量、水位、流量、水質、底質、地下水位、地下水質、積雪深、ダム堰等の管理諸量、海象のデータを公表しております。
- ・河川環境データベース

<http://www.mlit.go.jp/river/IDC/database/databasetop.html>

では、河川水辺の国勢調査の調査結果について、調べることができます。

京浜河川事務所のホームページ <http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp> でも、動植物図鑑 http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp/illustrated_book/index.htm にて、多摩川 (鶴見川・相模川) の鳥類図鑑・魚類図鑑・植物図鑑を見ることができます。

※巻末資料に、平成 16 年度の調査項目である鳥類のデータ、平成 17 年度の調査項目である植物のデータを添付しております。

平成 16～17 年度の実施状況

構成と記述内容について

平成 17 年度までの実施内容
(p.17～p.40)

整備計画における具体的なメニューである『第 2 章河川整備の実施に関する事項』の本文と、『多摩川水系河川整備計画』策定後の平成 13 年度から平成 17 年度までの実施状況を取りまとめたものです。(平成 16～17 年度分は文字を強調しています。)なお、実施項目の記述に当たっては、工事や業務の完成を基本に取りまとめています。

また、整備計画が策定されてから未着手となっている項目については、『整備に着手できない理由』を記入しています。

平成 17 年度までの実施項目一覧表
(p.41～p.44)

整備計画における具体的なメニューである『第 2 章河川整備の実施に関する事項』に記載されている一覧表の部分について、『多摩川水系河川整備計画』策定後の平成 13 年度から平成 17 年度までの実施状況を取りまとめたものです。

平成 16～17 年度の実施状況の評価
(p.45～p.74)

平成 17 年度までの実施内容に記載されている平成 16～17 年度の実施内容に関する主な取り組みについて、実施した内容をわかりやすく説明できるよう必要性・重要性などを記載し、達成の状況や効果などについて詳細に説明し評価したものです。

平成17年度までの実施状況

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>災害の発生防止又は軽減のための河川整備については、流域の社会情勢、気候の変化を踏まえた継続的な流域と河道のモニタリングを実施しながら、その結果を踏まえて、要対策箇所や対処方策を見直しつつ、整備計画目標流量を安全に流下させるための対策及び高潮対策を実施する。</p>	<p>継続的なモニタリングの実施と整備計画流量の安全な流下への対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 流域の社会的な情勢も把握する河川現況調査の実施（平成17年度） 河道内の形状をモニタリングするため直轄管理区間の定期縦横断測量の実施（平成13, 15, 17年度） 空中写真による河道現況の把握（平成13, 14, 15, 16, 17年度） 	—
<p>これらの対策にあたっては、地震防災のため構造物の耐震化等を図る。</p>	<p>地震災害に向けた対策</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画では『整備計画目標流量を安全に流下させる』ことを優先的に整備することとし、構造物の耐震化等は、新たに構造物を設置する場合または、老朽化等による改築等を行う場合に考慮する予定。
<p>また、整備計画目標流量が安全に流下することが可能な河道断面積が確保されている場合については、原則として低水護岸等の河川工事は行わないこととする。</p>			
<p>さらに必要に応じ、河川工事を行う場合については、水際の多様な環境に十分配慮した対策を行う。</p>	<p>環境に配慮した対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 護岸工事などを実施する際には、かごマットや長尺土嚢群の採用や、現地の河床材料を利用した護岸の目隠しなどの多自然型川づくりに積極的に取り組んだ。（平成16, 17年度も引き続き取り組んだ。） 	—
<p>加えて、堤防については、既設の堤防及び護岸の構造、質的状況等を調査するとともに、築堤や堤防強化対策が必要となる場合には、堤防法面を表のり裏のりとも一枚のりとし、浸透、侵食、越水及び地震に対する技術検討を加え、安全性を向上させた信頼性の高い構造とする。</p>	<p>現況施設の評価とその対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川堤防設計指針等の技術指針に基づき、現況堤防の安全性評価に取り組み、整備優先順序、対策工等を検討（平成16, 17年度も引き続き検討を実施） 	—
<p>整備途上段階での安全度の向上を図るため、小河内ダム等の既存施設の有効利用を図るとともに、流域内の洪水調節施設の設置についても調査・検討を行う。</p>	<p>既存施設の活用と流域の総合的治水対策</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画の治水の目標である戦後最大規模の洪水を安全に流すための整備を優先的に行い、洪水調節施設等については今後検討を進める。

(1)多摩川本川

①河道断面の確保対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>戦後最大規模(整備計画目標流量規模)の洪水を安全に流下させるため施設管理者と連携して<u>堰の対処及び堰上流部の河道掘削・浚渫等を行う河道断面確保対策</u>を推進する。</p>	<p>堰対策及び河道掘削・浚渫</p>	<p>・四谷本宿堰については、平成13年9月台風15号による出水で被災したため、応急復旧を実施(平成14年3月～平成14年6月)。引き続き、平成15年3月から河床安定対策として、床止施設を施工、併せて河道断面を確保。 (平成16年度完了。)</p> <p>・多摩川全川の土砂移動を勘案した河道の計画・管理の観点から学識者や専門家を交え検討。 (平成16, 17年度も引き続き検討)</p>	<p>—</p>
<p>特に、多摩川本川の中で、氾濫域が大きく、狭窄部で土砂の堆積により河道断面積が不足している石原地点周辺の流下能力を確保するために、直下流の<u>二ヶ領上河原堰の対策</u>を早急に行い、<u>当該区間の河道掘削・浚渫等</u>を行う。</p>	<p>二ヶ領上河原堰の対策及び当該区間の河道断面確保対策</p>	<p>・上記の(土砂移動を勘案した)検討において、早急に対策する必要がある二ヶ領上河原堰及び石原地区について先行して検討。 (平成16, 17年度も引き続き検討)</p>	<p>—</p>
<p>また、その他の堰については、阻害率、治水効果、上下流のバランスを総合的に勘案し順次その対処を行う。</p>	/	<p>・多摩川全川の土砂移動を勘案した河道の計画・管理の観点から学識者や専門家を交え検討。 (平成16, 17年度も引き続き検討)</p>	<p>—</p>
<p>なお、予期しない災害が発生した場合には、その堰の対策を緊急に講じる。</p>	/	<p>・四谷本宿堰については、平成13年9月台風15号による出水で被災したため、応急復旧を実施(平成14年3月～平成14年6月)。引き続き、平成15年3月から河床安定対策として、床止施設を施工。 (平成16年度完了。)</p>	<p>—</p>
<p>堤防の必要な幅や高さが不足している調布市多摩川地先等の区間においては、<u>河川管理施設等構造令等を踏まえて築堤</u>を実施する。</p>	<p>河川管理施設等構造令を踏まえた築堤の実施</p>	<p>—</p>	<p>・周辺の利用状況や緊急性を踏まえ、他の対策との優先順位などを考慮しつつ地域との調整を図りながら整備を行う予定。</p>
<p>また、<u>上丸子陸閘等の陸閘については、その解消</u>を図る。</p>	<p>陸閘の解消</p>	<p>・丸子橋の整備に伴う坂路整備で川崎市の許可工事で上丸子陸閘を解消。 (平成13年度完了。)</p>	<p>—</p>
<p>洪水を安全に流下させる観点から<u>著しく治水上の支障となる橋梁や、老朽化等により機能に不安のある樋門等については、施設管理者に対し適切な対処を行うよう指導</u>する。</p>	<p>治水上の支障となる河川管理施設の改善の指導</p>	<p>・出水期前に従前どおり、占有者等と履行検査を行い、指導を行う。 (平成16, 17年度も継続して実施)</p>	<p>—</p>
<p>また、高潮の発生による災害の防止又は軽減のため、河口から六郷橋までの高潮区間において<u>高潮堤防の整備等必要な対策</u>を実施する。</p>	<p>高潮災害の防止・軽減に必要な対策</p>	<p>・中瀬地区(右岸0.3k)で高潮堤防の整備を完了。 (平成17年度完了。)</p>	<p>・背後地の利用状況などを考慮し、他の対策との優先順位を考えながら整備を行う予定。</p>

②堤防等の安全性向上対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>河川の流況等により堤防防護に必要な河川敷幅が確保できない川崎市戸手地先や、高速流の発生により低水部の洗掘のおそれがある稲城市大丸地先等においては、水衝部・洗掘対策として強固な低水護岸等の対策を行う。</p>	<p>堤防防護に必要な水衝部・洗掘対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防設計指針等の技術指針に基づき、現況堤防の安全性評価に取り組み、整備優先順序、対策工等を検討。 (平成16, 17年度も引き続き検討) ・多摩川全川の土砂移動を勘案した河道の計画・管理の観点から学識者や専門家を交え検討。 (平成16, 17年度も引き続き検討) ・平成15年度より、多摩川堤防侵食集中対策として、多摩川でも特に被災が集中している中流部において侵食による破堤災害を防ぐための堤防と河岸を強化するプロジェクトをスタートし、平成15年度には日野地区(右岸40k付近)が完了、平成16年度は、元和泉(左岸24k付近)・関戸(右岸35k付近)地区・押立(右岸29.5k付近)地区・四谷上流(左岸38.5k付近)地区が完了、平成17年度は住吉(左岸35k付近)・錦町(左岸40k付近)地区が完了し、是政(左岸33k付近)地区については、対策地区としていたが、近年の状況から河岸前面の土砂が堆砂傾向であることから、引き続きモニタリングを行い、適切なタイミングで対策を行う。 	<p>—</p>
<p>また、国立市谷保地先など過去の洪水の実績等により漏水のおそれがある箇所及び浸透・侵食等に関する堤防の点検により対策が必要となる区間については、堤防強化対策や漏水対策を実施する。</p>	<p>漏水実績及び堤防点検結果を踏まえた堤防強化対策・漏水対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防設計指針等の技術指針に基づき、現況堤防の安全性評価に取り組み、整備優先順序、対策工等を検討。 (平成16, 17年度も引き続き検討) ・多摩川全川の土砂移動を勘案した河道の計画・管理の観点から学識者や専門家を交え検討。 (平成16, 17年度も引き続き検討) ・平成15年度より、多摩川堤防侵食集中対策として、多摩川でも特に被災が集中している中流部において侵食による破堤災害を防ぐための堤防と河岸を強化するプロジェクトをスタートし、平成15年度には日野地区(右岸40k付近)の高水護岸が完了 ・平成15年度に、大丸地区(右岸30k付近)で、築堤と併せて高水護岸が完了。 ・平成15年度に、災害復旧により、関戸地区(右岸35k付近)の高水護岸が完了。 ・平成16, 17年度に西六郷(左岸7.5k付近)、中瀬(右岸3.5k付近)、等々力(右岸14.0k付近)、久地(右岸19.0k付近)、中野島(右岸24.5k付近)、栄町(右岸42.0k付近)下石原(左岸29.0k付近)の高水護岸が完了。 	<p>—</p>
<p>なお、堤防等の安全性向上にあたっては、全川にわたり、必要性、緊急性、利用面、景観及び環境面等を総合的に判断して必要な堤防強化対策を行う。</p>	<p>全川にわたる堤防強化対策の必要性の検討及び整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防設計指針等の技術指針に基づき、現況堤防の安全性評価に取り組み、整備優先順序、対策工等を検討 (平成16, 17年度も引き続き検討) 	<p>—</p>

③総合的な治水対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
人口、資産が極めて高度に集積し都市化の進展した本川流域の特性に鑑み、 流域の保水・遊水機能の保全・改善対策の支援 を行うとともに、 警戒避難体制や情報伝達の充実、土地利用の適正化誘導、住まい方の工夫、越水しても被害を最小限にする対策 及び 防災教育 等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。	ソフト対策を含む総合的な治水対策	<p>平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出水時の情報伝達的手段として、二ヶ領宿河原堰(平成13年度)に河川情報板を設置、さらにホームページを充実。 ・平成15年5月、JR八王子駅前に河川情報板を設置し、運用開始。 ・平成16年11月、JR川崎駅前に河川情報板を設置し、運用開始。 ・平成13年度より出水時に河川情報等を自動的にメール配信するマルチコールのサービスを開始。 ・平成14年2月には、水防法に基づく多摩川浸水想定区域図を公表。 ・平成16年12月10日「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を受け、「災害情報普及支援室」を平成17年1月28日に設置し、「ハザードマップの作成に関する市町村への技術支援」、「災害情報協議会の運営(平成17年設立)」、「その他、災害ポテンシャル情報に関する普及・啓蒙活動」等を行う。 ・平成17年7月には、水防法に基づく浅川浸水想定区域図を公表。 	—

④超過洪水対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
破堤による流域の壊滅的な被害を回避するなど危機に備えたまちづくりを積極的に支援するため、 超過洪水対策を推進 する。	超過洪水対策の推進	<p>平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過洪水対策として、高規格堤防を促進。(平成16, 17年度も引き続き促進) 	—
特に、首都圏の壊滅的な被害の防止のため設定した河口から日野橋までの高規格堤防整備対象区間(支川背水区間を含む)に関しては、河口から左岸・丸子橋、右岸・第三京浜多摩川橋梁付近までを「推奨区間」として、 高規格堤防整備とまちづくりの一体的整備について、まちづくりの構想を提案や検討を進める。	高規格堤防整備推奨区間における整備構想の提案及び検討	<p>【推奨区間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13, 14年度は、2箇所(古市場地区・下丸子地区)で整備を継続。 ・平成15年度は、6箇所(大師河原第二地区・大師河原一丁目地区・中瀬第一地区・戸手地区・古市場地区・下丸子地区)で整備を継続。 ・平成16, 17年度は、3箇所(古市場地区、下丸子地区、中瀬第一地区)が完了。3箇所(大師河原第二地区、戸手地区、小向仲野地区)を施工中。 	—
その上で、整備に向けての機運を高めていくとともに、関係者の合意が得られた地区について整備を推進する。		<ul style="list-style-type: none"> ・高規格堤防に関するパンフレットを製作し配布。(平成16, 17年度も引き続き実施) ・二子玉川地区においてサポートシステムを設置、地元での勉強会等を実施。(平成16, 17年度も引き続き実施) 	—
また、その上流から日野橋までは「候補区間」とし、地域のまちづくりの機運や諸動向を勘案し、 まちづくりとの一体的な整備の検討 を進める。	高規格堤防整備候補区間における整備構想の提案及び検討	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川下流沿川の都市再生について塩浜周辺地区整備計画策定委員会において、多摩川下流都市再生の構想を提案。(平成15年度) 	—
その上で、関係者の合意が得られた地区について整備を推進する。	高規格堤防整備候補区間における整備の推進	<p>【候補区間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13, 14年度は、2箇所(大丸第二地区・矢野口地区)で整備を継続。 ・平成15年度は、3箇所(矢野口地区・稲城北緑地公園・東町地区)で整備を継続。 ・平成16, 17年度は、2箇所(稲城北緑地公園、東町地区)が完了。1箇所(矢野口地区)で整備を継続。 	—
なお、高規格堤防の整備にあたっては、市街地整備との綿密な連携を図るために、計画づくりのための連絡調整を図る 「多摩川沿川整備協議会」の設立運営 や まちづくりボランティア活動との連携 を図るとともに 減災型まちづくり対策の支援 を行う。	「多摩川沿川整備協議会」設立運営及び減災型まちづくり対策の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度に大師河原地区において、河川防災ステーションの整備に着手。平成16, 17年度も継続。 	—

⑤広域防災対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>多摩川流域では、人口、資産等の集積が進んでいるために、ひとたび洪水等により破堤した場合には、甚大な被害が想定される。また、多摩川流域のほとんどは「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、大規模な地震による河川管理施設や流域市街地の被災が想定される。</p>			
<p>このため、震災発生時に防災施設や被災地域等との確実な連絡を図るための緊急的な輸送路として、河川環境に配慮しつつ緊急用河川敷道路の整備を行う。</p>	<p>緊急用河川敷道路の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急用河川敷道路における緊急整備区間（左岸：多摩川大橋～是政橋 右岸：多摩川大橋～二子橋）の整備を推進。 緊急用河川敷道路の表面には土を被せ芝を張るなど、平常時における周辺環境に配慮し、平成14年度に510mを整備し国道1号へのアクセスとして坂路一箇所と堤防天端を整備した。 平成15年度は、緊急用河川敷道路480m、坂路2箇所を完了。 ・平成17年度には、緊急用河川敷道路1930mを完了、支川渡河橋梁一箇所の整備を促進。 	<p>—</p>
<p>また、洪水、高潮時には氾濫被害を最小限に抑える活動拠点となり、震災時には被害の円滑な復旧・復興の支援拠点となる地域防災活動拠点（水防拠点及び河川防災ステーション）を整備する。</p>	<p>地域防災拠点の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度より、大師地区スーパー堤防整備と併せて防災拠点の整備を検討。 ・平成15年3月末、大師河原河川防災ステーションが河川局長より承認される。これにより用地買収に着手。 ・平成15, 16, 17年度において大師河原地区スーパー堤防整備との一体整備を促進。 	<p>—</p>
<p>なお、地域防災活動拠点の整備にあたっては、関係自治体と連携を図るとともに、東西方向の主要道路と緊急用河川敷道路の結節点周辺部等を候補地とし、高規格堤防の整備等に併せた効率的な整備を推進する。</p>	<p>高規格堤防等の整備等に併せた効率的な地域防災活動拠点の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度より、大師地区スーパー堤防整備と併せて防災拠点の整備を検討。 ・平成15年3月末、大師河原河川防災ステーションが河川局長より承認される。これにより用地買収に着手。 ・平成15, 16, 17年度において大師河原地区スーパー堤防整備との一体整備を促進。 	<p>—</p>
<p>さらに、緊急車両が堤防上を往来可能とするための車両交換場所等の整備を推進するとともに、海上から多摩川を通じた物資の搬入・荷揚げを可能とする緊急用船着場の整備や、航空輸送を行うための河川敷ヘリポートなど陸上輸送の代替手段確保のための施設整備を推進する。</p>	<p>車両交換場所の整備、緊急用船着場の整備、河川敷ヘリポートの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度より、大師地区スーパー堤防整備と併せて防災拠点の整備を検討。 ・平成15年3月末、大師河原河川防災ステーションが河川局長より承認される。これにより用地買収に着手。 ・平成15, 16, 17年度において大師河原地区スーパー堤防整備との一体整備を促進。 	<p>—</p>
<p>越水による洗堀の防止や氾濫流による破堤部の拡大防止など減災対策として、樹林帯を整備する。</p>	<p>減災対策としての樹林帯整備</p>	<p>—</p>	<p>・堤防背後地の利用状況、他の対策との優先順序等を考慮しながら対策を行う予定。</p>
<p>また、八王子市高月地先及び羽村市羽中地先から羽村市羽地先においては、霞堤により遊水する地区として、遊水機能の確保を前提とした土地利用誘導等の施策を関係自治体と連携して行う。</p>	<p>遊水機能の確保を前提とした土地利用誘導</p>	<p>—</p>	<p>・他の対策との優先順序等を考慮しながら、具体的な施策について検討を進める。</p>
<p>河川情報を瞬時に把握し、防災活動の初期からの確かつ迅速な対応を可能とするため、光ファイバなどを用いた情報通信機能を整備するとともに高度情報機器を配備し、防災機関、沿川自治体等との双方向の情報交換も含めた情報収集提供体制の充実を図る。</p>	<p>情報通信機器の整備、高度情報機器の配備による情報収集提供体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CCTVカメラ、情報コンセント及び水位データのリアルタイム観測の整備、二ヶ領宿河原堰に河川情報板設置。（平成13年度） ・浅川においてもCCTVカメラ、情報コンセント及び水位データのリアルタイム観測の増設。（平成14年度） ・CCTVカメラ、情報コンセントの増設（平成15年度） ・CCTVカメラの増設（平成16, 17年度） ・平成15年5月、JR八王子駅前に河川情報板を設置し、運用開始。 ・平成16年11月、JR川崎駅前に河川情報板を設置し、運用開始。 ・平成15年度、無線LANによる情報提供の試験施工開始 	<p>—</p>

(2) 浅川

① 河道断面の確保対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>戦後最大規模（整備計画目標流量規模）の洪水を安全に流下させるため、石田床固や長沼床固等の河川管理施設の改築・撤去、及び長沼床固上流部等での河道掘削を行う。</p>	<p>床固め等の河川管理施設の改築・撤去及び河道掘削</p>	<p>【床固対策として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百草床固の改築(平成12年度完了) ・新井床固、石田床固の撤去(平成14年度完了) ・長沼床固切り下げ（平成15年6月完了）、西平山床固切り下げ（平成16年3月完了）により、浅川緊急改修の床固対策の完了。 <p>【湯殿川、山田川の合流点処理として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯殿川床固、山田川床固を設置(平成14年度完了) <p>【低水護岸整備として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長沼床固～山田川合流点間の約1,600mの低水護岸整備を一部完了（平成14年度）。平成15年度に西平山地区を整備し、浅川緊急改修の低水護岸整備が完了。 ・多摩川合流点～ふれあい橋下流までの約1,600mの低水護岸(平成14年度完了) <p>【河道掘削として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川合流点～ふれあい橋下流までの河道掘削(平成14年度完了) ・長沼床固～山田川合流点間の河道掘削については、今後土砂の移動をモニタリングしながら必要に応じて実施。（平成15, 16, 17年度と引き続き調査） 	<p>—</p>
<p>また、流域の地層は上総層群の分布により、河道においていわゆる土丹の露出している箇所が見られるため、これを考慮した河床変動調査による将来河床の予測や侵食、剥離、水跳ね等を考慮した河床安定対策等を検討し、適切な対処を行う。</p>	<p>将来河床の変動状況の予測及び河床安定対策等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期縦横断測量の実施（平成13, 15, 17年度） ・空中写真による河道現況の把握(平成13, 15, 16, 17年度) 	<p>—</p>
<p>堤防の必要な幅や高さが不足している日野市新井地先等の区間においては、河川管理施設等構造令等を踏まえて築堤を実施するとともに、築堤に伴って改築が必要な樋門については、施設管理者と協議の上、新設、改築又は撤去する。</p>	<p>河川管理施設等構造令を踏まえた築堤とそれに伴う樋門の新設・改築・撤去</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度に、西平山地区と北野町地区の無堤区間の築堤(平成16年3月完了) ・平成15年度に、西平山地区の上村用水樋管を撤去し、北野町地区の川北用水樋管に統廃合し改築(平成16年3月完了) ・平成16年度には元横山町地区の築堤を完了。 	<p>—</p>
<p>洪水を安全に流下させる観点から著しく治水上の支障となる橋梁や老朽化等により施設の安全性が確保できない樋門等については、施設管理者に対し適切な対処を行うよう指導する。</p>	<p>治水上の支障となる河川管理施設の改善の指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出水期を前に従前どおり、占有者等と履行検査を行い、指導を行う。（平成16, 17年度も継続して実施） 	<p>—</p>

②堤防等の安全性向上対策			
本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>高速流の発生により低水部の洗掘のおそれがある日野市石田地先等において、水衝部洗掘対策として強固な低水護岸等の対策を行う。</p>	<p>強固な低水護岸等による水衝部洗掘対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長沼床固～山田川合流点間の約1,600mの低水護岸を一部完了（平成14年度）。平成15年度に西平山地区を施工し、浅川緊急改修の低水護岸が完了。 ・多摩川合流点～ふれあい橋下流までの約1,600mの低水護岸を一部完了。（平成14年度完成） ・平成16年度には、元横山地区が一部完了、長沼地区、大和田地区を施工中。 ・平成17年度には、長沼地区、大和田地区、暁地区、中野地区が一部完了。 	—
<p>また、築堤に伴い、日野市高幡地先等の区間において高水護岸の整備を行う。</p>	<p>築堤に伴う高水護岸の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南平地先において、築堤及び高水護岸整備を実施。（平成13年度完了） ・平成15年度に、元横山地区において、築堤及び高水護岸整備を実施。（平成16年6月完了） ・平成15年度には、西平山地区、北野町地区の無堤区間の築堤と併せて高水護岸を整備。 ・平成16年度には、元横山地区が一部完了、新井地区、大和田地区が施工中。 ・平成17年度には、新井地区、大和田地区、暁地区、中野地区一部完了。 	—
<p>なお、堤防等の安全性向上にあたっては、全川にわたり、必要性・緊急性・利用面・景観及び環境面等を総合的に判断して必要な堤防強化対策を行う。</p>	<p>全川にわたる堤防強化対策の必要性の検討及び整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南平地先の高水護岸整備において、自治体の道路整備事業と連携を図ることにより利用面、環境面の向上と堤防強化を併せ持った整備を実施（平成13年度完了） ・平成15年度に、元横山地区、西平山地区、北野町地区の高水護岸、低水護岸の整備にあたり、環境面の向上と堤防強化を併せ持った整備を実施。 ・平成16年度には、元横山地区の高水護岸を一部完了。新井地区と大和田地区が施工中。 ・平成17年度には、新井地区、大和田地区、暁地区、中野地区の高水護岸を一部完了。 	—
<p>さらに、湯殿川合流点上流の特殊防御区間については、特に洪水時の堤防の安全性の確保が十分でない箇所において、河川敷造成等必要な対策を行う。</p>	<p>河川敷造成等による堤防の安全性確保対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度に、元横山地区において、特殊防護（二重防護）による安全性確保対策として低水護岸を実施。（平成16年6月完了） ・平成16年度には、元横山地区の水衝部対策を一部完了。長沼地区と大和田地区が施工中。 ・平成17年度には、長沼地区、大和田地区、暁地区、中野地区の水衝部対策を一部完了。 	—

③総合的な治水対策			
本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>急勾配で洪水が一気に流下するうえ、市街地が中・下流域に集中している浅川流域の特性に鑑み、上流域の開発に伴う土砂等の流出抑制対策や、雨水の保水・遊水機能の保全・改善対策の支援、土地利用の適正化誘導を行う。</p>	<p>土砂流出抑制対策及び雨水の保水・遊水機能の保全・改善対策支援、土地利用の適正化誘導</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> ・沿川の自治体や関係機関等と連携を図りながら、具体的な対策について検討を進めていくとともに、それぞれの役割分担や支援方法等について調整を図っていく予定。
<p>また、中・下流域においては、住まい方の工夫等、破堤・越水による被害を最小限にする対策、及び洪水到達時間が短いことを念頭に置いた警戒避難体制や情報伝達の充実等を関係機関や地域住民等と連携して行う。</p>	<p>破堤、越水被害を最小限にする対策及び警戒避難体制・情報伝達の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出水時の情報伝達の手段として、ホームページを充実。 ・平成13年度より出水時に河川情報等を自動的にメール配信するマルチコールのサービスを開始。 ・平成15年5月、JR八王子駅前に河川情報板を設置し、運用を開始。 ・平成16年11月、JR川崎駅前に河川情報板を設置し、運用を開始。 ・平成15年度に、無線LANによる情報提供の試験施工開始 ・平成17年7月には、水防法に基づく浅川の浸水想定区域図を公表。 	—

④広域防災対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>浅川流域でも本川流域同様、人口、資産等の集積が進んでいるために、ひとたび洪水等により破堤した場合には、甚大な被害が想定されるとともに、流域全体が「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されおり、大規模地震による河川管理施設や流域市街地の被災が想定される。</p>			
<p>このため、洪水時には氾濫被害を最小限に抑える活動拠点となり、震災時には被害の円滑な復旧・復興の支援拠点となる地域防災活動拠点（水防拠点及び河川防災ステーション）を関係自治体と連携して整備を推進する。</p>	<p>地域防災活動拠点の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急用河川敷道路における緊急整備区間（左岸：多摩川大橋～是政橋 右岸：多摩川大橋～二子橋）の整備を推進。 ・緊急用河川敷道路の表面には土を被せ芝を張るなど、平常時における周辺環境に配慮し、平成14年度に510mを整備し国道1号へのアクセスとして坂路一箇所と堤防天端を整備した。 ・平成15年度は、緊急用河川敷道路480m、坂路2箇所を完了。 ・平成17年度には、緊急用河川敷道路1930mを完了、支川渡河橋梁一箇所の整備を促進。 	<p>-</p>
<p>また、緊急車両が堤防上を往来可能とするための車両交換場所等の整備を推進するとともに、越水による洗堀の防止や氾濫流による破堤部の拡大防止など減災対策として、樹林帯を整備する。</p>	<p>車両交換場所等の整備及び樹林帯の整備</p>	<p>-</p>	<p>・背後地の利用状況などを考慮し、他の対策との優先順位を考えながら整備を行う予定。</p>
<p>さらに、河川情報を瞬時に把握し、防災活動の初期からの確かつ迅速な対応を可能とするため、光ファイバなどを用いた情報通信機能を整備するとともに高度情報機器を配備し、情報収集提供体制の充実を図る。</p>	<p>情報通信機器の整備、高度情報機器の配備による情報収集提供体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CCTVカメラ、情報コンセント及び水位データのリアルタイム観測の整備、二ヶ領宿河原堰に河川情報板設置。（平成13年度） ・浅川においてもCCTVカメラ、情報コンセント及び水位データのリアルタイム観測の増設。（平成14年度） ・CCTVカメラ、情報コンセントの増設（平成15年度） ・CCTVカメラの増設（平成17年度） ・平成15年5月、JR八王子駅前に河川情報板を設置し、運用を開始。 ・平成16年11月、JR川崎駅前に河川情報板を設置し、運用を開始。 ・平成15年度に、無線LANによる情報提供の試験施工開始 	<p>-</p>

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の確保に関する事項

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、 多摩川の流量の挙動や本支川浄化機能の総合的評価、面源負荷状態の挙動、地下水状態の挙動、雨水状態、有害化学物質・病原性微生物の実態、生物の生息・生育等の状況、下水道処理水の流下状態の挙動 等について関係機関等と一体となって 調査・研究 を行う。	多摩川水流実態解明のための調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の所有する水量、水質に関する情報収集整理し、水流解明プロジェクトを推進（平成13, 14年度） 多摩川流域の水循環系を再現するモデルを検討（平成13年度）。 主要な水の出入りがある地点で同時流量観測を実施。（平成16, 17年度においても実施） 平成16年度は、流域内の各地区における水量、水質の歴史的な変遷を整理するとともに、現在の多摩川の抱える水量、水質の問題点を明らかにする新たな評価資料を検討。 平成17年度は、流域内各流域の水循環系を再現するモデルを構築し、将来の施策検討を議論。各地区における水量、水質の歴史的変遷と、各地区が抱える水量と水質に関する課題・問題点を整理し、多摩川水系の水循環系健全化に向けた対策について、関係機関の意見を踏まえ検討。 	
その結果を踏まえ、多摩川の水質として有すべき水量とその変動及び水質などを明らかにし、流域自治体、関係機関及び地域住民と連携を図りながら 目標値の決定 を行うとともに、 河川整備計画の見直し を行って必要な施策を講じる。	水量・水質の目標値の決定及び河川整備計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 水流実態解明プロジェクトにおいて目標値について検討。（平成16, 17年度においても検討） 	
また、 河川水の適正な利用を図るための技術・システムの研究・開発 を行うとともに、 水源の手当についても必要な調査 を行うほか、異常渇水時や河川とのふれあい時も含めた河川水の利用価値や平常時の環境用水及び危機時の防災用水としての河川水の存在価値など水に関する経済的検討を含めた調査を行う。	河川水の適正利用に関する技術・システムの調査・研究及び水源手当のための調査	<ul style="list-style-type: none"> 小河内ダムの容量と羽村取水堰からの取水量との関係について、検討を実施。 	
さらに、諸外国の流域における水循環系の管理実態を参考としつつ、 健全な水循環系の実現に向けた統合的流水管理対策を立案 し適切な施策を講じる。	健全な水循環系実現に向けた統合的流水管理対策の立案及びそれに係わる支援	<ul style="list-style-type: none"> 流域内での水循環に関する取り組み状況を調査（平成14年度） 流域の主要支川における水循環の現状や課題を整理。（平成15, 16, 17年において引き続き実施） 	
また、これにかかわる 産・官・学・民の取組に対して積極的な支援 を行う。	健全な水循環系実現に向けた統合的流水管理対策の立案及びそれに係わる支援	—	健全な水循環系の実現に向けた検討に着手しており、そのなかで支援体制等についても今後検討を行う。
多摩川は、都市化に伴う水問題に直面する諸外国への貴重な教訓がたくさんあることから、多摩川での 水循環系の実態や各種の研究成果を世界に伝えていく 。	水循環系の実態及び各種研究成果の広報	<ul style="list-style-type: none"> 世界水フォーラム(平成15年3月)で多摩川の諸政策をアピール 	—

第3項 河川環境の整備に関する事項

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
河川環境の整備に関しては、 河川水辺の国勢調査等、継続的な環境モニタリングを実施 し、生態系等の自然の営みについて知識を深め、新しい知見を踏まえながら、 整備内容を見直しつつ対策を実施 する。	河川水辺の国勢調査等の継続的な環境モニタリングの実施とそれによる整備内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 平成13, 14, 15年度においても、水辺の国勢調査（平成13年：魚類・底生動物類、平成14年：両生類・爬虫類・哺乳類、H15：陸上昆虫）を実施し継続的なモニタリングを実施。 平成16, 17年度も、水辺の国勢調査（平成16年：鳥類調査、平成17年：植物・河川調査）を実施し継続的なモニタリングを実施。 平成17年度に、河川水辺の国勢調査全体調査計画を策定。 	—
また、「多摩川流域リバーミュージアム」の実現に向けて、自治体、市民団体等と連携し、 川の一里塚等の人と川のふれあい関連施設、市民活動拠点及び情報伝達体制の整備 を行うとともに、 自然学習や文化芸術活動等の支援、並びに自然、歴史・文化及び防災等の情報の収集・提供を可能とするシステムの構築 を行う。	「多摩川リバーミュージアム」の実現に向けた各種対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、平成16, 17年において、「多摩川流域リバーミュージアム」の実現に向け、人と川のふれあい関連施設の継続的な整備を促進するとともに、情報拠点となるせせらぎ館、志民館、かわせみ館に施設や機器を整備。TRMの取り組みでは小学校の総合的学習や市民活動を支援するとともにITを活用した流域情報を収集・提供するシステムを構築。 	—

(1) 生態系保全回復関連対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川らしい豊かな自然環境を保全・回復するため、河道内においては 多自然型川づくり を推進する。	多自然型川づくりの推進	・護岸工事などを実施する際には、かごマットや長尺土嚢群の採用や、現地の河床材料を利用した護岸の目隠しなどの多自然型川づくりに積極的に取り組んだ。(平成16, 17年度も実施)	
このため、 ワンド等の整備 や生物の生息・繁殖地となる 瀬と淵及び河原などの確保 に努める。	ワンドの整備及び瀬淵、河原等の生物の生息・繁殖地の確保	・平成14年度には、登戸地区で高水敷にビオトープ、昭島市大神地先に、ワンドを整備。平成16年度には、滝合地区(浅川)にワンドを整備。 ・生態学術研究に取り組んで知る永田地区では、河原特有の生態系の保全を目的に礫河原の再生に取り組み、府中四谷橋下流(平成16年度)、四谷下流地区(平成17年度)において、治水対策と併せて礫河原の再生を実施。	
また、魚類等の生息環境の連続性を確保するため、堰等において 魚道の設置 を行う。	魚道の設置による生物の生息環境の連続性確保	・平成13年度には、白丸ダムの魚道を整備完了。 ・平成14年度には、羽村取水堰に東京都水道局が魚道を設置、また日野用水堰右岸側の既設魚道の改築を東京都産業労働局が実施。 ・平成16年度に、JR八高線・中央線の護床工の魚道を設計。平成17年度は八高線護床工を完了、中央線護床工を施工中。 ・平成16年度に、四谷本宿床止の改築に伴ってハーフコン型魚道を設置。	
さらに、グランド等が連続する人工系空間においては利用区域の境界部等にその場の潜在能力に対応した 樹木や草木を植栽した連続的な緑地帯を創出 し、生態系の回復を図る 河川敷生態系回廊(以下、「リバービオコリドー」という。) の 整備 を占有者と一体となって実施する。	リバービオコリドーの整備	・平成15年度以前には上丸子地区及び鎌田地区でリバービオコリドーの整備として潜在樹種を植樹。 ・平成16, 17年度は、丸子通地区(丸子橋下流)で植樹を実施。	
加えて、生態系保持空間においては、必要に応じ 河川生態学術研究地区(福生市永田地先) のように、 本来の生態系の回復に向けた対策 を行う。	生態系回復対策	・永田地区において再生礫河原を造成(平成14年3月完了) ・永田地区を対象に河川生態学術研究会による生態系、河川のモニタリング等を実施しており、平成16年度も引き続き実施。平成17年度には、礫河原再生指針原案を作成。	
河川は流域の中で多様な生物を育む基軸を構成していることから、流域の森林田畑や「水と緑のネットワーク」等と有機的に結ぶ ビオトープネットワーク形成の支援 を図ることによって、流域の生物多様性の回復を図る。	ビオトープネットワーク形成支援	—	・多摩川流域の都市域を良好な都市環境に保全・整備していく必要があり、計画実現までには推進体制の確保、管理方法の確立など様々な課題があるため、長期的な視点に立って努力していく。
その対策にあたっては、 地域住民、関係自治体及び関連機関等と連携 して行う。	関係住民等の連携	・上記の整備にあたっては、地域住民や関係機関との意見交換をふまえ事業を推進。	

(2) 水環境関連対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
水環境関連対策については、多摩川が有すべき水量とその変動及び水質等の水流の実態を把握するよう努める一方、人と川がふれあえる多摩川を目指して、必要に応じ 河川浄化施設や底泥浚渫等の水質改善対策及び水量確保対策 を実施し、良好な水量とその変動及び水質(底質を含む)の実現を目指す。	水質改善対策及び水量確保対策の実施	・水流の実態を把握する取り組みの1つとして、水流解明キャラバンを実施。(平成13年度1回、平成14年度3回、平成15年度5回、平成16年度3回、平成17年度3回) ・平成16年度は、多摩川水質が生態系に及ぼす影響について検討。 ・平成16, 17年度に、市民との連携による水質管理方法の検討。	
また、内分泌攪乱化学物質やダイオキシン類等の 人体及び生物に影響をおよぼす化学物質や病原性微生物等についても関係機関と連携して調査・研究 を推進し、必要な対策を実施する。	人体及び生物に影響をおよぼす化学物質や病原性微生物等の調査・研究	・ダイオキシン類は平成11年度、環境ホルモンは平成10年度から調査を継続実施。 (平成16年度、平成17年度も継続して実施)	
さらに、東京湾の汚濁対策として関係機関と協力し 東京湾への流入負荷量の削減 を図る。	東京湾への流入負荷量の削減	—	・汚濁負荷の削減に向けて、下水道計画などの整備計画と調整・役割分担について効率的な役割分担について調整する。

(3) 人と川のふれあい関連対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>多摩川を訪れる人々の、水辺への経路を確保するため、「岸辺の散策路」を整備するとともに、約2km間隔で堤防上に緑陰や水洗トイレ等を有した平場を設け「川の一里塚」として整備を行う。</p>	<p>岸辺の散策路と川の一里塚の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度には宿河原地区において岸辺の散策路を1箇所(340m)整備。 平成16年度には大丸地区において岸辺の散策路1箇所836m及び昭島市に川の一里塚(1箇所)を整備。 平成17年度から平成18年度にかけて、上丸子地区(約1,300m)及び小柳町地区(200m)の整備を実施中。 	
<p>「川の一里塚」については、平常時には来訪者の憩いの場として人と川のふれあい増進に資するだけでなく、洪水発生時などの緊急時には水防資材や関連機材の確保の場として利用する。</p>	<p>水防資機材の確保の場</p>		<p>第二種側帯の整備と合わせ、関係自治体と連携を図り、必要に応じ整備を推進していく。</p>
<p>また、「岸辺の散策路」や「川の一里塚」等を「水と緑のネットワーク」として位置づけ、流域内の公園・寺社等の緑地や水路等と有機的に結びつけることにより、中・下流域の都市部における自然豊かな環境と人のふれあいを増進する。</p>	<p>水と緑のネットワークの形成</p>	<p>—</p>	<p>・水と緑のネットワーク計画については、多摩川流域の都市域を良好な都市環境に保全・整備していく必要があり、計画実現までには推進体制の確保、管理方法の確立など様々な課題があるため、長期的な視点に立って努力していく。</p>
<p>さらに、川によって隔てられた兩岸を結び地域の交流に資するとともに、震災時の通行機能を確保する「渡し」の復活を支援する。</p>	<p>地域の交流</p>	<p>・平成16年度には、「矢口の渡し」跡地において、大田区矢口小学校の生徒の自作による舟での渡しの体験を、関係機関と連携し、支援。</p>	
<p>加えて、地元自治体等からの桜づつみの整備に関する要望に対しては、堤防の強化及び第二種・三種側帯整備とあわせて、良好な水辺環境の創出の観点から対処する。</p>	<p>良好な水辺環境の創出</p>	<p>—</p>	<p>・関係自治体からの要請を受け、側帯整備と合わせ検討する。</p>
<p>流域の都市化の進展等に伴い、多摩川は都市に残された貴重な散策、レクリエーションなどの場となっており、流域の内外を問わず多くの人々に利用されている。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>首都圏に残された広大な水と緑の空間である多摩川に対する利用者のより一層の利便性を向上させるために、河道外において河川利用者用の駐車場(以下、河道外駐車場という。)の確保に努める。</p>	<p>河道外駐車場の確保</p>	<p>—</p>	<p>・候補地については、関連機関や機能空間区分との整合を図りつつ場所の検討を行う。</p>
<p>また、多摩川の自然環境や水辺を地域の子供たちや人々の遊びや自然学習の場として活用できるよう、極力自然を生かした水辺の整備を行うとともに、「水辺再発見プロジェクト」等の啓発活動をはじめとして、ふれあい増進に関わる市民活動の支援を行う。</p>	<p>自然環境の学習と市民活動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子供達の遊びや自然学習の場として利活用できるように「水辺の楽校」を推進。 プロジェクト登録は、平成12年度に狛江、川崎、日野(潤徳・滝合)の2箇所の計4箇所、平成13年度に昭島の1箇所を登録。 平成13年度には、狛江。平成14年度には川崎、昭島の一部(ワンド)で施設整備を完了。 平成15年度には、府中と福生の2箇所を登録、及び昭島の基盤整備を実施。 平成17年度までに、登録9校(狛江、かわさき、とどろき、府中、潤徳、滝合、あきしま、福生、多摩川源流こすげ)、うち開校6校(狛江、かわさき、とどろき、滝合、あきしま、府中)。また、2校(稲城、せたがや)が活動を開始し、登録・開校に向け準備を始めている。 	<p>—</p>

(4) 福祉関連対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>少子高齢化社会の到来を踏まえ、利用者、福祉関係機関、地元自治体等と連携調整を図りながら多摩川の諸施設に係る点検や利用実態モニタリングを行い、利用ニーズと合致したバリアフリー化を推進する。</p>	<p>バリアフリー化の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度及び平成14年度には、大田区で緩傾斜坂路設置に伴う利用者及び地元自治体を交えた懇談会を実施し、これらの意見を設計に反映。平成17年度は大田区で説明会、現地での意見交換を実施中。 平成14年度には、「癒しの川づくり」をテーマにシンポジウムを開催。平成15～17年度の活動においては、車イス(ランディーズ)を貸し出す支援を実施。 	<p>—</p>
<p>特に、高齢者、障害者や車椅子利用者などが容易に川に近づけるよう緩傾斜坂路(スロープ)の整備を行うとともに、多摩川を訪れる全ての利用者が容易に利用できる構造の水洗トイレの整備や、河道外駐車場において高齢者、障害者等が優先して駐車できる区画を確保する。</p>	<p>高齢者・障害者・車椅子利用者への利便性向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度及び平成14年度の緩傾斜坂路(スロープ)の実施箇所については、【別表-1】のとおり。 平成15年度には、大丸地区の多摩川右岸31.0km付近(2箇所)に緩傾斜坂路を設置。 平成16年度には大丸地区に1箇所の緩傾斜坂路を設置。 平成17年度は、古市場地区を実施。平成17年度から平成18年度にかけて小柳地区で緩傾斜坂路を施工中。 	<p>—</p>

(5) 歴史的文化関連対策

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>多摩川や流域に関する歴史・文化等に関連する様々な情報の収集・提供を行うとともに、現地において多摩川への来訪者が容易に情報を得ることが出来るよう歴史や文化を解説した看板等の整備を行う。</p>	<p>歴史文化情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年～平成17年度に地域史家の方をお呼びして、「多摩川シンポジウム」を実施。これらをとりまとめパンフレットで広報するとともに、京浜河川事務所のホームページでも公開。さらに、平成17年度は、多摩川流域リバーミュージアムのホームページで、予告及び活動報告を実施。 	<p>—</p>
<p>あわせて、多摩川誌やその他の流域に関わる様々な文献情報などを集めた電子図書館の構築を進めるとともに、技術革新が著しい高度情報機器を媒体として積極的にこれらの情報の提供を行う。</p>	<p>電子図書館の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度も引き続き、京浜河川事務所のホームページで流域の様々な情報を収集・提供するとともに、多摩川流域リバーミュージアムのホームページの充実を図る。 平成17年度は、多摩川環境学習プログラムの電子情報を紹介した。 	<p>—</p>

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>河川の維持のうち、洪水、高潮等による災害の防止又は軽減にあたっては、国土保全管理情報を適確に収集する他、河道、河川敷、堤防及びその他の河川管理施設等を良好な状態に保ちその本来の機能が発揮されるよう、日頃からの河川巡視等やモニタリングにより異常の早期発見に努め機動的な維持管理を行うとともに、河川管理施設等の機能の維持更新を計画的に行う。</p>	<p>機能的な維持管理</p>	<p>・平成16, 17年度も引き続き、河川管理施設等を良好な状態に保つため、河川巡視を行う。</p>	<p>—</p>
<p>また、河川管理施設については、操作規則、操作要領等に基づき適切な操作を行い、機能の維持に努める。</p>	<p>河川管理施設の機能の維持</p>	<p>・平成16, 17年度も引き続き河川管理施設については、操作規則、操作要領に基づく管理を実施。</p>	<p>—</p>
<p>一方、洪水、高潮等の発生により堤防等の河川管理施設が被災した場合には、二次災害を防止するため、応急的に機能回復を図り出水期終了後に速やかに本復旧を行うとともに、平常時においても、被害の軽減のため洪水、高潮体制の充実に努めるほか、関係自治体と連携してハザードマップの作成・頒布等の情報提供体制の充実を図る。</p>	<p>災害復旧とハザードマップの作成</p>	<p>・平成13, 14, 16年度に【別表-2】の箇所にて災害復旧工事を実施</p> <p>・平成14年2月には、水防法に基づく多摩川の浸水想定区域図を公表。</p> <p>・平成17年7月には、水防法に基づく浅川の浸水想定区域図を公表。</p> <p>・平成16～17年度には、流域内の4自治体が洪水ハザードマップを公表済み。(川崎市H16. 11. 5、調布市H17. 3. 1、世田谷H17. 10. 24、府中市H17. 11. 16)また、2自治体がH18. 3に公表。日野市H18. 3. 22、稲城市H18. 3. 1に公表。</p>	<p>—</p>
<p>また、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の保全にあたっては、現況の流水機能の劣化防止や濁水調整体制の維持に努めるとともに、河川敷の公有化などによる河川の秩序ある利用形態、河川のもつ人と川との豊かなふれあい機能等を維持する。</p>	<p>現況の流水機能対策</p>	<p>・平成16, 17年度も引き続き、流水の正常な機能を維持するための水量、水質については水流実態解明プロジェクトを推進。関係機関の所有する水量、水質に関する情報収集整理(平成13年度より)。</p>	<p>—</p>
<p>さらに、これまでの歴史的背景を踏まえ、河川管理者、関係機関、自治体、学識経験者、自治会及び市民団体等が、各々の責務を認識し、有機的に連携を図りながらきめ細かな河川管理を目指す。</p>	<p>有機的な連携</p>	<p>・平成16, 17年度も引き続き、リバーシビックマネージャー制度を継続させ、各出張所単位で、分科会を1～2回開催。</p>	<p>—</p>
<p>なかでも、川に関するモニター(監視)、レンジャー(警備)、レスキュー(災害時の救出)機能を担うボランティアを実施する市民に対して、その活動を支援する制度などを充実し、「協働の維持管理」を推進する。</p>	<p>各関係機関の責務の認識・連携</p>	<p>・平成16, 17年度も引き続き、リバーシビックマネージャー制度を継続させ、各出張所単位で、分科会を1～2回開催。</p>	<p>—</p>

第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 国土保全管理情報の収集・提供システム

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
河川の維持を適切に行うため、河川現況台帳の整備・保管や水理、水文、水質等の情報はじめとして、土地利用や土砂の移動状況などの 国土保全管理に関するデータの収集 を行う。	国土保全管理対策	・平成16, 17年度も引き続き、水理・水文・水質等のデータ観測を実施。	—
また、データの収集にあたっては、観測施設を適切に配置するとともに観測手法についても高度化を図る。	観測手法の高度化	・平成13年度から、伝送路の二重化（テレメータ・光ケーブル）を進め、より確実な水文データの収集ができるよう整備。 ・平成14年度には、水文観測所の配置の見直しを行い、適正化を図る。	—
さらに、 人工衛星によるモニタリング 等、高度化する技術を活用しつつ、時代に応じた収集提供システムを早急に整え、地域住民にこれらの情報を提供する。	情報収集提供システムの確立	—	・高度化する技術等の変化を確認しながら、必要に応じたシステムの整備を行っていく。

(2) 河川の形状機能

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
河川監理員等により、河川区域、河川保全区域、河川予定地及び高規格堤防特別区域における行為の状況等について、 日々の巡視 を行い 状況把握 をするとともに 適宜モニタリングを実施 する。	日常の巡視	・平成16, 17年度も引き続き、河川巡視を実施。	—
また、河川パトロールカーや河川巡視用バイク等の巡視用機材についても適切な管理を施す。	河川巡視	・平成16, 17年度も引き続き、河川巡視を実施。	—
なお、河川巡視にあたっては、河川監理員の補助を的確に行う資質を有する河川巡視員の確保に努める。	河川巡視	・平成16, 17年度も引き続き、河川巡視を実施。	—
洪水発生等により河道内に 堆積した土砂 については、モニタリングの結果等により洪水の安全な流下に支障となる場合に瀬・淵など環境上の影響にも配慮して 適正に掘削、浚渫 を行う。	河道浚渫対策	・環境への配慮から、魚道や小水路等の堆積土砂の除去を実施（平成13年度）。 ・市民と協働で洪水攪乱後のモニター調査を実施（平成12, 13年度）。	—
また、河道内の樹木については、その繁茂が洪水の安全な流下の支障となる場合においては、周辺の植生や 生物の生息、生育環境に十分配慮した上で伐採 を行う。	植生管理	—	・新たな視点の取り組みの『土砂の移動に着目した河道管理の実現』に向け検討を進めており、二極化の解消などと合わせて必要に応じて対策を行う。
河床が安定していることから、河床の異常な低下を防止し環境を保全するため砂利採取規制を全川で継続する。	砂利規制	・平成16, 17年度も引き続き、砂利採取規制を継続。	—

(3) 河川管理施設の機能

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>堤防や水門等の河川管理施設については、洪水（内水を含む）及び高潮に対する所要の機能が発揮されるよう維持修繕及び補修を行うと共に、他の工作物の管理についても審査・指導を適切に行う。</p>	<p>河川管理施設の維持修繕対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16, 17年度も引き続き、河川管理施設については、機能が発揮できるよう適切なメンテナンスを実施。 許可工作物についても、履行検査等を行い適切管理が行われるよう指導。 (平成16, 17年度も継続して実施) 	<p>—</p>
<p>さらに、堤防等の除草については、堤体の機能の維持等の観点から適宜作業を行う。</p>	<p>除草</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16, 17年度も堤防の除草を引き続き実施。 	<p>—</p>
<p>洪水、高潮及び地震等による災害に伴う河川管理施設の被害については適宜、復旧対策を行うとともに、災害後の適切なモニタリングを実施し必要に応じ河岸維持管理法線の見直し等を行う。</p>	<p>災害後の復旧対策とモニタリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13, 14, 16年度に【別表-2】の箇所にて災害復旧工事を実施 河川定期縦横断測量(平成13, 15, 17年度)を実施するとともに、航空写真(平成13, 15, 16, 17年度)を撮影。 市民と協働で洪水攪乱後のモニター調査を実施(平成12, 13年度) 	<p>—</p>
<p>加えて、旧来から受け継がれてきた伝統的河川工法により設置された河川管理施設については、必要性をその都度、吟味した上で適切に保全を行う。</p>	<p>伝統的河川工法の検討</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保全の必要性が生じた場合に、歴史的価値を勘案のうえ対応を行う。
<p>河川管理施設の効果が最大限に発揮されるよう水位、流量、雨量等を確実に把握するとともに、的確かつ迅速に、操作規則・操作要領に定められた方法に基づく適切な操作を行い、河川巡視による適切な操作の確認を実施する。他の工作物についても適切な操作を行うよう審査・指導を行う。</p>	<p>操作観測・要領の適切な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 二ヶ領宿河原堰など操作規則・操作要領が定められている河川管理施設はその方法に基づく適切な操作を行う。 (平成16, 17年度も継続して実施) 許可工作物についても、履行検査等を行い適切管理が行われるよう指導。 (平成16, 17年度も継続して実施) 	<p>—</p>
<p>また、施設操作にあたっては、的確に行う資質を有する操作員の確保に努めるとともに、その技能の保持向上を図る。</p>	<p>操作機能の保持向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16, 17年度も引き続き、十分な実務経験及び知識を有する操作員を確保し、また二ヶ領宿河原堰などについて操作講習を実施。 	<p>—</p>
<p>さらに、情報機器の発達に伴って遠隔操作システムを補完的に整備する。</p>	<p>遠隔操作システムの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度までで河川管理の補完的な役割を担うCCTVカメラを75箇所設置。 平成15年度においては事務所管内にある直轄河川管理施設（水門、堰、樋門等）20施設を光ケーブルなどのネットワークを利用して、出張所や事務所で広域管理（監視・操作）をする施設を設置。 平成16, 17年度にはCCTVカメラを13箇所設置。 	<p>—</p>

(4) 洪水・高潮対策の体制

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>破堤等を未然に防止し河川管理施設の機能の維持に資するため、重要な水防必要箇所を定め、その箇所を水防管理者に周知し、毎年出水期前に合同巡視及び水防訓練等を実施するなど水防管理者と連携を図り、洪水・高潮対策の強化を行う。</p>	<p>水防必要箇所の強化と水防活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度は2回注意体制、そのうち1回警戒体制へ移行。 平成14年度には、3回注意体制に入り、そのうち2回警戒体制へ移行。 平成15年度には、3回注意体制に入り、そのうち1回警戒体制へ移行。 平成16年度には、2回注意体制に入り、2回とも警戒体制に移行。 平成17年度には、注意体制に3回入ったが、田園調布(上)観測所で指定水位を超えた程度で、洪水予報の発令には至らなかった。 平成16, 17年度も引き続き重要水防箇所を定め、出水期前には合同巡視及び水防訓練を実施。 これらの対応は関係機関と連携を図りながら対応。 	<p>—</p>
<p>さらに、出水時には、洪水予報を気象庁と共同で発表するとともに、水防活動が必要と判断した場合には、基準水位観測所ごとに的確な水防警報を発令し、水防活動の実施を指示する。</p>	<p>水防必要箇所の強化と水防活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度は洪水体制に2回入り、洪水予報を6回・水防警報を22回発令し関係機関へ指示。 平成14年度には、洪水体制に3回入り、水防警報を25回発令し関係機関に指示。 平成15年度は、洪水体制に3回入ったが、田園調布(上)観測所で指定水位を超えた程度で、洪水予報・水防警報の発令には至らなかった。 平成16年度は、洪水体制に2回入り、洪水予報を6回・水防警報を16回発令し関係機関へ指示。 平成17年度は、洪水体制に3回入ったが、田園調布(上)観測所で指定水位を超えた程度で、洪水予報の発令には至らなかった。 	<p>—</p>

(5) 広域防災機能

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>河川敷の避難空間としての機能を維持するとともに、広域防災対策として整備する地域防災活動拠点(水防拠点及び河川防災ステーション)、樹林帯、緊急用河川敷道路、緊急用船着場等を平常時から関係自治体と連携し適正な維持管理を行う。</p>	<p>広域防災対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度には、緊急用河川敷道路640mを完了。 平成15年度には、緊急用河川敷道路150m、坂路1箇所を完了。 平成17年度には、緊急用河川敷道路1930m、支川渡河橋梁下部工1箇所を完了予定。 	<p>—</p>
<p>また、災害時の緊急用船着場への航路確保のため、河口から多摩川大橋の区間については、災害復旧に用いる船舶の規模にあわせ現状の河床形状を勘案し、必要な航路幅と維持管理河床高を適正に維持管理する。</p>	<p>緊急用船着場への航路確保</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 航路部分の河床を確認しながら必要に応じて対応を行う。
<p>さらに、地震発生後の防災用水として、関係機関と連携し、多摩川の河川水の有効活用に努める。</p>	<p>防災用水の活用</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震が発生した場合は、必要に応じて関係機関と連携し活用に努める。
<p>なお、関係機関と連携して防災救命技術・システムの開発、普及に向けた支援対策を行うとともに、災害時に個人や地域の団体が自ら判断して互いに協力し活動できる自助互助システムの構築支援を図る。</p>	<p>自助互助システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度に川崎市幸区・神奈川県との情報共有を推進。 	<p>—</p>

(6) 情報システム

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>所管専用通信網及び光ファイバネットワーク等を用いた情報通信機能を活用し、的確な水防、警戒避難及び復旧に資するため災害時の即時対応システムを構築し、維持更新していく。</p>	<p>情報通信機能の活用</p>	<p>平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出水時の情報伝達的手段として、二ヶ領宿河原堰（平成13年度）に河川情報板を設置。 ・平成15年5月、JR八王子駅前に河川情報板を設置し、運用を開始。 ・平成16年11月、JR川崎駅前に河川情報板を設置し、運用を開始。 ・光ファイバネットワークについては、平成15年度末までに104.9km整備が完了。 ・CCTVカメラについては、平成17年度末までに88基整備が完了。 ・情報コンセントについては、平成15年度末までに78基整備が完了。 ・リアルタイム水位観測については、平成14年度末までに9箇所整備が完了。 	<p>—</p>
<p>なお、情報管渠等を通信事業者等に開放し、情報通信網の基盤整備に貢献する。</p>	<p>情報通信網の基盤整備に貢献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管路を多摩川で約48km、浅川で約12kmを一般に開放。 ・さらに、光ケーブルの芯線についても一部開放。 	<p>—</p>
<p>また、インターネット等を積極的に活用した多言語による防災情報提供システムを構築し、より多くの地域住民へ情報伝達を行う。</p>	<p>多言語による防災情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度より多言語（英語、フランス語など8カ国語）による防災情報提供を開始。 	<p>—</p>
<p>さらに、関係機関や地域住民等に対して行われる災害時の避難方策等の防災教育を支援する。</p>	<p>防災教育支援</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関と調整を図りながら検討を進める。

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の保全に関する事項

(1) 流水機能

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
流水機能については、現況の流水機能の劣化を防ぐために河川管理施設だけでなく他の工作物等も含めた既存の施設等を積極的に活用して 適切な水量と水質 （底質を含む）の確保とその維持保全を目指す。	流水機能の維持対策	—	・施設管理者など各関係機関と調整を図りながら、効率的な確保・保全を踏まえ検討を進める。
また、 水質汚濁の改善 のため、河川浄化施設の機能の維持に努め、必要に応じ施設更新を図っていく。	浄化施設の機能維持	・平成16, 17年度も引き続き河川浄化施設の適切なメンテナンスを実施。	—
一方、水質事故等の 緊急時に迅速に対処 するため、水質自動監視装置の増設や平常時の河川巡視員による日々の監視の徹底に努めるとともに、万一の油流出等の水質異常発生時には、「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」に参加する都県、政令市等の関係機関と連携し、被害の拡大防止に努める。	水質汚濁・水質事故対策	・平成16, 17年度も引き続き河川巡視による監視を徹底 ・RCMの方からの通報及び多摩川河川相談室に対しての一般からの通報により、早期に発見し迅速に対処した場合もある。（各年適宜実施）	—
さらに、水生生物の生息・繁殖環境の保全のため、水の流れ等の連続性を保つよう河川管理施設等の適切な維持管理に努めるとともに、他の工作物に関する河川法の許認可にあたっては、 水の流れの連続性の確保 について指導する。	生物保全の観点からの流水維持	—	・必要性が生じた場合には適切に指導する。

(2) 渇水調整体制

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
河川流量が減少し渇水対策が必要となった場合の情報提供や情報伝達等について、関係機関や 水利使用者等と連携して体制を構築 し、被害の軽減に努める。	渇水調整体制づくり	—	—
このため、平常時から河川管理者及び水利使用者等との間において、情報、意見交換を定期的に行うために設置された 「多摩川水系水利関係者連絡会」 を活用し、適切な低水管理及び円滑な水利使用について対処していく。	多摩川水系水利関係者連絡会の活用	—	—
また、渇水に強い社会をつくるため、水を大切に する節水型社会や水資源有効活用型社会に向けて 関係機関等と一体となって取り組む。	渇水に強い社会に向けて	—	—

(3) 秩序ある利用形態

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>河川法に基づく占有許可に関しては、河川利用を計画的に行うために8つの機能空間の内容と性格を遵守し、施設管理者及び占有者に対して許認可時に適切な指導を行う。</p>	<p>占有者に対する適切な指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・占有者等に対し、許可申請時に河川環境管理計画の考え方を指導 (平成16, 17年度も継続して実施) 	<p>—</p>
<p>人工系空間の占有許可に際しては、多摩川の自然環境に配慮した秩序ある利用を図っていくため、下記の4つの原則に従った審査・指導を行う。</p>	<p>（斜線あり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・占有者等に対し、許可申請時に河川環境管理計画の考え方を指導するとともに、新たな許可については自然環境に配慮した秩序ある利用を図るための4つの原則に基づき、審査・指導を行う。 (平成16, 17年度も継続して実施) 	<p>—</p>
<p>一方、自然系空間及び河岸維持管理法線より滞筋側の空間においては、河川法に基づき車両等の乗り入れを禁止若しくは大幅な制限措置を講ずるとともに、生態系保持空間においては、植生等の保全や学術研究目的等以外での人の出入りを規制する等の管理方針に基づき的確な利用に供するよう指導する。</p>	<p>秩序ある利用形態に向けた指導充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・占有者等に対し、許可申請時に河川環境管理計画の考え方を指導するとともに、新たな許可については自然環境に配慮した秩序ある利用を図るための4つの原則に基づき、審査・指導を行う。 (平成16, 17年度も継続して実施) ・自然系空間は、自然空間の管理方針に基づき、自然環境を保ち、貴重生物種の保全対策を行う。(平成16, 17年度も継続して実施) 	<p>—</p>
<p>また、自然系空間及び河岸維持管理法線より滞筋側の空間において占有許可し利用させる場合は、各占有者に対し自然環境への配慮を義務付けるとともに、状況に応じて代償措置や動植物の保全対策の条件を付す。</p>	<p>自然環境への配慮の義務付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河岸維持管理法線より滞筋側の空間における占有許可では、自然環境への配慮事項について指導。 (平成16, 17年度も継続して実施) 	<p>—</p>
<p>不法占有・不法行為については、洪水を安全に流下させる上での阻害となるなど防災上の観点も踏まえ関係機関と協力しつつ早期の是正に努める。また、水面の利用に当たっては、秩序ある利用を維持していくため、利用標識板の設置を含めた水面利用の調整を図るとともに、秩序ある水面利用の支障となる不法放置船舶等に対する対策を自治体、関係機関等と連携して推進する。</p>	<p>不法占有・不法行為に対する早期の是正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・羽田地区における不法係留では、地元自治体、関係機関と連携を図り、協議会を設立し、早期是正に向けた協議を平成14年度より実施中。 ・平成16年度には、簡易代執行により不法係留船30隻の撤去。 ・平成17年度には、意向調査及び指示書を送付。 	<p>—</p>
<p>さらに、河川敷での野宿生活者（ホームレス）の増加に対しては、中央省庁、関係自治体が一体となって設立した「ホームレス問題連絡会議」での動向を踏まえながら、関係機関と協力し適切に対処していく。</p>	<p>ホームレス対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中下流部では、関係機関と合同で現地の確認を定期的実施し、さらに多摩川下流部では、関係機関と意見交換を行いながら対応を検討中。 (平成16, 17年度も継続して実施) 	<p>—</p>
<p>加えて、首都圏に残された広大な水と緑の空間である多摩川を利用する人々の増加に伴い水難事故が多発していることに対処するため、河川管理者並びに、沿川自治体、警察署、消防署等からなる「多摩川水難事故防止協議会」を設置運営し、防止に努める。</p>	<p>水難事故対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と多摩川下流水難事故防止協議会を設置し、その対応を検討。 ・さらに、パンフレットを作成配布し、市民への啓発活動を実施。 (平成16, 17年度も継続して実施) 	<p>—</p>

(4) 河川美化体制

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
河川美化のため、河川愛護月間やクリーン作戦等の 河川美化活動 を通してゴミの持ち帰りやマナー向上の啓発を行うとともに、ボランティアを活用した監視制度や反則金制度の導入、及び不法投棄を発見した場合の円滑な現状回復方策など不法投棄の未然防止のために関係自治体と連携して対策を検討していく。	河川美化活動の推進	・沿川自治体と連携を図りながら、引き続きクリーン作戦を実施。 (平成16, 17年度も継続して実施)	—
近年河川敷における仮設小屋の設置や 廃棄物の放置 等が増えつつあり、流域住民からは、河川景観上、また衛生上の観点からその対策を求められているため、適切に対処していく。	廃棄物対策	・河川敷に不法投棄されたゴミなどを引き続き処理。 (平成16, 17年度も継続して実施)	—

(5) 人と川のふれあい機能

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川を利用する人々が 快適に河川を利用 できるよう設置された「岸辺の散策路」、「川の一里塚」等をその機能が確保されるよう、自治体、市民団体等と連携し、適正に維持管理を行う。	人と川のふれあい機能の充実	・快適に河川を利用できるよう設置された「岸辺の散策路」や「川の一里塚」が機能を確保されるよう維持管理を行う。 (平成16, 17年度も継続して実施)	—
また、利用者施設標示に ユニバーサルデザインを導入 し、万人に利用しやすい多摩川ふれあい関連施設となるよう配慮する。	人と川のふれあい機能の充実	・緩傾斜坂路では、手摺りに点字プレート及び出入り口に点字ブロックを使用したユニバーサルデザインの導入を図っている。 (平成16, 17年度も継続して実施)	—
さらに、子供たちだけでなく地域の人々の多摩川の自然環境や水辺を利用した 総合学習の支援 を行うため、自然を生かした水辺や施設の維持・保全に努める。	人と川のふれあい機能の充実	・とどろき水辺の楽校として活動中の魚らん川の堆積土砂の除去を実施。 ・平成15年度には狛江水辺の楽校において、ヤナギについて市民との協議を実施しながら保全。 ・平成16年度も引き続き水辺の楽校施設の維持・保全を実施。 ・平成17年度には、かわさき水辺の楽校において、学習活動の一環として子供たちと伝統的工法の粗朶柵工を設置し、ビオトープの保全を図る。とどろき水辺の楽校において、魚らん川を保全しつつ治水対策を実施。あきしま水辺の楽校では、出水により被災した粗朶柵の復旧等の活動エリアについての維持・保全を実施。	—
河川におけるふれあい活動を 阻害している要因を除去 するため、市民ボランティアによる河川利用者への助言・注意等を含めた方策について検討を行う。	阻害要因の除去	・平成16, 17年度も引き続き、リバーシビックマネージャー制度を継続	—

(6) 福祉関連施設の機能

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
高齢者・障害者や車椅子利用者などが容易に川に近づけるよう整備した 緩傾斜坂路(スロープ)や水洗トイレなどの諸施設 について、その機能を確保するため、適切な維持管理を図る。	福祉関係施設の機能の維持	・緩傾斜坂路の機能を確保するための適切な維持管理を引き続き行う。 (平成16, 17年度も継続して実施)	—
また、河道外駐車場に設置した 高齢者、障害者等が優先して駐車 できる区画の確保がなされるよう関係機関や市民ボランティア等と連携して対処する。	河道外の駐車場	—	・周辺の利用状況等を考慮しながら、調整を図っていきたい。

(7) 河川環境モニター機能

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
<p>環境モニタリングについては、これまでも「河川水辺の国勢調査」等により実施してきたが、今後も更なる調査の実施を行う。</p>	<p>河川管理データ収集と新たな手法の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13, 14, 15年度においても、水辺の国勢調査（平成13年：魚類・底生動物類、平成14年：両生類・爬虫類・哺乳類、H15：陸上昆虫）を実施し継続的なモニタリングを実施。 平成16, 17年度も、水辺の国勢調査（平成16年：鳥類調査、平成17年：植物・河川調査）を実施し継続的なモニタリングを実施。 平成17年度に、河川水辺の国勢調査全体調査計画を策定。 	<p>—</p>
<p>特に、これまで調査実績が少ない内分泌攪乱化学物質等に対して、モニタリング手法などの検討を行い、環境データの収集に努める。</p>	<p>河川管理データ収集と新たな手法の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16, 17年度も引き続き、環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質等）の調査を継続実施（平成10年度より）。 	<p>—</p>
<p>また、洪水発生後において、カワラノギクなどの貴重種を含めた自然環境の変化を把握するため、河川環境カルテによる点検を実施する。</p>	<p>河川管理データ収集と新たな手法の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13, 14, 15年度においても、水辺の国勢調査（平成13年：魚類・底生動物類、平成14年：両生類・爬虫類・哺乳類、H15：陸上昆虫）を実施し継続的なモニタリングを実施。 平成16, 17年度も、水辺の国勢調査（平成16年：鳥類調査、平成17年：植物・河川調査）を実施し継続的なモニタリングを実施。 平成17年度に、河川水辺の国勢調査全体調査計画を策定。 	<p>—</p>
<p>さらに、既存の河川管理施設、許可工作物に関して環境面から点検を実施し、生物の生息・生育環境に著しく阻害となる構造物については、必要に応じ施設管理者に対して適切な対処を行うよう指導する。</p>	<p>河川環境モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設については、環境面からの点検を継続実施。 平成16, 17年度も引き続き、許可工作物については、出水期前に実施する履行検査でも環境面からの点検を実施。 平成16, 17年度も引き続き、魚道整備、維持管理のための遡上調査等を継続的に実施。 	<p>—</p>
<p>加えて、市民ボランティアによる河川環境モニタリングの実施に向けた支援を行う。</p>	<p>河川環境モニタリングの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度には市民と合同で洪水攪乱後のモニター調査を実施。 平成15年度には6箇所「川の通信簿」、7箇所水生生物による簡易水質調査を実施。 平成17年度には、8箇所水生生物による簡易水質調査を実施。 	<p>—</p>
<p>環境モニタリング等により得られた調査結果により、更なる環境データの充実を図るとともに、GIS化等によりデータベースの整備を行い、インターネット等を活用した情報提供体制を充実させる。</p>	<p>環境データの情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16, 17年度も引き続き、多摩川流域リバーミュージアのホームページで市民水辺発見情報を公開（平成13年7月～）。 	<p>—</p>

(8) 河川環境

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
河川環境の保全のために、河岸維持管理法線及び河川敷や水面の区分の設定を適切に行う。	河岸維持管理法線、機能空間区分及び水面利用計画		-
なかでも、 河川敷の自然環境の保全 のため、人工系空間については、裸地化を極力さけるとともに、 生態系及び水質へ悪影響を及ぼす化学物質等を極力使用しないよう必要な措置 を講じる。	生態系保持空間等の河川環境対策	・河川環境管理計画の機能空間区分に基づく管理方針で河川の環境管理を継続実施。 (平成16, 17年度も継続して実施)	-
一方、自然系空間及び河岸維持管理法線より滯筋側の空間においては、車両等の乗り入れの防止や、生態系保持空間における多様な生物及びその生息・生息環境の保全や学術研究目的等以外での人の出入りを制限する等、地域住民や関係自治体と一体となって措置を講じる。	生態系保持空間等の河川環境対策	・河川環境管理計画の機能空間区分に基づく管理方針で河川の環境管理を継続実施。 (平成16, 17年度も継続して実施)	-
このうち、 生態系保持空間 については、河川法に基づく「 動植物の生息又は生育地として、特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域 」に指定するなどして、自然環境の保全を図る。	生態系保持空間等の河川環境対策	-	・多摩川水系河川整備計画の見直しの考え方にも記載しているとおり、⑧空間のルールづくりなどの検討を行っていく。
なお、自然系空間及び河岸維持管理法線より滯筋側の空間において占用許可を行う場合は、各占用者に対し自然環境への配慮を指導するとともに、状況に応じて代償措置や動植物の保全対策等、環境保全上必要な措置の実施を求める。	生態系保持空間等の河川環境対策	・河川環境管理計画の機能空間区分に基づく管理方針で河川の環境管理を継続実施。 (平成16, 17年度も継続して実施)	-
さらに、学術上又は希少性の観点から重要な種・群落、注目すべき生息地を含めた生物の多様な生息・生育環境を保全するため、 河道内において、シマドジョウ、アブラハヤ等の生息地となる瀬と淵及びカワラノギク、カワラバッタ等の生 存する河原等が維持されるように努める。	貴重種の保全対策	・魚道整備の推進と整備済み魚道の適正管理を指導。 (平成16, 17年度も継続して実施) ・永田地区では河原特有の生態系の保全等を目的に礫河原を再生。 (平成16, 17年度も継続して実施) ・府中四谷橋下流(平成16年度)、四谷下流地区(平成17年度)に、生態系の保全等を目的に、礫河原を再生	-
一方、本川及び支川等において、魚類等の移動に配慮するなど良好な環境の保全を図る。	貴重種の保全対策	・関係機関とともに魚道整備を推進。 (平成16, 17年度も継続して実施) ・昭島でワンド工事を実施(平成13, 14年度) ・滝合(浅川)でワンド工事を実施(平成16年度)	-
このため、既存の堰等に設置された魚道やワンドなどについては、その機能が十分発揮されるよう適切に維持管理やその指導を行う。	貴重種の保全対策	・魚道整備の推進と整備済み魚道の適正管理を指導。 (平成16, 17年度も継続して実施) ・平成16, 17年度も引き続き、ワンドについては、市民と協働で環境調査(あきしま、かわさき)を実施(平成15年度～)。	-
加えて、流域の良好な自然環境を保全するとともに 生物多様性を保全 していくため、地域住民の適切な活動を支援するとともに、流域の森林田畑や都市部に形成される「 水と緑のネットワーク 」の保全を支援する。	生物多様性の保全対策の支援	-	・河川内の連続性を優先的に図りながら、周辺の利用状況とを考慮しながら調整を行う。

(9) 河川景観

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川らしい河川景観を継承していくため、多摩川の特徴を美しい調和の中に浮かびあがらせ、多摩川らしさの代表となっている 多摩川八景、多摩川50景などの景観の保全 に努める。	多摩川らしい景観の保全	・平成16, 17年度に、「多摩川景観計画検討会」を開催。	・新たな視点からの取り組み『多摩川の景観向上に向けた取り組み』で記載しているように、今後検討を行っていく。
特に、下流部においては多摩川が都市景観の重要な構成要素であること、上流部においてはそのほとんどが 秩父多摩甲斐国立公園区域 であることに十分配慮する。	国立公園区域としての配慮	—	・新たな視点からの取り組み『多摩川の景観向上に向けた取り組み』で記載しているように、今後検討を行っていく。

(10) 多摩川の文化育成機能

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
多摩川と文化の関わり合いについては、万葉集に詠まれるなど人とのかかわりが古くから記されている。	流域文化		—
室町時代には、合戦場として軍記物語「 太平記 」に記され、江戸時代には、平賀源内が戯曲化した歌舞伎浄瑠璃「 神靈矢口渡 」の舞台となるとともに、安藤広重が描いた浮世絵「 東海道五十三次 」に登場している。	流域文化		—
また、東京都の無形民俗文化財に指定されている祭礼の「 水止舞 」が受け継がれている。さらに、現在においても多摩川において撮影された映画等も多く見受けられるなど 多摩川は流域の文化と深く関わっている 。	流域文化		—
このため、「 多摩川流域リバーミュージアム 」や多摩川週間等を通じ、市民が多摩川の文化財としての価値を見いだすことが出来るよう啓発活動を推進し、多摩川を介した 文化の育成支援を行う とともに、「有吉堤」等文化資産の発掘と継承を行う。	文化育成支援対策	・平成16, 17年度も引き続き、多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」を開催し、多摩川の歴史・文化を紹介。 ・多摩川誌を改訂増補した新多摩川誌を発行。 (平成13年度)	—

(11) 住民等との協働システム

本文	キーワード	平成13, 14, 15年度の実施項目, 平成16, 17年度実施項目	整備に着手できない理由
市民団体等が多種多様な目的をもって活動している多摩川において、市民団体、非営利機関(NPO)、地域住民及び市民ボランティア等の協力を得て河川の維持管理を行うため、 市民等の主体的活動を可能とする市民活動拠点施設の維持 に努める。	市民と協働するための活動拠点施設の維持	・ニヶ領宿河原堰の管理棟の一部を市民開放してせせらぎ館とし、多摩川上流出張所の敷地内に水防拠点整備の一環として平常時利用できる志民館を整備し、運営するとともに、TRMの情報拠点としても利用できるよう施設の整備と機器の整備を行う。 (平成16, 17年度も継続して実施)	—
また、河川管理者と地域住民を繋ぎ多様な主体の自主的運営を司る人材育成の支援を図り、市民等の川での社会貢献活動を支援していくとともに、川の左右岸や源流から河口までの上下流の 住民及び自治体間の交流活動 及び上流部の 清流や森林のみどりの保全活動等に対する支援 を行う。	市民活動の支援	・流域の市民活動について関係自治体と連携を図りつつ、支援。 (平成16, 17年度も継続して実施)	—

河川環境整備事業による平成13~17年度の実施項目

地 区	河川	左右岸	キ口標
【緩傾斜坂路】			
川崎市多摩区登戸	多摩川	右	22.6
川崎市多摩区登戸	多摩川	右	22.4
大田区南六郷二丁目地先	多摩川	左	5.0
大田区本羽田二丁目地先	多摩川	左	3.0
川崎市多摩区宿河原地先	多摩川	右	22.0
大田区鶴の木三丁目	多摩川	左	12.2
大田区田園調布四丁目地先	多摩川	左	13.8
多摩市関戸三丁目地先	多摩川	右	34.1
稲城市大丸地先	多摩川	右	31.0
川崎市古市場地先	多摩川	右	9.4
府中市小柳町地先	多摩川	左	30.0
合 計	【11箇所】		
【岸辺の散策路】			
川崎市多摩区宿河原地先(604m)	多摩川	右	21.4-22.3
大田区矢口地先(587m)	多摩川	左	8.2-8.5
大田区田園調布地先(93m)	多摩川	左	12.3
大田区玉堤地先(108m)	多摩川	左	14.6
大田区鶴の木三丁目地先(200m)	多摩川	左	12.2
世田谷区喜多見一丁目地先(108m)	多摩川	左	24.5
川崎市高津区二子一丁目地先(350m)	多摩川	左	18.2
川崎市宿河原五丁目地先(340m)	多摩川	右	21.6
稲城市大丸地先(836m)	多摩川	右	31.0
川崎市上丸子地先(1,300m)	多摩川	右	13.4
府中市小柳町地先(200m)	多摩川	左	30.0
合 計	【4,726m】		
【川の一里塚・緑陰】			
合 計	【0箇所】		
【水辺の楽校】			
狛江	多摩川	左	
かわさき	多摩川	右	
とどろき	多摩川	右	
あきしま	多摩川	左	
府中	多摩川	左	
福生	多摩川	左	
潤徳	多摩川	右	
滝合	多摩川	左	
合 計	【8箇所】		
【水洗トイレ】			
<未整備>			
合 計	【0箇所】		
【リバーバイオコリドー】			
川崎市中原区上丸子地先	多摩川	右	
世田谷区鎌田一丁目地先	多摩川	左	
合 計	【2箇所】		
【渡しの復活支援】			
<未整備>			
合 計	【0箇所】		

平成13年9月出水被災箇所一覧表

左右岸	位置	地先名
左 岸	4.0km付近	東京都大田区南六郷一丁目地先
右 岸	8.2km付近	神奈川県川崎市幸区小向地先
右 岸	8.4km付近	神奈川県川崎市幸区小向仲野町地先
左 岸	9.2km付近	東京都大田区矢口三丁目地先
左 岸	9.5km付近	東京都大田区下丸子二丁目地先
右 岸	14.8km付近	神奈川県川崎市中原区宮内地先
左 岸	20.7km付近	東京都世田谷区喜多見一丁目地先
左 岸	24.5km付近	東京都調布市染地三丁目地先
右 岸	34.2km付近	東京都多摩市関戸地先
右 岸	35.6km付近	東京都多摩市一の宮地先
右 岸	36.8km付近	東京都日野市落川地先
右 岸	39.3km付近	東京都日野市石田地先
右 岸	45.4km付近	東京都八王子市平町地先

平成14年10月出水被災箇所一覧表

左右岸	位置	地先名
右 岸	3.6km付近	神奈川県川崎市川崎区中瀬一丁目地先
右 岸	9.8km付近	神奈川県川崎市幸区古市場地先
右 岸	14.7km付近	神奈川県川崎市中原区宮内地先
左 岸	16.6km付近	東京都世田谷区野毛三丁目地先
左 岸	20.0km付近	東京都世田谷区宇奈根一丁目地先
右 岸	21.5km付近	神奈川県川崎市多摩区宿河原五丁目地先
左 岸	28.5km付近	東京都調布市下石原地先
左 岸	33.6km付近	東京都府中市南町五丁目地先
右 岸	35.0km付近	東京都多摩市関戸二丁目地先
浅川右岸	4.7km付近	東京都日野市南平地先

平成16年10月出水被災箇所一覧表

左右岸	位置	地先名
右 岸	2.8km付近	神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目地先
右 岸	3.6km付近	神奈川県川崎市川崎区中瀬一丁目地先
右 岸	9.4km付近	神奈川県川崎市幸区古市場地先
左 岸	28.4km付近	東京都調布市多摩川二丁目地先
右 岸	30.2km付近	東京都稲城市東長沼地先

平成16～17年度 多摩川水系河川整備計画の実施項目一覧表

action1 戦後最大流量規模の洪水を治水の目標とする。						
項目	整備目標	既存整備	平成13,14,15年度実施	平成16年度実施 (平成16年度に完了及び実施中のものを記載)	平成17年度実施 (平成17年度に完了のものを記載)	備考
①河道断面の確保対策						
多摩川						
堰対策	5堰	—	1堰(四谷本宿堰対策中)	四谷本宿堰対策完了	—	
河道掘削	5区間	—	—	—	—	
築堤	右 13区間	—	1区間完了 1区間一部施工	—	—	
	左 11区間	—	—	1区間一部完了(柴崎町地区0.1km)	—	暫定堤での施工
陸間対策	4箇所	—	1箇所 (上丸子陸間)	—	—	
樋門対策	左 18.0k(谷川排水樋管)	—	—	—	—	
高潮対策	右 5.6km(0.0k～5.6k)	0.2km(高さ確保済み)	大師河原地区0.4km	中瀬地区0.3km施工中	中瀬地区0.3km完了	
	左 2.5km(3.1k～5.6k)	2.5km(高さ確保済み)	—	—	—	
浅川						
床止対策	7箇所	1箇所(百草床固)	6箇所完了	—	—	※床止対策の完了
河道掘削	2区間	—	1区間(下流部)完了 1区間(中流部)一部完了	—	—	
築堤	右 7区間	—	1区間一部施工	1区間一部完了(元横山町地区0.1km)	—	
	左 8区間	—	2区間完了	—	—	
樋門対策	左 4箇所	—	2箇所完了 (上村用水樋管・川北用水樋管)	—	—	
②堤防の安全性向上対策						
多摩川						
堤防強化対策	直轄管理区間 (対策が必要となる区間で実施)	—	—	下記の高水護岸整備等を実施		過去の洪水実績等により漏水のおそれのある箇所及び浸透・侵食等に関する堤防の点検により必要となる区間
高水護岸整備	右 19区間	9区間(一部完了)	4区間一部施工	2区間施工中(西六郷地区1.3km、中瀬地区0.3km) 4区間一部完了(日野地区0.9km地区、関戸地区0.4km、久地地区0.2km、是政地区0.3km)	6区間一部完了(西六郷地区1.3km、中瀬地区0.3km、等々力地区0.5km、久地地区0.3km、中野島地区0.3km、栄町地区0.1km)	
	左 15区間	8区間(一部完了)	1区間一部施工	3区間一部完了(四谷上流地区0.5km、下石原地区0.8km、元和泉地区0.5km)	1区間一部完了(住吉地区0.7km、下石原地区0.4km)	
漏水対策	左 2区間	—	—	—	—	
水衝部対策	右 21区間	—	6区間一部施工	1区間一部完了(押立地区0.6km)	4区間一部完了(中瀬地区0.5km、上平間地区0.4km、菅稲田堤地区0.3km 栄町地区0.38km) 1区間完了予定(等々力地区0.7km)	※府中四谷橋下流河道整正0.6km (新たな取り組みとして、土砂の移動を勘案した河道管理として、低水路幅を拡幅)
	左 21区間	—	7区間一部施工	1区間一部完了(四谷上流地区0.5km) 1区間施工中(西六郷地区1.1km)	3区間一部完了(西六郷地区1.1km、元和泉地区0.1km、住吉地区0.57km、錦町地区0.5km)	
浅川						
堤防強化対策	直轄管理区間 (必要に応じ対策)	—	—	下記の高水護岸整備等を実施		必要性・緊急性・利用面・景観及び環境面等を総合的に判断して必要な対策を行なう
高水護岸整備	右 6区間	2区間(一部完了)	1区間一部施工	1区間一部完了(元横山地区0.1km) 1区間施工中(新井地区0.4km)	1区間一部完了(新井地区0.4km)	
	左 7区間	1区間(一部完了)	2区間完了	1区間施工中(大和田地区0.5km)	3区間一部完了(大和田地区 0.5km、暁地区0.1km、中野地区0.1km)	
水衝部対策	右 6区間	4区間(一部完了)	3区間一部施工	1区間一部完了(元横山地区0.1km) 1区間施工中(長沼地区0.8km)	1区間一部完了(長沼地区0.3km)	
	左 9区間	1区間(一部完了)	1区間完了 2区間一部施工	1区間施工中(大和田地区0.6km)	4区間一部完了(大和田地区0.6km、長沼地区0.6km、暁地区0.5km、中野地区0.4km)	

※今後の災害の発生や調査結果及び施設管理者との協議等により、新たに河川工事が必要となる場合がある。

平成16～17年度 多摩川水系河川整備計画の実施項目一覧表

action1 戦後最大流量規模の洪水を治水の目標とする。							
項目	整備目標	既存整備	平成13,14,15年度実施	平成16年度実施	平成17年度実施	備考	
③総合的な治水対策							
被害を最小限に抑える対策							
情報伝達の充実	—	—	平成14年2月 多摩川浸水想定区域図の公表	—	平成17年7月 浅川浸水想定区域図の公表		
CCTVカメラ	—	—	本川 66箇所 浅川 9箇所	—	—		
河川情報板	—	—	2箇所を提供 (二ヶ領せせらぎ館・JR八王子駅前)	1箇所新設(JR川崎駅前)	—		
④超過洪水対策 action5 スーパー堤防の整備 参照							
⑤広域防災対策							
多摩川							
地域防災活動拠点整備	河川防災ステーション 6箇所 水防拠点 15箇所	防災ステーション 0箇所 水防拠点 1箇所	河川防災ステーション1箇所 施工中(大師河原) 鉄塔 1箇所 (多摩川上流出張所)	河川防災ステーション1箇所 施工中(大師河原)	河川防災ステーション1箇所 施工中(大師河原)	施行の場所、設置される河川管理施設等については、流域住民、自治体等と調整を図る。	
樹林帯整備	日野橋より上流	—	—	—	—		
緊急河川敷道路	右 0.1k～46.2k	約12km	1,290m、坂路1箇所	—	久地地先等920m完了 平瀬川渡河橋梁下部工完了		
	左 1.5k～46.3k	約15km	990m、坂路2箇所	—	西六郷地先等1010m完了		
緊急用船着き場	川崎市	2箇所	—	—	—		施行の場所の詳細は今後検討
情報通信機能	右 0.1k～61.8k	—	光ケーブル 約42k	—	—		
	左 1.8k～61.8k	—	情報コンセント 69箇所	—	—		
二種側帯整備	直轄管理区間 (必要に応じ整備を実施)	—	—	—	—	高規格堤防整備完了区間は除く	
浅川							
地域防災活動拠点整備	水防拠点 2箇所	—	—	—	—	施行の場所、設置される河川管理施設等については、流域住民、自治体等と調整を図る。	
樹林帯整備	直轄管理区間 (必要に応じ整備を実施)	—	—	—	—		
情報通信機能	直轄管理区間	—	情報コンセント 9箇所	—	—		
二種側帯整備	直轄管理区間 (必要に応じ整備を実施)	—	—	—	—		
広域防災機能	緊急船着き場2箇所、緊急用河川敷道路28kmの維持管理。						
情報システム	ホームページ・マルチコールなどITを活用した災害情報の提供。						

○治水に関する維持管理	既存河川管理施設の維持管理			
国土保安全管理情報の収集・提供	水位、雨量、流量など水文データを継続して計測。また、インターネットなどを通じて計測結果も公表。			
河川の形状機能	継続して河川巡視を行う。			
河川管理施設の機能	河川管理施設の操作を行う。			
洪水・高潮対策の体制	平成13年度 2回(注意)体制、そのうち1回警戒体制へ移行。 平成14年度 3回(注意)体制、そのうち2回警戒体制へ移行。 平成15年度 3回(注意)体制、そのうち1回警戒体制へ移行。		2回注意体制、2回とも警戒体制へ移行。	3回注意体制に入ったが、田園調布(上)観測所で指定水位を超えた程度で、洪水予報の発令には至らなかった。
洪水・高潮災害の復旧	平成13年9月 台風15号 多摩川13箇所 平成14年10月 台風21号 多摩川9箇所 浅川1箇所		(災害復旧)大師河原地区施工中、多摩川2丁目地区施工中、東長沼地区施工中、中瀬地区施工中、古市場地区施工中	(災害復旧)大師河原完了。多摩川2丁目(完了)、東長沼(完了)、中瀬(完了)、古市場(完了)。

平成16～17年度 多摩川水系河川整備計画の実施項目一覧表

action2 多摩川リバーミュージアムの実現						
項目	整備目標	既存整備	平成13,14,15年度実施	平成16年度実施	平成17年度実施	備考
①生態系保全回復関連対策						
ワンド	直轄管理区間 ・自然環境の良好な保全、回復が可能な場所 ・治水上問題のない場所 ・長期間保存可能な場所 など	1箇所 (上河原ワンド)	2箇所 (あきしま・かわさき)	1箇所 (浅川滝合小)	—	実施主体及び施行の詳細な場所については、地域住民、自治体等と調整を図る。
リバービオコリドー	直轄管理区間 グラウンド等が連続する人工系空間において利用区域の空隙部分 など	—	2箇所 〔世田谷区 1箇所 川崎市 1箇所〕	1箇所 (丸子通地区)	1箇所 (丸子通地区)	
魚道の整備	8箇所 他 直轄管理区間のうち、対応等が必要となる箇所	—	3箇所 〔日野用水堰(右岸側) 羽村取水堰 白丸ダム 魚道技術レポート作成〕	2箇所(設計) 〔八高線護床工 中央線護床工〕 1箇所(施工) 四谷本宿床止	2箇所(施工) 〔八高線護床工完了 中央線護床工施工中〕	
本来の生態系の回復	生態系保持空間 (必要に応じ対策)	—	永田地区	永田地区、府中四谷橋下流	永田地区、四谷下流地区	
②水環境関連対策		—	—	action4 水流実態解明 プロジェクト参照	action4 水流実態解明 プロジェクト記載予定	—
③人と川のふれあい関連対策						
環境学習活動支援	—	—	・TRM研修実施 ・活動支援 ・多摩川ふれあい教室運営	・TRM研修実施(3回) ・活動支援(29回) ・多摩川ふれあい教室運営	・TRM情報交流会(1回) ・活動支援(44回)H18.3現在 ・多摩川ふれあい教室運営	多摩川での活動を支援するために活動プログラムの相談、講師の派遣、支機材貸出しを支援。
環境学習懇談会	—	—	環境学習懇談会を開催	環境学習懇談会を開催(2回)	環境学習交流会等、7回開催	学校教育におけるTRMの浸透を図るため流域の学校教員との意見交換を開催。 学校教育者の現地での活動教材を作成。
TRM現地情報拠点	11拠点	—	1拠点 (二ヶ領せせらぎ館)	1拠点 (川の志民館)	1拠点 (日野市かわせみ館)	—
岸辺の散策路整備	46km,33区間	—	2.4km,7区間(一部)	0.836km(大丸地区)	1.5km(上丸子地区、小柳町地区)	実施主体及び施行の詳細な場所については、流域住民、自治体等と調整を図る
緑陰整備	71箇所	—	—	—	—	
川の一里塚整備	54箇所	—	—	—	1箇所	
渡しの復活支援対策	数カ所	—	—	—	1箇所	
水辺の楽校基盤整備	16箇所	—	・2箇所整備完(狛江、かわさき) ・3箇所登録済(滝合、潤徳、あきしま) ・2箇所(府中・福生)プロジェクト登録 ・あきしま基盤整備	・4箇所(府中・潤徳・せたがや・稲城)「子どもの水辺発見プロジェクト」に登録	・1箇所(狛江)「子どもの水辺発見プロジェクト」に登録 ・福生水辺の楽校基盤整備	
④福祉関連対策						
水洗トイレ	64箇所	—	—	—	—	実施主体及び施行の詳細な場所については、流域住民、関係福祉団体、自治体等と調整を図る
緩傾斜坂路(スロープ)	84箇所	—	10箇所	1箇所(大丸地区)	2箇所(古市場地区、小柳町地区)	
⑤歴史文化関連対策						
歴史文化関連対策	—	—	・TRMや京浜河川事務所のホームページを通じての支援 ・多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」 ・渡しの復活(大田区立矢口小)支援	・TRMや京浜河川事務所のホームページを通じての支援 ・多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」 ・渡しの復活(大田区立矢口小)支援	・TRMや京浜河川事務所のホームページを通じての支援 ・多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」	—

平成16～17年度 多摩川水系河川整備計画の実施項目一覧表

action3 協働の維持管理				
項目	平成13・14・15年度の主な実施内容	平成16年度実施	平成17年度実施	備考
秩序ある利用形態	ラジコン飛行場1箇所を移動。不法係留対策に関する協議会を立ち上げ。	不法係留船の撤去(簡易代執行)	意向調査及び指示書を送付	
河川美化体制	自治体の主催するクリーン作戦を支援。 クリーン作戦は平成13年度約92,000人、平成14年度約94,000人の参加、平成15年度約96,000人の参加	クリーン作戦 (約80,000人の参加)	クリーン作戦 (約77,000人の参加)	
人と川のふれあい機能	action2 人と川のふれあい関連対策欄の各施設の維持管理 参照			
福祉関連施設の機能	action2 福祉関連対策欄の各施設の維持管理 参照			
河川環境モニター機能	水辺の国勢調査の実施、平成13年度には洪水攪乱後のモニター調査を市民と合同で実施。 平成15年度は、水辺の国勢調査(陸上昆虫)の実施、水生生物による簡易水質調査(4校、1団体)、市民と協働で「川の通信簿」を実施	引き続き各種調査を実施	引き続き各種調査を実施	
河川環境	魚道の維持管理、⑧空間では、行為の規制に対し、協力を求める看板を設置	魚道の維持管理	魚道の維持管理	
河川景観	ホームページを通じて多摩川らしい風景のPRを積極的に行う。	「多摩川景観計画検討会」にて検討開始	「多摩川景観計画検討会」にて継続検討	
多摩川の文化育成機能	新多摩川誌の発行。多摩川週間などのイベントをととして、啓発活動を推進。 平成15年度は、夏休み多摩川教室、多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」、源流見学会、河口域船上見学会	引き続きイベント等を実施	引き続きイベント等を実施	
住民等との協働システム	TRMや水辺の楽校など、市民協働の各種施策を推進 平成13年10月から毎月、RCM機関誌「川の市民情報」を発行 平成15年度に、RCMについては、各出張所毎に分科会を開催	引き続きRCM等の活動を実施	引き続きRCM等の活動を実施	

action4 水流実態解明プロジェクト				
項目	平成13・14・15年度の主な実施内容	平成16年度実施	平成17年度実施	備考
河川の適正な利用及び流水の正常な機能の確保				
アンケート	多摩川の有すべき水流の目標値の設定に向け、広く一般流域住民の意向の把握を行なう。 ・流域内の全市区町村を対象に約2,000件のアンケート 平成15年度には、野川・浅川流域を対象に約1,400人のアンケート	-	-	
水流解明キャラバン	流域住民、河川管理者、流域自治体が一体となって、現地確認により水流の問題・課題に対する共通認識を形成したうえで要望・意見等を聴取し、水流の改善に向けた討議を行なう場とする。 ・平成13年度に1回開催 ・平成14年度に3回開催 ・平成15年度に5回開催	・平成16年度に3回実施	・平成17年度に3回実施	
水循環再現モデル	流域の水循環系を再現するモデルを構築し、将来の施策検討を議論 ・基礎情報の収集(水文、水質、気象、地形地質、社会条件等) ・物理分布型モデルによる流域再現モデルの検討 平成15年度に、同時流量観測の実施、水循環再現モデルを用いた水流の再現検討	-	-	

action5 スーパー堤防の整備						
項目	整備目標	既存整備	平成13,14,15年度実施	平成16年度実施	平成17年度実施	備考
超過洪水対策						
高規格堤防整備推奨区間						
	右	河口～第三京浜	1地区(一部完) (戸手地区)	5地区 施工中 (大師河原地区・中瀬第一地区・戸手地区・古市場地区) ※大師河原地区は2地区に分かれている	1地区完成(古市場地区) 2地区 施工中 (大師河原第二地区・中瀬第一地区)	1地区完成(中瀬第一地区) 3地区 施工中 (大師河原第二地区・戸手地区・小向仲野地区)
	左	海老取川～丸子橋	1地区完了 (多摩川二丁目地区)	1地区 施工中 (下丸子地区)	1地区完成(下丸子地区)	-
高規格堤防整備候補区間						
	右	第三京浜～日野橋	1地区完了 (大丸第一地区)	3地区 施工中 (矢野口地区・稲城北緑地公園 東町地区)	2地区完成(稲城北緑地公園・東町地区) 1地区 施工中 (矢野口地区)	1地区 施工中 (矢野口地区)
	左	丸子橋～日野橋	1区間(一部完) (染地地区) 1区間完了 (鎌田地区)	-	-	-

平成 16～17 年度の実施状況の評価 構成と記述内容について

構成と記述内容について

平成 16～17 年度の実施状況の評価

このページは、それぞれの action や実施内容ごとに、次の 3 つの要素から構成されています。

実施

・・・平成 16～17 年度に実施した内容を記述しました。

可能な限り、位置図、必要性、重要性、完成後の状況などの情報を昨年度よりも詳細に示しました。

達成

・・・目標に対する達成度を記述しました。

① 整備率からの達成度

いわゆるアウトプット指標です。整備内容全体に対してどれだけ整備できたかを示しました。

② 効果から見た達成度

いわゆるアウトカム指標です。何をどれだけ整備したかではなく、整備が進んだことによりどれだけ効果が出たかを指標を用いて示しました。

※ ただし、維持管理の項目などのように、達成度を示すことが難しいものもあります。

進捗

・・・計画に対する進捗状況を記述します。

整備計画の全期間を対象とした年次計画に対して、どこまで整備が進んだかを評価します。また、期間を限ったプロジェクトについては、そのプロジェクトの期間を対象とした年次計画に対して、どこまで整備が進んだかを評価します。

※ ただし、維持管理の項目などのように、年次計画をたてるのが難しいものもあります。

平成16～17年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(1)

河道断面の確保・堤防の安全性向上

●流下能力の向上と河床の安定化を目的として、被災した四谷本宿堰の堰対策を実施しました。

実施 河川整備計画において流下能力の向上が必要とされていた5箇所の堰のうち、整備計画策定後に被災した四谷本宿堰の堰対策を優先的に実施し、平成16年度に完了しました。



被災直後（平成13年9月）

工事後（平成17年11月）

平成13年9月台風15号の出水により、堰の中央部が流出し、河道中央部で局所的な河床の洗掘が発生したため、河川整備計画に基づく河道断面の確保対策として、流下能力不足の原因であった堰を撤去し、流下能力の向上を図るとともに、河床の安定化を図るため、河床安定化対策を実施しました。

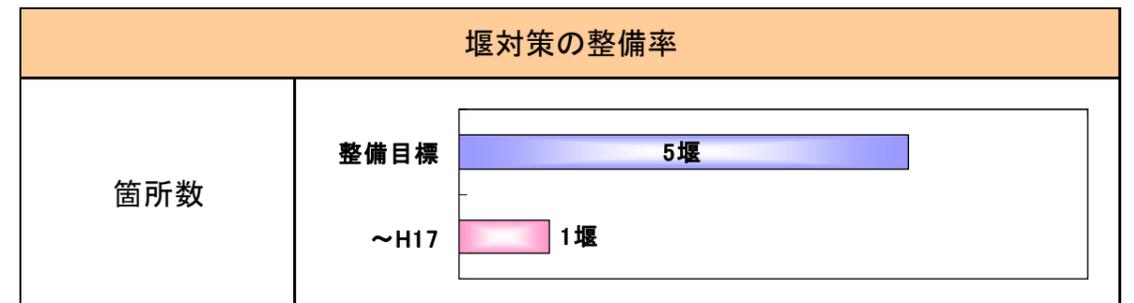
実施にあたっては、本施設が農業用水の取水を目的とした施設であるため、利水者及びその関係機関である西府用水組合、府中市、東京都産業労働局と河川管理者である京浜河川事務所との四者間で、四谷本宿堰のあり方と適正な水利用について協議を行い、堰対策や取水施設の構造などについて決定しております。

この対策は、平成17年3月に完了しました（ただし取水施設は平成17年5月完了）。

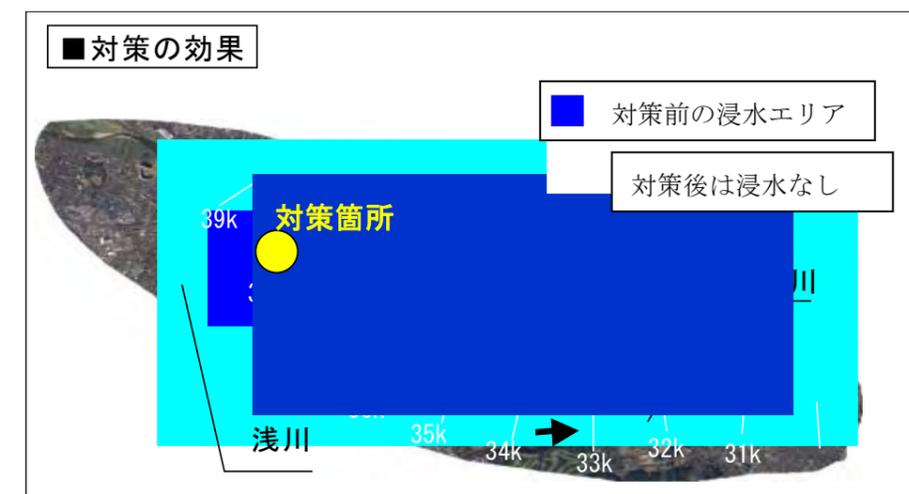
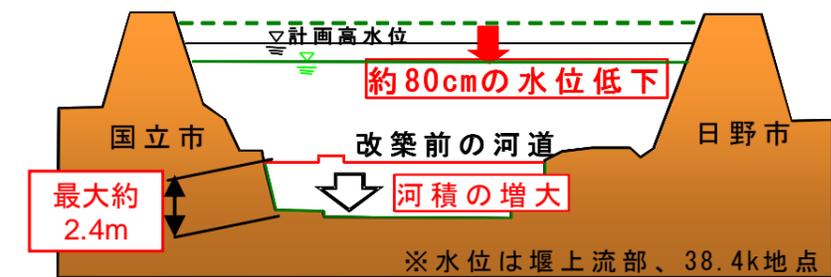
達成

目標：整備計画目標流量（石原地点で4,500m³/s）を流せる河道断面を確保すること。

① 整備率：20%



② 効果：対策の実施により、洪水時の水位は低下します。また、氾濫区域を指標としたとき、対策前と比べて下図のように浸水エリアが減少する効果があります。



平成 16～17 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(2)

河道断面の確保・堤防の安全性向上

進捗

① 堰対策の進捗状況は次の通りです。

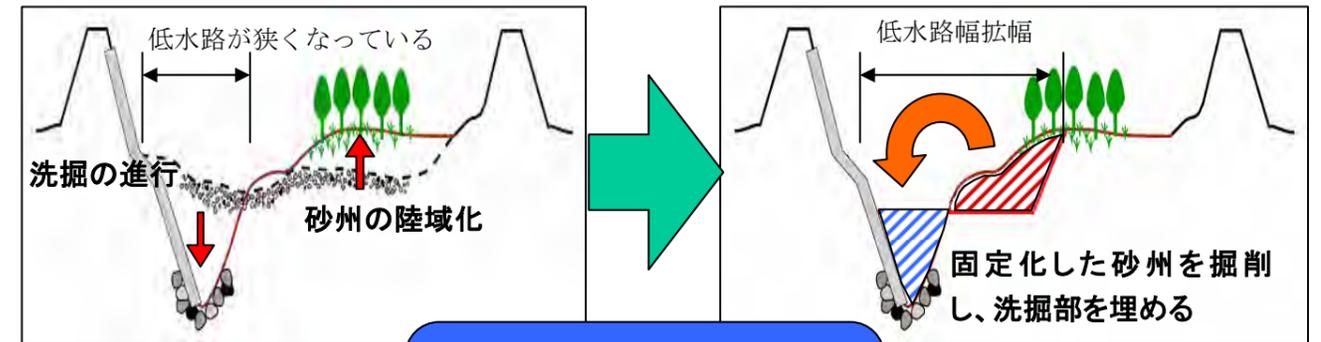
堰対策の進捗状況	
平成 13～17 年度	平成 18 年度以降
四谷本宿堰対策完了（平成 16 年度） （取水施設は平成 17 年 5 月完了）	残る二ヶ領上河原堰・大丸用水堰・昭和用水堰・羽村取水堰のうち、優先度の高い堰から着手

② 四谷本宿堰の対策スケジュールは次の通りです。

四谷本宿堰の進捗状況					
	H13	H14	H15	H16	H17以降
堰中央部改築	■				
堰右岸改築		■			
堰左岸改築			■	■	
取水施設				■	■
河道維持管理					※

※ 四谷本宿堰周辺では、堤防際の洗掘が進行しているため、河道の状況を確認しながら河道掘削などの維持管理（河道整正）を実施して行きます。

河道掘削などの維持管理とは



低水路が安定的に維持できる河道幅を確保するための河道整正を実施



実施にあたっては

市民の方と一緒に現地を確認しながら、意見交換を行い、実施に際しての留意点などを設定して行きます。



平成 16～17 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(3)

多摩川堤防侵食集中対策プロジェクト

平成 15 年度から『多摩川堤防侵食集中対策プロジェクト』を始めました。

このプロジェクトは

国土交通省において平成 15 年度から全国で新たに設定された『緊急対策特定区間』のうちの一つで、緊急性の高い箇所を期間を定めて集中的に投資し、投資効果の早期発現を図るものです。

多摩川は関東の中でも比較的急勾配な河川であるため、水の流れも速く、過去に多くの河岸侵食等の被災を受けています。

平成 13・14 年の出水でも被災しており、特に水衝部といわれる川の蛇行部分で著しい被災を受けています。これらの水衝部は、河岸前面の局所洗掘が進む一方で、対岸側が陸域化しており、さらなる河床洗掘を助長していきます。今後の洪水の規模によっては河岸侵食だけではなく、堤防にまで被害がおよぶなど皆様の安全を脅かす可能性も考えられます。

そこで、被害を受けてから対処するのではなく、事前に危険な箇所を強化することで、最悪のケースとなる堤防の崩壊を極力防ぐよう緊急的に整備を実施します。

整備にあたっては、整備計画（水衝部対策）で「早急に強固な防護が必要」と定められている河岸維持管理法線“特A”の区間について、総合的な検討を行ったうえで順番を決め整備を行います。

まずは、特に被災が多く発生しており、人口や資産の集中している中流部の 10 箇所について 4 年間で完成を目指します。

具体的な整備方法としては、『堤防を強化するための高水護岸と高水敷の造成』と『河岸を強化するための低水護岸と根固ブロックの設置』を行います。また、みお筋の固定化や砂州の陸域化を解消するため、土砂移動の観点から必要に応じ『対岸側の掘削と河道整正』を実施します。

このプロジェクトが完成することで、侵食に対する安全性が確保され、一度の出水で堤防まで被害が及ぶ危険性のある箇所が減少します。



※下石原地区は、平成 15 年度に高水護岸完了。平成 18 年には、低水護岸予定。
 ※是政地区については、近年の状況から土砂が堆砂傾向であり、モニタリング結果から当面事業を取りやめ。今後も引き続きモニタリング調査を行い、必要な時期に対策を行う予定。

平成 13 年 9 月の出水による被害

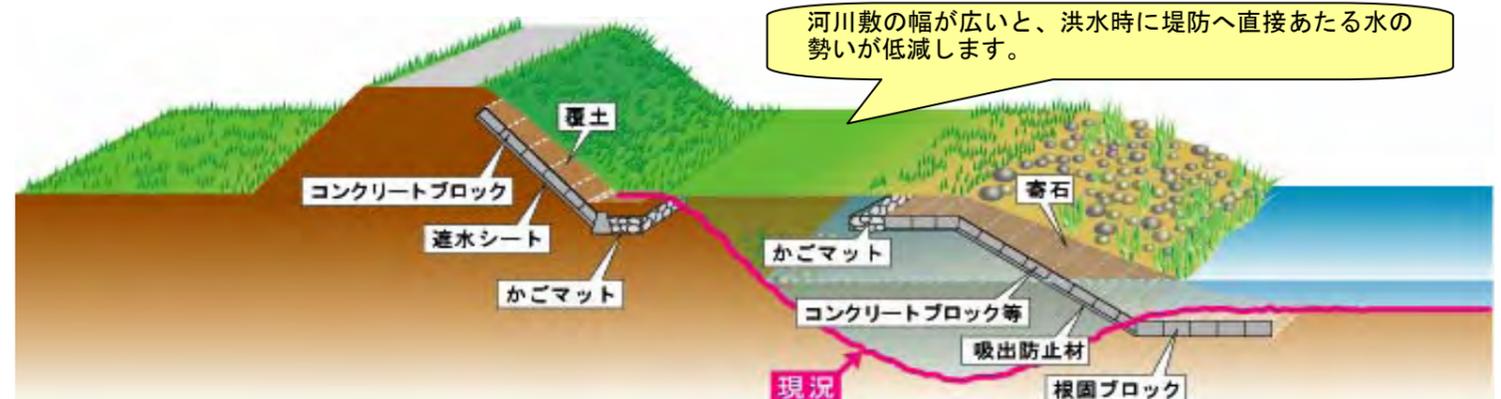


日野地区

平成 14 年 10 月の出水による被害



下石原地区

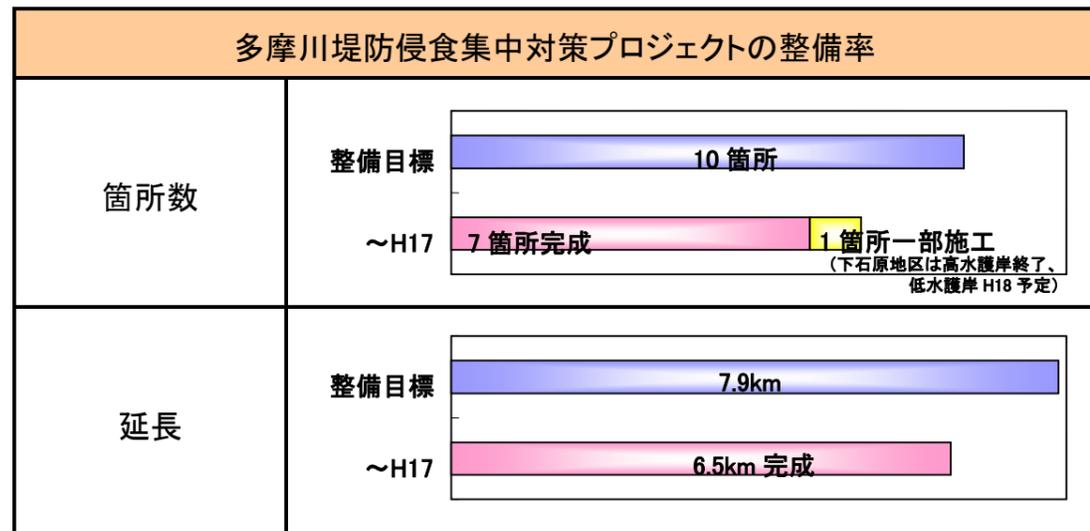


平成16～17年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(4)

多摩川堤防侵食集中対策プロジェクト

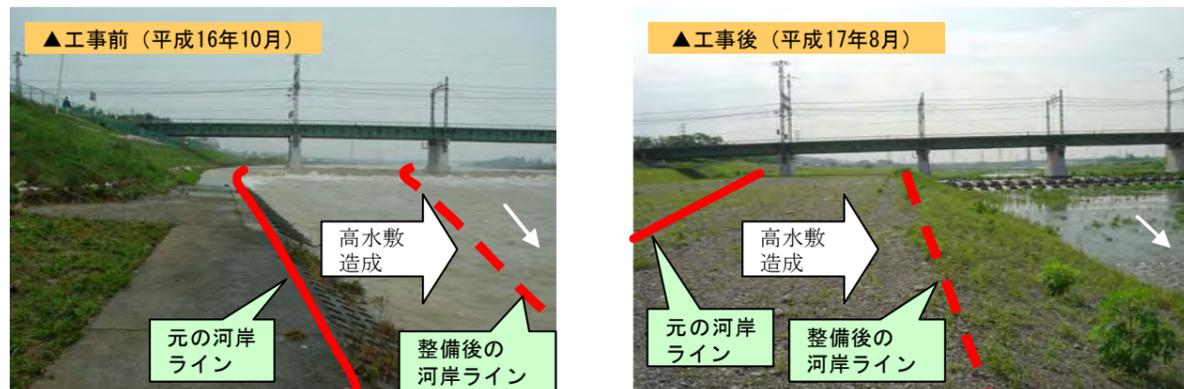
達成 目標：整備計画目標流量を安全に流せる堤防の質を確保すること。

① 整備率：箇所数で70%（完成区間）、延長で82%（完成区間）



② 効果：このプロジェクトが完成することにより、侵食に対する安全性が確保され、一度の出水で堤防まで被害が及ぶ危険性のある箇所が減少します。

関戸地区の整備事例



進捗 「多摩川堤防侵食集中対策プロジェクト」の進捗状況は次の通りです。

地区名	工種	延長(m)	H15	H16	H17	H18
日野	低水護岸	600	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
	高水護岸	500	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
下石原	低水護岸	400	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
	高水護岸	800	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
元和泉	低水護岸	600	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
	高水護岸	300	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
関戸	低水護岸	600	洪水期間	洪水期間	洪水期間	洪水期間
関戸	高水護岸	400	洪水期間	洪水期間	洪水期間	洪水期間
押立	低水護岸	400	洪水期間	洪水期間	洪水期間	洪水期間
四谷上流	低水護岸	400	洪水期間	洪水期間	洪水期間	洪水期間
	高水護岸	300	洪水期間	洪水期間	洪水期間	洪水期間
住吉	低水護岸	600	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
	高水護岸	600	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
錦町	低水護岸	400	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
下布田	低水護岸	400	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
是政	低水護岸	300	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
	高水護岸	300	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等	調査・設計等
計		7900				
事業費	約70億円		約28億	約14億	約28億	

※是政地区については、近年の状況から土砂が堆砂傾向であり、モニタリング結果から当面事業を取りやめ。今後も引き続きモニタリング調査を行い、必要な時期に対策を行う予定。

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(5)

多摩川堤防侵食集中対策プロジェクト

実施

平成 16～17 年度には、10 箇所予定区間のうち、押立地区、四谷上流地区、住吉地区、錦町地区の施工を行いました。

四谷上流地区では、水衝部対策として、高水護岸と低水護岸の整備を実施しました。



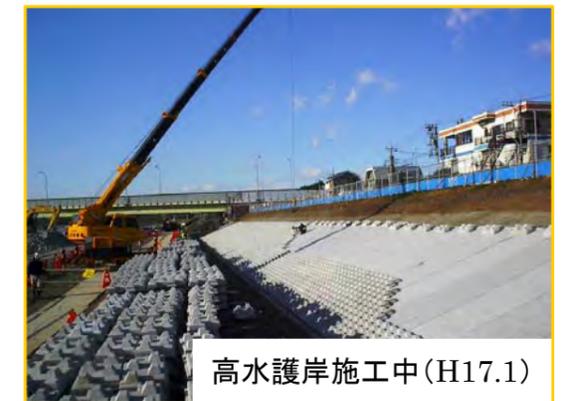
この区間では、川の流れによって堤防が削られるのを防ぐために必要な河川敷の幅を確保するとともに、堤防と河岸の強化を図るために『低水護岸工事』と『高水護岸工事』を実施しました。

整備にあたっては、安全性を向上させ、川の自然な流れを尊重し、利用や環境に配慮して行っています

四谷上流地区：工事の経緯



高水護岸着手前



高水護岸施工中(H17.1)



低水護岸の表面には、もともと現地にあった土を戻し、実施前の環境へ近づけるように配慮しています。

高水護岸については、現地発生土を有効活用した覆土を行っています。



高水護岸完成後(H17.6)

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(6)

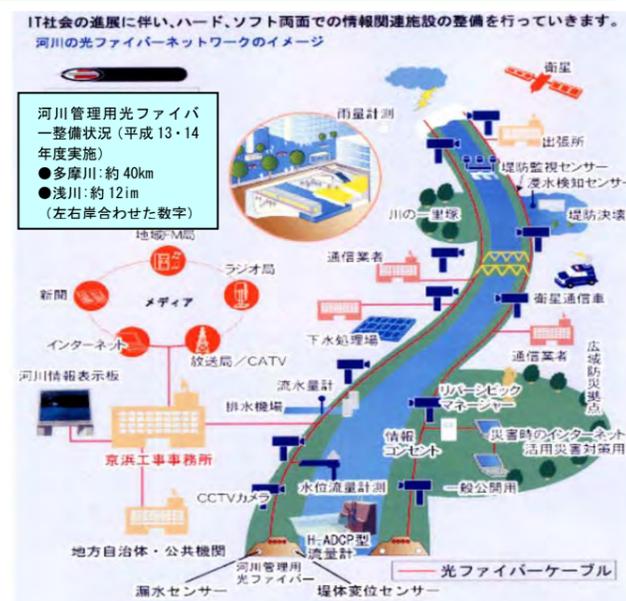
河川防災ステーション

超過洪水対策を行います

⇒ action5 参照

広域防災対策を行います

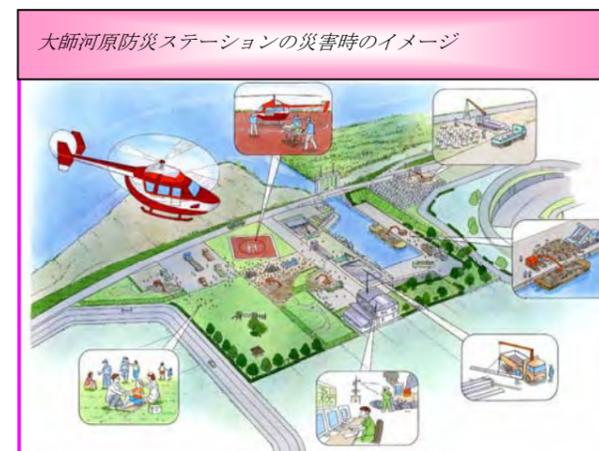
洪水等の非常時に備えることを目的として、情報関連施設や緊急用河川敷道路や防災ステーションなどの整備を進めています。



●河川防災ステーションを、大師河原地区（川崎市）において施工中です。

実施

多摩川沿川における「防災に強いまちづくり」の第一歩として、川崎市との共同により大師河原一丁目地区に洪水等による災害時には水防拠点としての役割を果たす、河川防災ステーションの計画がスタートしました。大師河原一丁目地区の防災ステーションは、広域防災拠点である「東扇島地区」との連携を図ることで、川崎市を含め主要部分の被災に対し、迅速・的確な復旧活動が可能になります。



達成

整備率：16%未満

河川防災ステーションの整備率					
箇所数	<table border="1"> <tr> <td>整備目標</td> <td>6箇所</td> </tr> <tr> <td>～H17</td> <td>1箇所(施工中)</td> </tr> </table>	整備目標	6箇所	～H17	1箇所(施工中)
整備目標	6箇所				
～H17	1箇所(施工中)				

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(7)

緊急用河川敷道路

- 多摩川緊急用河川敷道路を 1930m及び支川渡河橋梁下部工 1 箇所を整備しました。

緊急用河川敷道路の目的とは？

多摩川流域のほとんどは「南関東地域直下の地震により著しい被害を生じるおそれのある地域」に指定されており、大規模な地震が発生した際には、河川管理施設においても、甚大な被害が想定されます。

このような場合に、河川管理施設の速やかな復旧に資するため、資材の搬入等の、緊急的な輸送路として「緊急用河川敷道路」を整備しています。また、防災施設や被災地域等との確実な連絡を図るためにも活用することができます。

実施

平成 17 年度には、川崎市久地地先等 1930m の区間及び平瀬川渡河橋梁下部工 1 箇所を整備しました。既に整備されたものと合わせると、全体で約 29.8km のネットワークが出来ました。

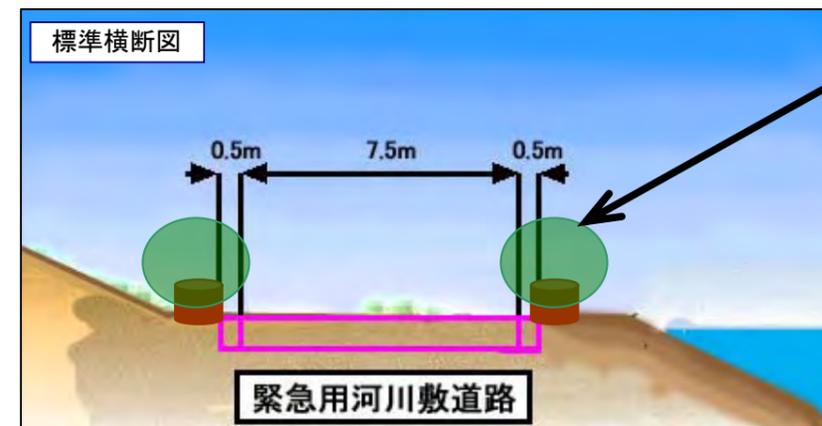
達成

整備率：全体計画区間 92.0km に対して約 34%

緊急計画区間 34.5km に対して約 90%

多摩川緊急用河川敷道路の整備率		
延長	整備目標	92.0km (34.5km)
	～H17	29.8km (29.8km)

()は緊急計画区間

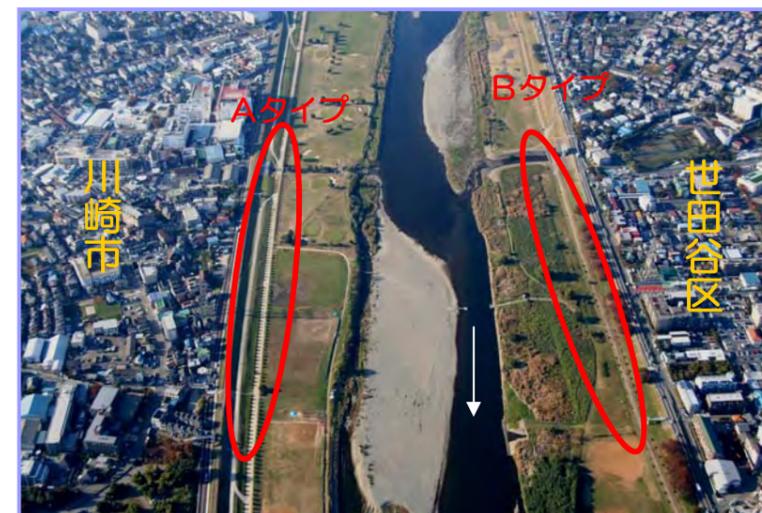


樹木帯
緊急用車両や災害復旧時の大型車両が、相互通行するのに必要な幅を整備しています。

図：緊急用河川敷道路の標準断面図



写真：既に整備が済んでいる河川敷道路



写真：多摩川 15k 付近

空撮からも、整備されつつある緊急用河川敷道路の様子が分かります。



写真：多摩川 29k 付近

支川合流部や樋管設置箇所の周辺では、橋梁を設置し、機能を確保しています。

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(8)

CCTV・河川情報板

●CCTVカメラを多摩川で10箇所、浅川で3箇所設置しました。

実施

CCTVは、河川の監視をするためのカメラシステムです。CCTVのとらえた映像は、一旦京浜河川事務所へ集められ、さらに光ファイバネットワークを通じて、自治体（神奈川県横浜市、川崎市、平塚市）とテレビ神奈川、YOUテレビ(CATV)などの報道メディアへと伝送されています。映像は、インターネットでも配信されているため、平常時はもとより、洪水時や災害発生時にも、一般の人でもリアルタイムで正確な情報を得ることができます。平成16年度には多摩川6箇所、平成17年度には多摩川4箇所、浅川3箇所に設置しました。



達成

この河川情報板は、外出中の多くの市民に効率よく情報を提供できるツールとして、人の集まりやすい場所を選定し設置しています。災害時には、天気予報・雨量・水位・ライブ映像などの大切な情報を提供するとともに、平常時には事務所のPR、多摩川・浅川の流域紹介や自治体の情報などを提供し、情報交流の拠点となることが期待されます。駅前のような人の集まりやすい場所に設置することで、この目的を達成しつつあります。



●河川情報板を川崎駅前に設置しました。

実施

洪水時には、降雨や水位、河川映像をはじめ河川の出水状況や気象情報などを表示します。平常時には、ニュースや天気予報から防災啓発や地方自治体の広報まで幅広く情報を提供しています。平成16年度にはJR川崎駅前に設置し、平成13年度に運用を開始した二ヶ領せせらぎ館、平成15年度に運用を開始したJR八王子駅前とあわせて、運用を開始しました。

放送時間は、朝7時から夜9時までを基本としていますが（二ヶ領せせらぎ館を除く）、出水時などの緊急時には、時間を延長するなどその時の状況に応じて変更することができます。

■ 平常時

天気予報

今日の天気/週間予報/レーダー雨量

河川情報

水位・雨量・CCTV画像など

■ 洪水時

天気予報

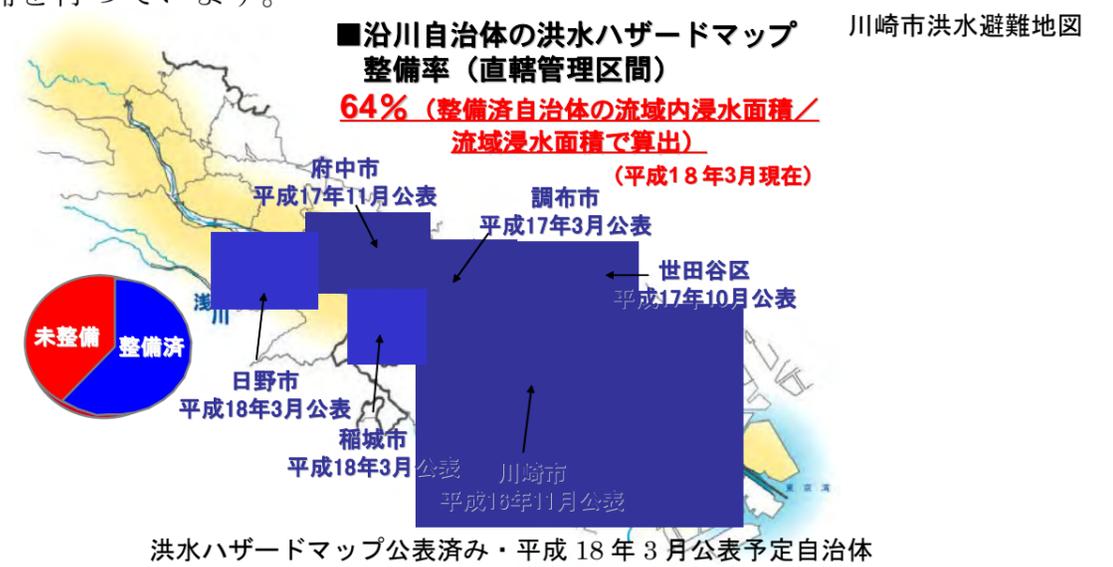
平常時の情報に台風情報が追加されます。

河川情報

多摩川・鶴見川・相模川の水位雨量

トピックス～流域自治体でハザードマップ作成進む

川崎市は、平成16年11月、多摩川・鶴見川の洪水ハザードマップ（洪水避難地図）を公表しました。このほかにも、調布市、世田谷区、府中市が公表しています。また、稲城市、日野市が平成18年3月の公表に向けて準備を行っています。



平成 16～17 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(9)

浸水想定区域図の公表

●浅川の浸水想定区域図を平成 17 年 7 月に公表しました。

実施

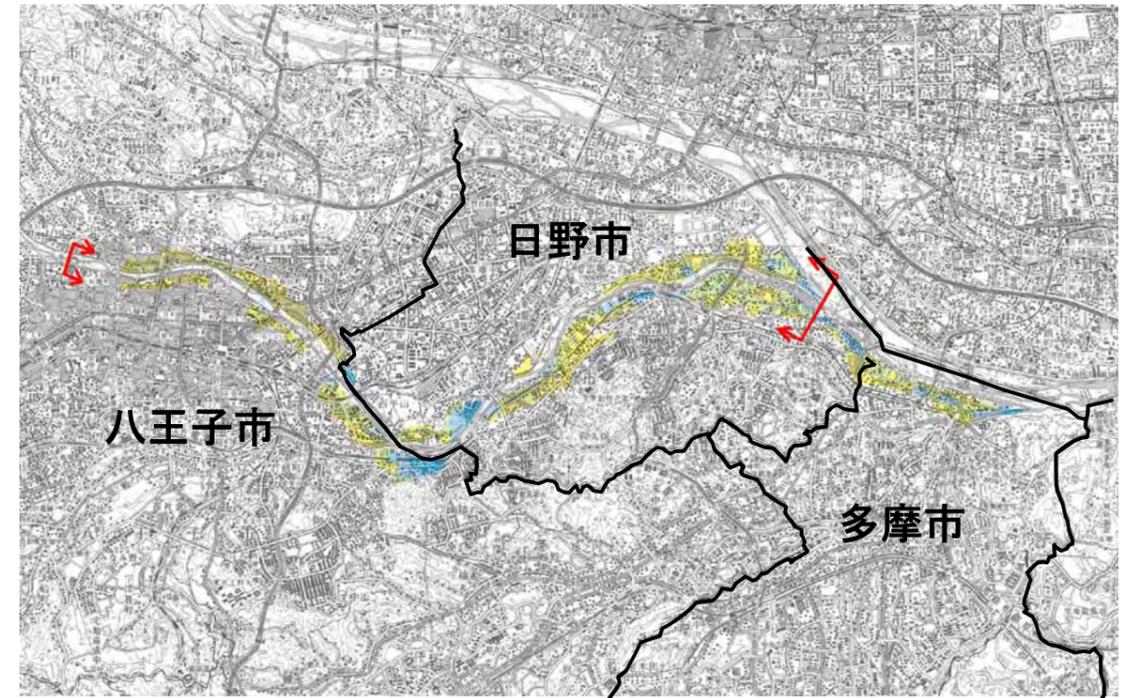
洪水時の被害を最小限に抑える対策の一つとして、河川管理者は、水防法に基づき、「浸水想定区域図」を作成し、公表する義務があります。

浸水想定区域図は、指定時点の浅川の河道の整備状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね 200 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことにより、浅川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。

多摩川の浸水想定区域図は平成 14 年 2 月、浅川の浸水想定区域図は平成 17 年 7 月に公表しました。

京浜河川事務所のホームページでは、自分の住所や郵便番号を打ちこんで検索・表示する GIS システムタイプと、通常の JPEG 画像タイプの 2 種類で見ることができます。

GIS (Geographic Information System=地理情報システム) で「浸水想定区域図」を公表したのは、日本で京浜河川事務所が初めてです。



浅川浸水想定区域図



京浜河川事務所ホームページでの掲載例

達成

整備率 : 100%

浸水想定区域図の整備率	
公表河川数	整備目標
	2河川
	～H17
	2河川

平成16～17年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(10)

治水に関する維持管理

○洪水、高潮等による災害を防止、または被害を最小限におさえるために～治水に関する維持管理

●国土保全情報管理の収集・提供

実施 水位、雨量、流量など水文データを継続して計測しています。また、インターネットなどを通じて計測結果も公表しています。

効果 市民の洪水等に対する関心に応えることができるようになりました。

●河川の形状機能

実施 継続して河川巡視を行っています。

効果 日々の巡視で、多摩川の変化に素早く対応しています。

●河川管理施設の機能

実施 河川管理施設の操作を行っています。

効果 適切な操作が、河川の安全な維持管理につながっています。

●広域防災機能

実施 緊急船着き場2箇所、緊急用河川敷道路29.84kmの維持管理をしています。

効果 緊急時への備えを進めています。

●洪水・高潮対策の体制

実施 H16年度に2回(注意)体制、うち2回とも警戒態勢に移行。

H17年度は3回(注意)体制、しかし田園調布(上)観測所で指定水位を越えた程度。

効果 洪水・高潮時でも、関係機関と連携して迅速な体制を確保し、住民のみなさんが安心して過ごせるようにしています。

●洪水・高潮災害の復旧

実施 平成16年10月出水の被災箇所について、平成17年度末までに復旧を完了しました。

効果 復旧により、被災箇所の安全性を確保しました。

京浜河川事務所のホームページでライブカメラの映像と、雨量・水位のグラフをリアルタイムで確認できます。

事務所ホームページトップページアドレス

<http://www.keihin.mlit.go.jp>

災害情報ページアドレス

<http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp/calamity/index/index.html>



現在、多摩川・鶴見川・相模川流域における災害情報はありません。

レダー雨量

台風情報

ライブカメラ・水位・雨量

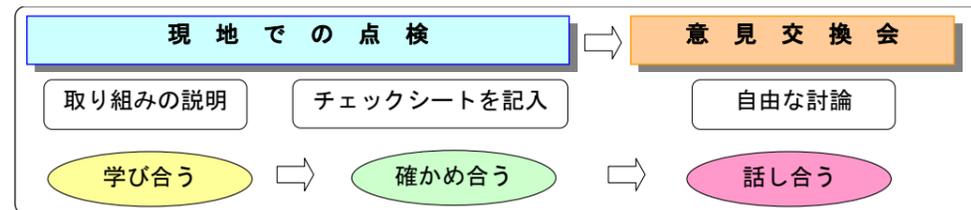
水位観測所 雨量観測所 ご覧になりたい地点の → をクリックしてください。



平成16～17年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(11) 「ふれあい点検」を実施しました(概要)

●治水を目的とした整備箇所で、「ふれあい点検」を行いました。

平成17年度より始めた新たなフォローアップの取り組みです。
河川整備等の現状を、周辺に住む住民の方々、河川管理者及び当該市区町村が一緒に見て歩き、お互いの意見を交換するものです。
現地でしか見ることのできないような、環境面・利用面での施工上の配慮等に関して、情報をご提供することができ、意見交換をすることで、河川整備等の目的、内容について、行政側と住民・市民側とで、共通認識を得ることを目的としています。



	実施日など	点検箇所	参加者数
第1回 浅川編	H17.9.3(土) 13時～17時 (晴、最高32.4℃)	浅川下流 ふれあい橋～百草 床固	計31名
第2回 府中・多摩編	H17.9.10(土) 13時～17時 (晴、最高31.0℃)	多摩川中流 石田大橋～関戸橋	計22名

< 現地 >

点検箇所毎に時間を取って「ふれあい点検チェックシート」に次の3点を記入していただきました。

整備内容・整備状況への評価
その他気づいたこと
総合評価

< 意見交換 >

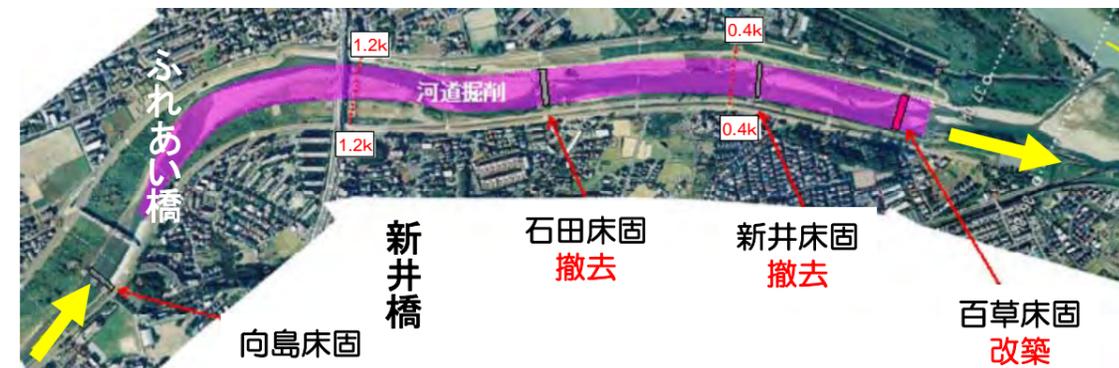
参加者の皆様から、感想や気になったことなど、意見を頂きながら、地図上に落とし込みました。



< 見学のポイント >

第1回 浅川：『浅川緊急改修』(H11～H116)

平成11年8月の出水時に被災した箇所を重点的に流下能力改善のための河道掘削や堤防防護のための護岸整備実施箇所を紹介。



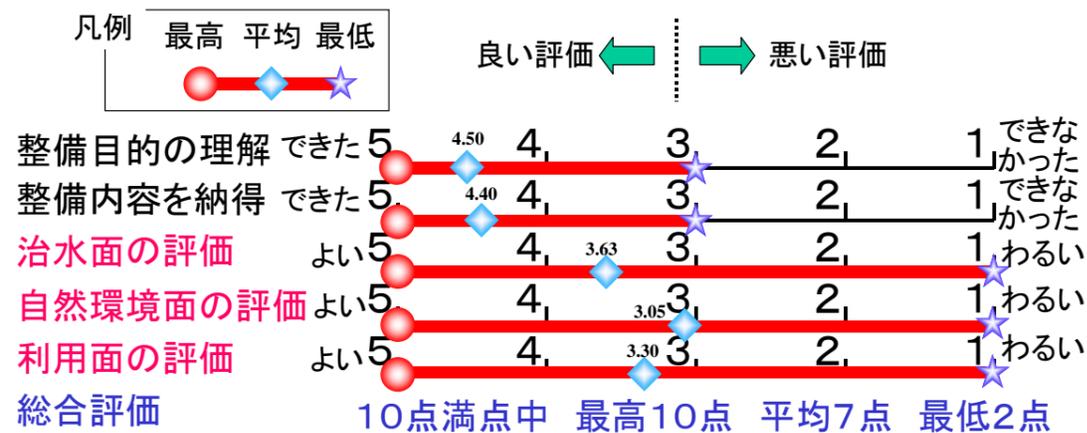
第2回 多摩川：『四谷本宿床止の改修』(H13～16)

平成13年9月の台風15号による出水で堰中央部の河床が洗掘され流出。整備計画に洪水を流下させる河積確保が位置づけられていたことから、優先的に整備を実施したことを紹介。魚道も併せて整備していることも紹介。



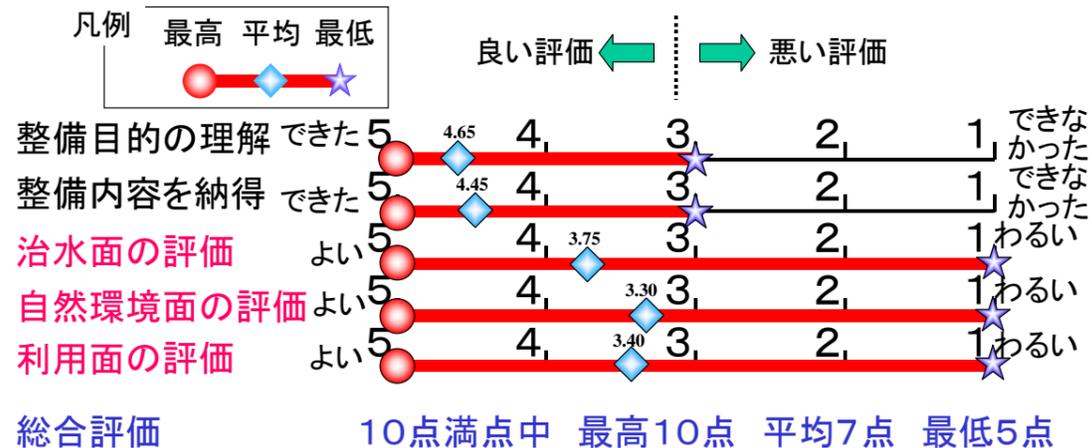
平成 16～17 年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(12) 「ふれあい点検」を実施しました（参加者からの評価：浅川）

●浅川・ふれあい橋下流低水護岸の評価



各項目とも、平均点が3点以上であり、概ねよい評価である。親水性が高く、石河原の存在が良い景観を形成していることがよい評価につながっている。

●浅川・百草床固の評価



各項目とも、平均点が3点以上であり、概ねよい評価である。親水性の高さがよい評価につながっている。

●浅川「ふれあい点検」の結果（整備内容に関する意見のまとめ）

- ・治水機能は発揮されていると思う
- ・階段工は利用しやすい
- ・床固は水辺に近づきやすい
- ・法枠護岸は歩きにくい
- ・床固の流れの様子、音、近づきやすさがよい
- ・礫の河原がよい
- ・法枠護岸の見栄え、法枠護岸の自然環境に工夫が必要

●浅川「ふれあい点検」の結果（整備内容以外の意見のまとめ）

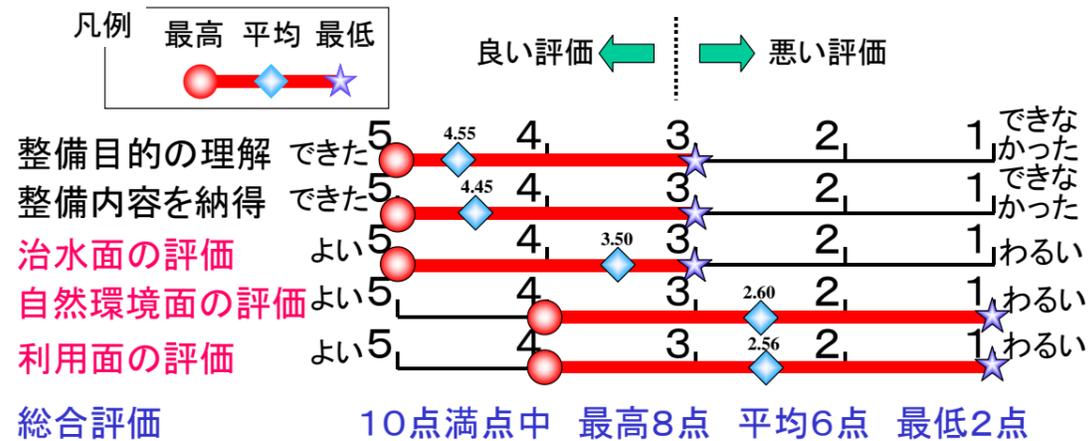
- ・河道内の樹木群や草を伐採してほしい
- ・整備後のモニタリングが重要である
- ・高水敷を、災害時の緊急用通路や散策路として使えるようにしてほしい
- ・意見交換をする場があるのはよい



▲浅川「ふれあい点検」の意見交換会の様子

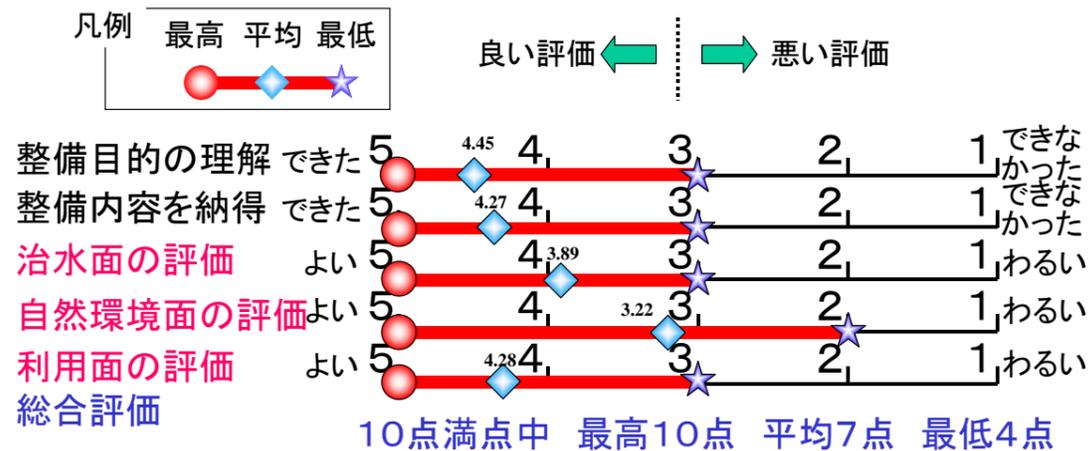
平成16～17年度の実施状況の評価～action1 戦後最大規模の洪水を治水の目標にします(13) 「ふれあい点検」を実施しました（参加者からの評価：多摩川）

●多摩川・四谷本宿床止の評価



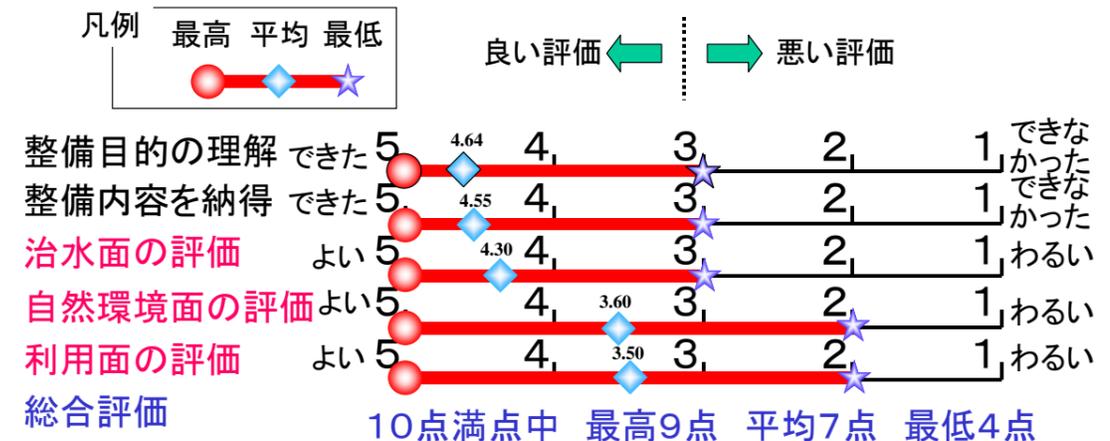
堰の切り下げにより治水効果は認められるものの、床止工両岸が直壁のため、近づきにくい印象を与えており、景観や利用等の面での評価が低いものと考えられる。

●多摩川・府中四谷橋河道整正の評価



各項目とも、平均点が3点以上であり、概ねよい評価である。水深が浅くなったことが、利用面の高い評価につながっている。

●多摩川・関戸橋上流護岸の評価



各項目とも、平均点が3点以上であり、概ねよい評価である。河岸の急勾配の法面をもっと緩くして欲しいという意見があった。

●多摩川「ふれあい点検」の結果（整備内容に関する意見のまとめ）

- ・住宅が接近 → 強固に守ることは必要
- ・必要なところはコンクリートでもよい
- ・府中四谷橋下流は今後のモニタリング次第
- ・府中四谷橋付近は安全に遊べる
- ・四谷本宿床止付近でカヌーが降りられる場がほしい
- ・四谷本宿床止の新しい魚道はよい
- ・府中四谷橋からの、水面幅が広く河床が見える景観がよい
- ・府中四谷橋下流の河床は単調になった

●多摩川「ふれあい点検」の結果（整備内容以外の意見のまとめ）

- ・石田大橋上流右岸の低水河岸部の景観が良い。
- ・堤防上のサイクリングロードは、自転車の速度が速いので危ない。
- ・意見が言える場があるのはよいことだ。

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action2 「多摩川流域バーミュージアム」を実現します (1)

魚ののぼりやすい川づくり・浅川のワンド

豊かな自然を守るために～生態系回復関連対策

●魚道の整備を進めています。

実施 平成 16 年度には、JR 中央線・八高線の護床工について、魚道の整備に向けて詳細設計を行いました。平成 17 年度には JR 八高線護床工を完了、JR 中央線護床工を施工中（平成 18 年 5 月完成）です。

四谷本宿床止では、平成 16 年度に新しい魚道（ハーフコーン式）を設置しました。平成 17 年度調査によると、このハーフコーン式魚道は以前よりも遡上する魚類の種類数が増えるなど、順調に機能しているといえます。



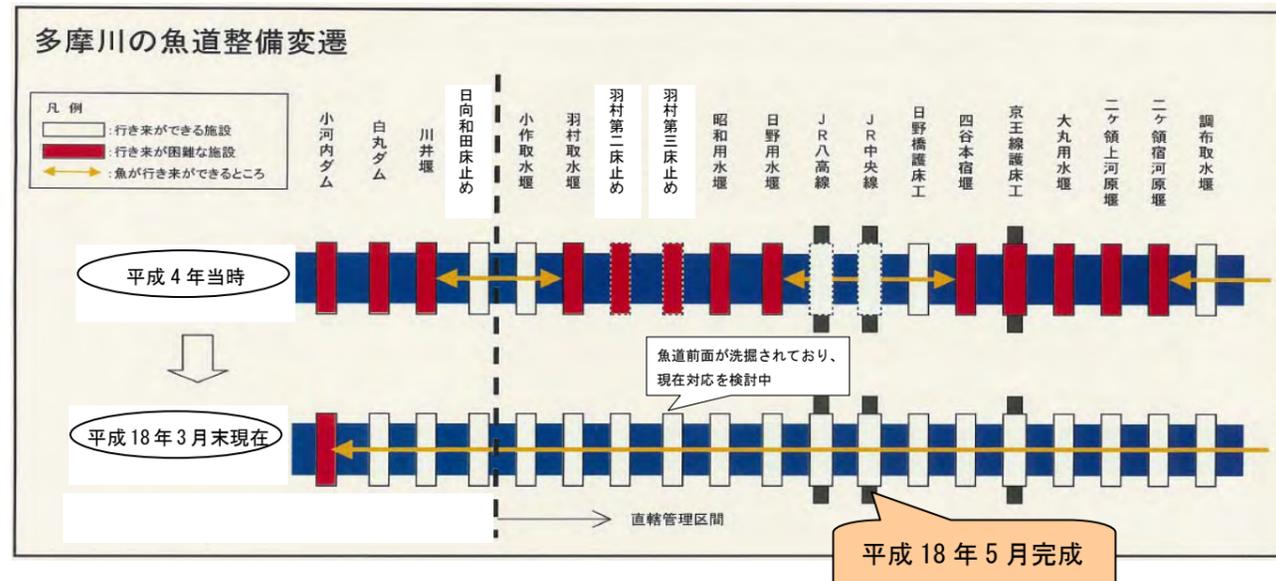
四谷本宿床止の魚道

達成

進捗

平成 17 年度末時点で、河口から 41km（JR 中央線）までの遡上が可能となっています。

今後は、ネックになっている JR 中央線及び JR 八高線の護床工の魚道が完成し（平成 18 年 5 月完成）、直轄区間（河口から 61.4km まで）よりも上流の小河内ダムまでの遡上が可能になります。



●浅川にワンドを整備しました。

実施 平成 16 年度に、浅川の滝合水辺の楽校にワンドを整備しました。このワンドは、滝合小学校の児童たちが思い描いた水辺の絵を具体化したものです。



達成

本川とつながった入り江状の静水域を「ワンド」と呼びます。ワンドは流れのない静かな環境なので、多様な生物の生息・生育空間になります。

浅川・滝合のワンドは、滝合小学校と連携しながら、今後の変化等について情報発信をしていきます。

進捗

今までに、3箇所（上河原、かわさき水辺の楽校、あきしま水辺の楽校）を整備しました。整備後は、市民、学識者と連携して生物調査などを行っています。

トピックス～上河原のワンド



上河原のワンド

上河原のワンドは、洪水時の流れの作用を受けて形状が変化していますが、その機能は維持されています。流れの速い本川とは違った生物が生息しており、特に魚類ではきれいな水域にしか生息しないアブラハヤが確認されています。

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action2 「多摩川流域リバーミュージアム」を実現します (2)

リバーバイオコリドー・岸辺の散策路

● リバーバイオコリドーの整備を進めています

実施

平成 16～17 年度に、リバーバイオコリドーの一環で、丸子通地区（丸子橋下流右岸）に植樹をしました。



達成

リバーバイオコリドーは、グラウンドなど緑の少ない人工的な空間が続く河川敷へ、河川敷生態系回廊として整備するもので、多摩川にもともと生育していた植物を植えています。

進捗

平成 15 年度までに、鎌田地区で 1 箇所、上丸子地区で 1 箇所が整備済です。実施の際には、地元の小学生などと連携して、地域の理解と協力のもとに進めています。

● 岸辺の散策路を、平成 16 年度は 1 箇所 836m、平成 17 年度は 2 箇所 1,500m 整備しました

実施

大丸地区、上丸子地区、小柳町地区において、水辺に近づけるように、河川敷に小路を設けました。また、昭島市には川の一里塚 1 箇所を設置しました。

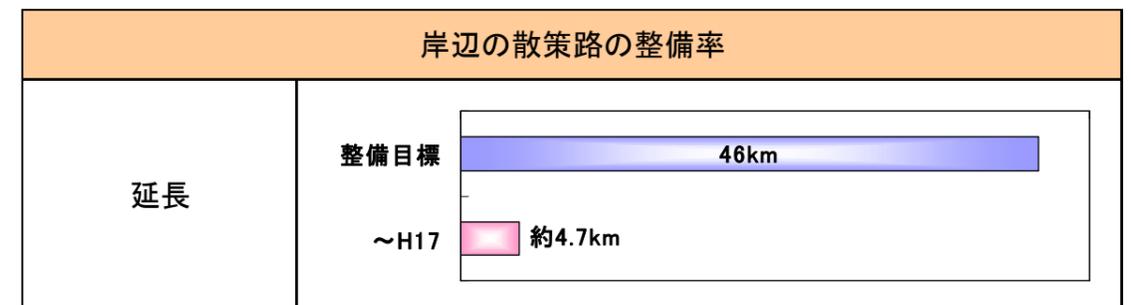
散策路の表面はクレイ舗装（砂などを固めた舗装）を施してあり、歩きやすくかつ自然にも配慮しています。



維持管理もあわせて行っており、河川巡視などで補修の必要な箇所を見つけ、修理を行っています。

達成

① 整備率：延長で約 10%



② 効果：沿川の人々に散策等で利用されています。今後は、流域セミナー等の場でご意見を聞き、より良い整備に反映させます。

進捗

岸辺の散策路を整備する優先順位は、既存施設の整備状況や堤内側の施設（小学校、福祉施設など）の状況を見て決めることが重要と考えます。今後の進め方として、これら周辺状況を考慮して整備の優先順位を決めていきます。

平成16～17年度の実施状況の評価～action2「多摩川流域バーミュージアム」を実現します（3）

水辺の楽校

● 水辺の楽校の平成16年度の動きでは、潤徳で推進協議会が立ち上がり、府中と滝合が開校しました。平成17年度までに、登録9校、うち開校6校。また、2校（稲城、せたがや）が活動を開始し、登録、開校に向け準備を進めています。



多摩川管内水辺の楽校の状況

平成18年3月現在 京浜河川事務所

楽校名	推進協議会 立上げ日	運営協議会 立上げ日	登録日	開校日	整備内容	摘要
狛江水辺の楽校	H11.10	H13.4	H13.1.31.	H13.4	池掘削、園路整備等	
かわさき 水辺の楽校	H13.4.25	推進協議会の 名称で運営	H13.1.31.	H13.7.1	池掘削、カゴマット、 スロープ、園路	
とどろき 水辺の楽校				H14.4.20	魚らん池掘削、 散策路、スロープ	
世田谷 水辺の楽校	H17.6.28 準備会立上予定	未定	H19年度 予定	H18年度 予定	散策路整備（予定） ワンド保全（予定）	
稲城水辺の楽校	H16.2.28	H16.5.23	未定	未定	せせらぎ水路（予定） 自然観察路（予定）	
府中水辺の楽校	H16.7 (子どもの水辺協議会として)	H18年度 予定	H16.3.30	H17.3.22	スロープ（予定）	
潤徳水辺の楽校	H16.10.3		H13.1.31.	H18年度 予定	未施工	浅川
滝合水辺の楽校	H14.5		H13.1.31.	H17.3.22	ワンド	浅川
あきしま 水辺の楽校	H14.2(準備会) H14.6(協議会)	H15.4.1	H14.1.31.	H15.5.17	ワンド掘削、木道整備、 園路、柳枝工	
福生水辺の楽校	H16.1 (運営協議会として)	H16.1	H16.3.30	未定	自然観察路 看板設置	
多摩川源流こすげ 水辺の楽校	未定	未定	H18.3.31	未定		

実施

京浜河川事務所は、管内の水辺の楽校に対して、それぞれの特徴や地元市民との連携を重視し、整備や活動支援に取り組んでいます。

京浜管内の水辺の楽校の特徴

- 自然環境の重視（整備は必要最小限）
- 行政の活動支援はハード面よりもソフト面を重視
- 市民主導による活動
- 活動範囲の広域性（上下流交流）
- 市民管理によるホームページの立ち上げ



＜とどろき水辺の楽校＞海苔づくり



＜狛江水辺の楽校＞ヤンマ池



＜あきしま水辺の楽校＞

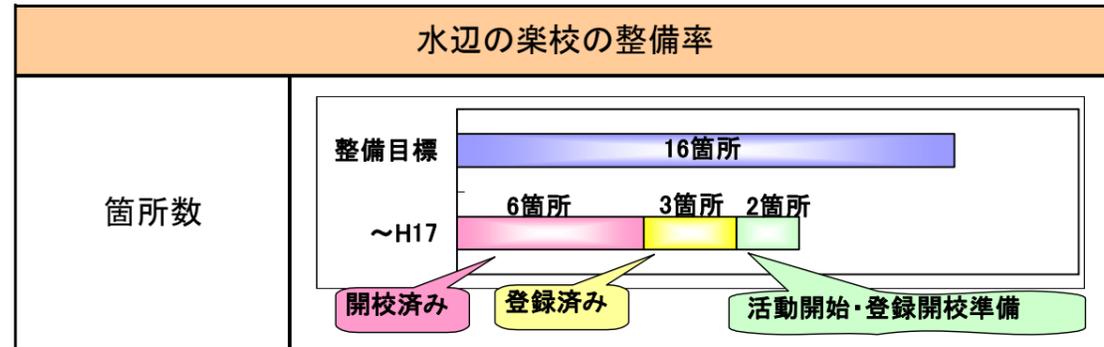


＜せたがや水辺の楽校＞

平成16～17年度の実施状況の評価～action2「多摩川流域バーミュージアム」を実現します（4）

水辺の楽校・環境学習支援

達成 整備率：約38%（開校済）
 約56%（開校済+登録済）
 約69%（開校済+登録済+活動開始）



進捗 現在の進捗状況は、次のとおりです

内容	平成13～17年度	平成18年度以降
基盤整備	狛江、かわさき、とどろき、滝合、あきしま、福生	各自治体と市民の方々と連携しながら、各自治体1箇所以上の設置を目指します。また、せたがや、稲城が既に活動を開始しています。
登録	府中、潤徳、源流こすげ	

トピックス～市民主体で運営される「川の志民館」

多摩川上流出張所の敷地内に平成15年にオープンした「川の志民館」では、モニターで多摩川の状況を見たりパソコンで情報を収集したり、会議を開いたりできます。
 運営は、市民（福生水辺の楽校運営協議会）が主体となって行われています。



● 環境学習支援の活動を行いました。

実施

<多摩川ふれあい教室の運営>

多摩川の河川環境に関する啓発を目的に、多摩川に関するいろいろなものの展示や来館者からの質問の回答などを行い市民と多摩川を通じたふれあい活動を実施しています。定期的に自然観察会を行い、多摩川の自然を使用した遊びの体験も行っています。

平成16年度には約8,000人、平成17年度（4月～12月実施分）には5,896人が多摩川とふれあいました。



パソコンで調べ物をする来場者



水槽にいる多摩川の魚類を観察



「多摩川生き物ぬり絵」の様子

<73件の市民活動支援>

平成16年度には29件、平成17年度（H18.3迄）には44件の活動支援依頼に対し、支援を行いました。平成16年度の内訳は次のとおりです。

支援内容	支援対象	支援回数
(1) 総合的な活動支援	小学校	5回
	市民団体	1回
(2) 現地活動支援	小学校	11回
	市民団体	5回
(3) 器材貸し出し	小学校	1回
	市民団体など	6回

TRM事務局では、多摩川地先での水辺活動、上流・中流・下流に展開する水辺活動、流域外からの多摩川体験、環境教育指導者養成、社会教育、水辺整備に関する合意形成の支援、多摩川に関する行事の支援を行っています。

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action2 「多摩川流域リバーミュージアム」を実現します (5)

環境学習支援

<多摩川流域協議会 TRM 部会を開催>

TRM の役割分担の検討や周知のために、多摩川流域の行政で組織する多摩川流域協議会で TRM 部会を開催しました。会議では、TRM の基本的な考え方、TRM の現状と課題について確認し、TRM 幹事会の設置について了承を得ました。

多摩川流域リバーミュージアムの基本的考え方

<理念>

「多摩川流域リバーミュージアム」は、多摩川の持つ価値の共有できる仕組みづくり。

●3つの柱 (共有化するための方策)



<目標>

多摩川の持つ価値を認識し、人と多摩川との良好な関係の創出。

パートナーシップによる維持運営

TRMは、市民、企業、自治体、河川管理者などの協働による維持運営を基本とする。

- ・流域全体レベルの維持運営体制づくり
- ・地域レベルの維持運営体制づくり

地区情報拠点の設置

・地区情報拠点の設置
現地での情報収集・提供、市民(団体)の活動の拠点となる情報拠点及びTRM全体のセンター機能をもつ拠点を設置する。

地域での活動をネットワーク化

多摩川流域における地域の活動を相互にネットワーク化(交流)することにより流域全体の価値を認識する。

多摩川のもつ情報の収集・加工・発信・蓄積

地域ごとの自然・歴史・文化・防災などの情報についてパートナーシップの仕組みを活用し収集・発信する。

<多摩川環境学習懇談会を開催>

平成 15 年度に続き、多摩川流域内の小中学校の総合学習支援を目的とした、学校の先生や水辺の楽校等の市民学習リーダーの交流の場として、懇談会を開催しました。

平成 16 年度は、その中でさらに活動を掘り下げ、ワーキングの実施および、「多摩川を題材とした環境学習研修会」が 2 回開催されました。

ワーキングでは、プログラム案などの教材について学校の先生方や市民の意見を取り入れて、さらに使いやすく充実しました。

平成 17 年度は、環境学習交流会等が 7 回開催されました。



第 1 回




第 2 回



▲ 2 回開催した、多摩川環境学習懇談会の様子

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action2 「多摩川流域バーミュージアム」を実現します (6)

環境学習支援・緩傾斜坂路

<夏休み多摩川教室を開催>

平成 16 年度で第 13 回目を数える「夏休み多摩川教室」が、平成 16 年 7 月 28 日 (水) 29 日 (木) に、二子地区の河川敷で開催されました。これは、主に小中学生を対象に、多摩川の環境に興味を持ってもらうことを目的としたイベントです。約 700 人の子どもたちでにぎわいました。



「多摩川の水質を調べよう」
(東京都環境局)



川の中の生きものコーナー
(東京都環境局)



降雨体験コーナー
(京浜河川事務所)

平成 17 年度も 1 回開催し、約 500 人の子どもたちが参加しました。

<TRM 研修の実施>

平成 16 年度の TRM 研修は「市民による河川環境の調査と記録」をテーマとして行いました。3 回の研修は地区別で行い、あきしま水辺の楽校、府中水辺の楽校、六郷地区の 3 地区でした。



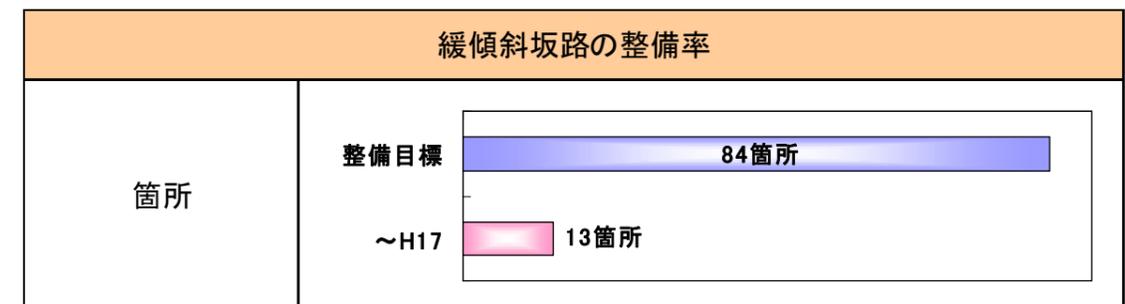
また、平成 17 年度には TRM 情報交流会が 1 回開催されました。

●緩傾斜坂路を 3 箇所設置しました。

実施 平成 16 年度は大丸地区 1 箇所に、平成 17 年度は古市場地区、小柳町地区の 2 箇所に、町側から堤防にのぼる勾配の緩やかな通路 (スロープ) を設置しました。



達成 整備率：約 15%



進捗 現在の進捗状況は次のとおりです。

緩傾斜坂路の進捗状況		
H13～15	H16～17	今後
登戸地区 (右岸 22.6k) 登戸地区 (右岸 22.4k) 南六郷地区 (左岸 5.0k) 本羽田地区 (左岸 3.0k) 宿河原地区 (右岸 22.0k) 鵜の木地区 (左岸 12.2k) 田園調布地区 (左岸 138.k) 関戸地区 (右岸 34.1k) 大丸地区 (2 箇所)	大丸地区 古市場地区 小柳町地区	71 箇所

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action2 「多摩川流域バーミュージアム」を実現します (7)

多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」・矢口の渡し・景観計画

文化を育んできた川だから～歴史文化関連対策

- 多摩川シンポジウム「多摩川を歩く」を開催しました。

実施 平成 16 年 12 月 4 日 (土)、調布・菅地区を対象に、多摩川の自然環境や流域の歴史文化について、認識を高めてもらうため、シンポジウムを開催しました。川崎市の二ヶ領用水から、稲田堤、矢野口、そして多摩川原橋を渡り、府中用水を歩いた後、約 1 時間のディスカッションを行いました。参加者は約 140 名と盛況でした。

平成 17 年度 12 月 4 日 (土) には、日野市潤徳小学校で開催されました。



多摩川大橋上流堤防工事現場

ディスカッション会場

達成 参加者からは是非継続してほしい、他の地区も歩きたい、スタッフに感謝などの意見がよせられました。

進捗 平成 17 年度で第 9 回を数え、今後も引き続きシンポジウムを行い、より多くの人に多摩川の歴史・文化を広めていきます。

- 矢口の渡しで矢口小学校が渡しを体験しました。

実施 平成 16 年度に、矢口地区の「矢口の渡し」跡地で矢口小学校 6 年生が、自分たちで作った舟を浮かべ、渡しを体験しました。京浜河川事務所は、仮設の舟着場を作って、活動を支援しました。



大正期の「矢口の渡し」(出典:新多摩川誌)

河川景観の向上にむけた取り組み

- 「多摩川の景観形成の考え方」の検討をはじめました。

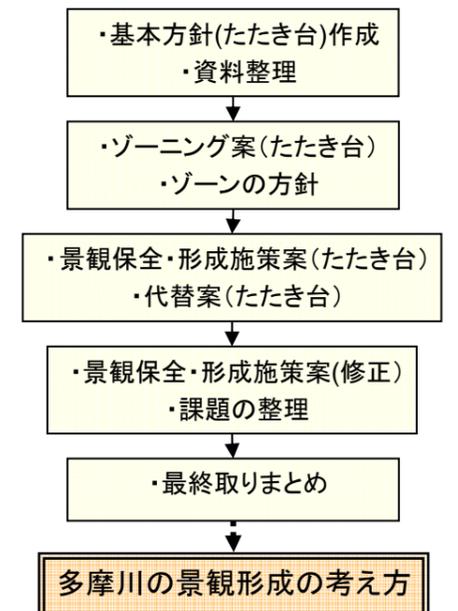
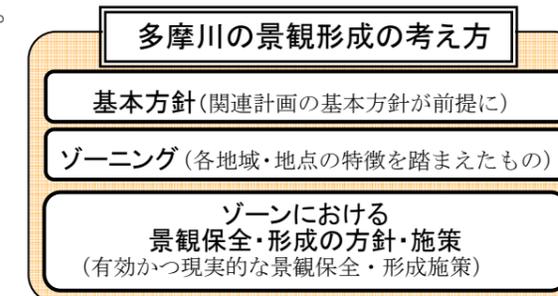
実施 平成 16 年度に「多摩川景観計画検討会」を立ち上げ、16 年度内に 2 回の検討会を行いました。17 年度に「多摩川景観形成の考え方」(案)をとりまとめました。

1) 景観計画の位置づけ

- ・「多摩川の景観形成の考え方」の河川に関わる部分を多摩川水系河川整備計画に反映し、整備計画の景観部分の充実を図ります。
- ・河川事業者は、本計画に基づき、河川区域内については、河川の治水・利水・環境の 3 機能を尊重しつつ良好な河川景観の形成のための施策を積極的に行います。
- ・沿川自治体に対しては、景観形成の方針および施策案を提案し、連携を図りながら、街づくり計画への反映を促します。

2) 「多摩川の景観形成の考え方」の構成

- ・基本方針とゾーニングおよびゾーンにおける景観保全・形成の方針、景観保全・形成の施策からなります。



3) 検討の進め方

- ・本検討のための作業を右図のように進め、各段階において検討会でたたき台から案を作成します。

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action3 協働の維持管理をめざします (1)

河川美化・水面利用の適正化

協働の取り組み

- 不法占用や不法行為などに対しては、市民や地元自治体、関係機関と連携し、協議会などの話し合いの場を持ちながら取り組んでいます。

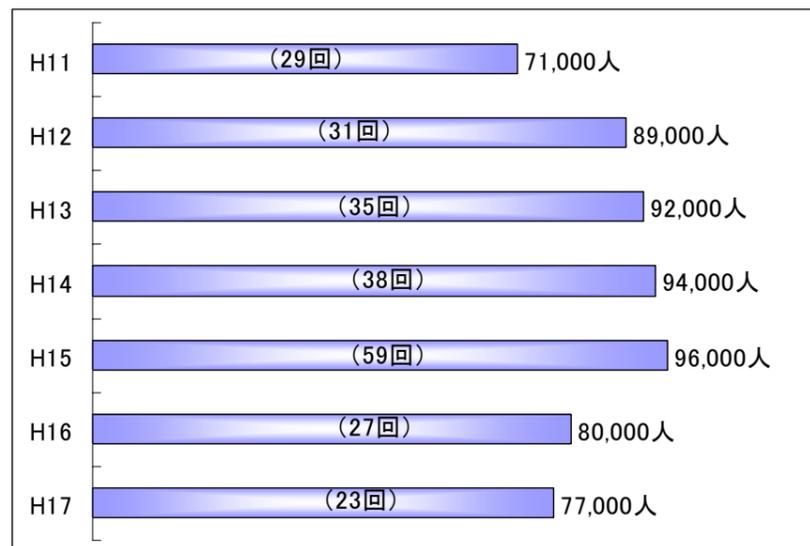
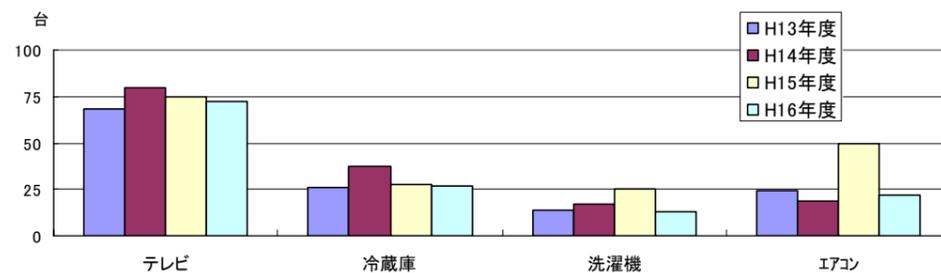
実施 <河川美化体制>

自治体等が主催し、市民が参加する「多摩川クリーン作戦」を支援しています。平成 16 年度はのべ約 80,000 人、平成 17 年度はのべ約 77,000 人の参加がありました。

この運動により、平成 16 年度は約 154 トン(2t トラック約 77 台分)平成 17 年度は約 138 トン(2t トラック約 69 台分)のゴミが回収されました。市民や自治体と連携する体制が整いつつあります。

多摩川・浅川でのゴミの現状は次の通りです。

リサイクル法対応家電の不法投棄数(多摩川・浅川での合計)



多摩川クリーン作戦参加者の推移



立川市での活動状況

実施 <水面等利用者協議会>

平成 16 年度には、「多摩川下流部水面等利用者協議会 第 4 回協議会」が開催され、係留、航行のルール、マナー及び事故の対応等についての今後の検討の必要性や、マナー等の広報啓発の必要性などについて議論されました。

また、平成 16 年 6 月 15 日、多摩川河口付近に不法係留してある船舶 30 隻を撤去しました(簡易代執行)。

平成 18 年度にも河口付近の不法係留船の撤去を実施しています。今後も継続して指導・是正を行っていきます。



平成 16～17 年度の実施状況の評価～action3 協働の維持管理をめざします (2)

リバーシビックマネージャー制度

<河川敷利用のマナー悪化についての対策会議>

川崎市地先では、毎年ゴールデンウィーク頃に河川敷利用が盛んになり、中にはゴミの不始末などのマナー違反が目立っています。

そこで、京浜河川事務所では、川崎市、警察と共に対策会議を開きました。

会議では、ゴミ持帰りの周知方法や、対策としてのゴミ収集回数の増加などが話し合われました。

●市民との協働で多摩川を見守っています (住民等との協働システム)

実施 <リバーシビックマネージャー制度 (RCM) >

住民ボランティア活動の一環として、河川管理の一部を支援していただく、日本で初めてのシステムです。その活動内容は RCM の方の機関紙「川の市民情報」を通じて公開されています。

平成 16 年度は、京浜管内で 126 名の方がリバーシビックマネージャーとして登録しており、うち 96 名が多摩川・浅川で活動しました。

平成 17 年度は、京浜管内で 134 名の方がリバーシビックマネージャーとして登録しており、うち 98 名が多摩川・浅川で活動し、多摩川管内で全 124 件の報告をいただきました。

また、平成 16、17 年度にも、引きつづき各出張所ごとに分科会を開催し、意見交換を行いました。

リバーシビックマネージャー分科会や合同巡視の実施

リバーシビックマネージャーには、多摩川の河川管理に関する気づいた点を日々 FAX やメール等で報告していただいておりますが、直接顔を合わせての会合も年に一度行っています。

事務所職員とリバーシビックマネージャーが意見交換することで、様々な話題が活発に話し合われています。

分科会	開催日
多摩川上流分科会	H16.7.27
	H16.11.6
	H17.10.13
	H18.3.1
多摩川中流分科会	H16.9.30
	H18.2.21
	H16.10.26
多摩川下流分科会	H17.2.10
	H17.10.26
	H18.2.22
浅川分科会	H16.9.30
	H18.3.3

リバーシビックマネージャーの成果～ 危険箇所の紹介

多摩川上流で活動するリバーシビックマネージャーからの意見で、子どもが遊んだりするのに危険な箇所があげられました。

京浜河川事務所では、全 12 箇所について事務所ホームページ内のリバーシビックマネージャーのページで紹介しています。



リバーシビックマネージャーの成果～ゴミ持ち帰り運動

リバーシビックマネージャーからの提案により「ゴミ持ち帰り運動」が実現しました。ポスターとチラシを作成し、リバーシビックマネージャーの方々や沿川自治体、占用者等に協力を呼びかけ、各種団体や商店街、学校等に配布しています。また、河原でバーベキューを楽しむ人たちに、リバーシビックマネージャー自らがチラシを配布することもあり、ゴミ持ち帰りに効果を発揮しています。

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action3 協働の維持管理をめざします (3)

多摩川河川相談室

実施 <多摩川河川相談室>

広報公聴事業の一環として、多摩川の河川事業に対する沿川住民のニーズを直接把握し河川行政に反映させる仕組みとして平成 11 年 8 月 2 日に開設されました。

住民から寄せられた相談（問い合わせ、意見、要望、苦情、通報、提言など）を電話（フリーダイヤル）、FAX、インターネットで受け付け、流域自治体とも連携しながら迅速な対応を図ることとしています。

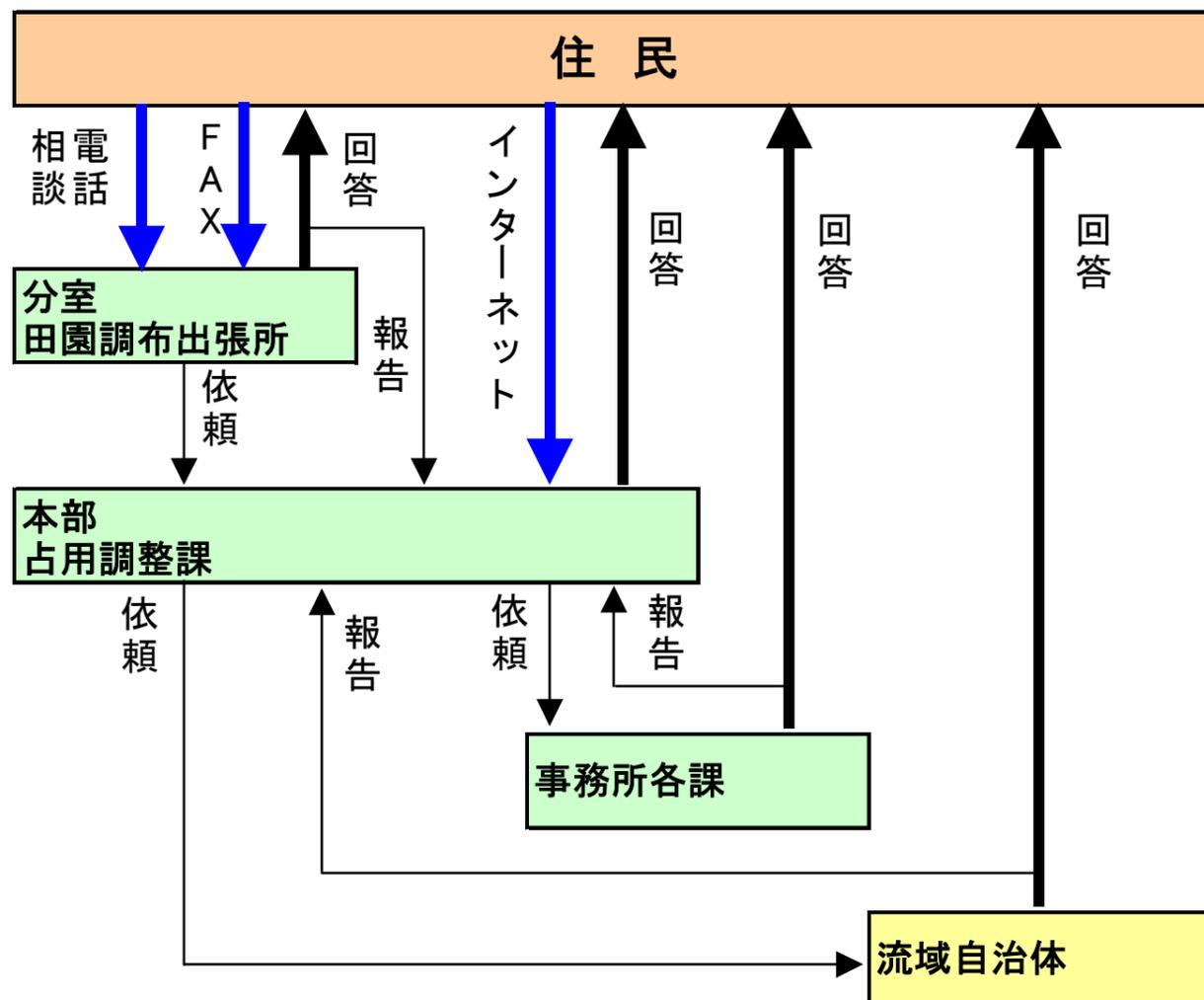
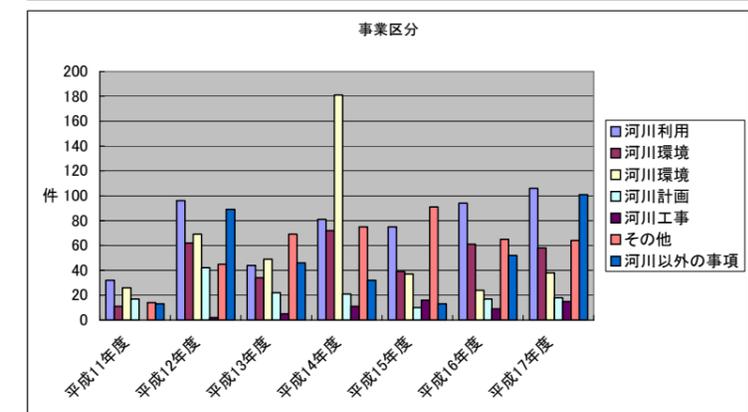
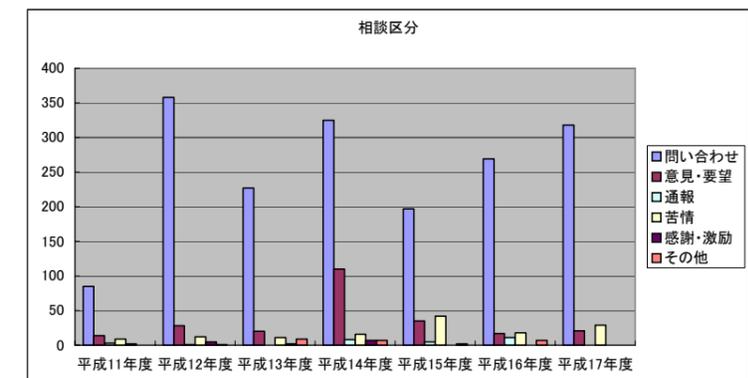
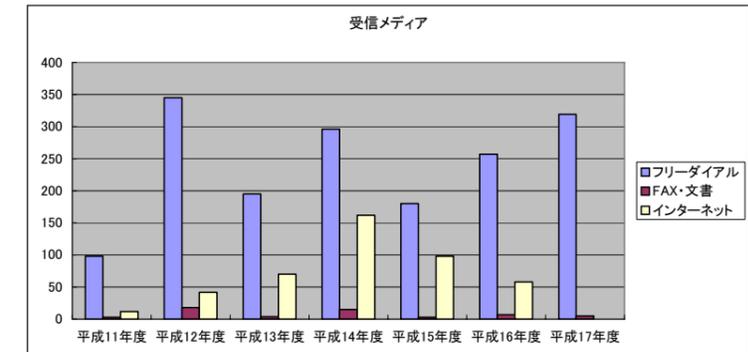
住民が一つの窓口一度だけ相談することにより、いわゆる「たらい回し」をなくし、総合的な窓口として機能しています。

平成 16 年度には 322 件、平成 17 年度には 462 件のご意見、ご要望、ご質問がありました。

達成

日常的に市民と共同して河川管理を行う仕組みを作ることを目的としています。

平成 12 年にリバーシビックマネージャー制度が発足して 6 年、その発案が具体化され効果を発するなど、活動の幅も広まってきました。



新しい河川巡視

国土交通省では、全国で「新しい河川巡視」を試行しています。その中で、「流域関係機関との役割分担」もあげられており、京浜河川事務所では、リバーシビックマネージャーの方々と共に歩く巡視を実施しました。今後は、出されたご意見を「新しい河川巡視」の具体的な方法に反映させていきます。

平成16～17年度の実施状況の評価～action3 協働の維持管理をめざします（4）

日々の維持管理

●日々の維持管理を行っています。

＜河川巡回パトロール＞

いつでも安全で快適な河川空間を保つには、きめ細かなメンテナンスが必要です。そのため、河川パトロールカーや河川監視用バイク等で流れている水、土地の占用、工作物の設置状況等を見回りしています。

巡視での Point



- | | |
|---|--|
| <p>① 流水の占用状況
許可を取らないで川の水を取水したり、取水するための施設を無許可で改造していないか？</p> | <p>② 土地の占用状況
川の中を許可なく耕作したり、工作物を作るなどのことが行われていないか？また、許可の目的以外の使用や許可範囲以外の使用が行われていないか？</p> |
| <p>③ 産出物の採取に関する状況
川の中で許可なく掘削して土など持ち出されていないか？</p> | <p>④ 工作物の設置状況
川の中で許可のない工作物が作られていないか？許可どおりに工事が行われているか？</p> |
| <p>⑤ 土地の形状変更
川の中の土地を許可なく掘ったり、盛土したりしていないか？</p> | <p>⑥ 船舶繫留等の状況
許可なく船が繫留されていないか？</p> |
| <p>⑦ 河川環境の状況
川の水質に異常はないか？川の植生や鳥類等の生態状況に著しい変化はないか？ゴミの投棄や放置車両はないか？</p> | <p>⑧ 河川管理施設および許可工作物の維持管理状況
堤防や護岸、河川構造物に異常はないか？標識、距離標、境界杭などに異常はないか？</p> |
| <p>⑨ 親水施設等の維持管理状況
親水施設が壊れていないか？施設にゴミや砂などが溜まっていたり、危険な所はないか？標識、転落防止柵、植栽等の状況に異常はないか？</p> | |
| <p>⑩ 河川保全区域、河川予定地および高規格堤防特別区域における行為の状況 ※P4「用語の解説」参照
許可のない工作物が作られていないか？許可なく土地を掘ったり、盛土したりしていないか？</p> | |
| <p>⑪ 不審物の有無等
工作物の周辺に不審物はないか？拳動不審者はいないか？</p> | <p>⑫ その他（自由使用の状況）
自由使用としての利用が適切に行われているか？</p> |

＜河川管理施設の維持・点検＞

川の状況を常に把握し、洪水等の緊急時に河川管理施設が正常に機能できるよう、維持・点検を行っています。

堤防の維持



除草や、穴があいたり崩れたりした所を元の状態に修繕します。

水門等の点検



地震があったときには・・・

地震が発生した場合、堤防をパトロールして現地の被災状況、河川管理施設の被害状況等を点検してまいります。

観測機器の点検

京浜河川事務所では、川の水位を計ったり、流域の雨量を計っています。これは、台風が近づいて来た時、どこまで水がくるのかななどを予測したり、河川の流量が減ってしまった時も、水量を把握したりするのに特に用いています。また、水質自動監視装置は、異常水質がおこった場合に、より早く知るために設置され、毎正時のデータを事務所へ送信しています。その他には、地震計、地下水位計なども設置され、観測が行われています。

水位・流量観測施設

川の水位を計測し、データを事務所に自動送信するのが「水位観測施設」です。流量は水位のデータから換算して求めます。



雨量観測所

河川の流域で降る雨量を計測します。



水質自動監視装置

川の水を自動的に採水し、水質測定を行い、データを事務所に送る施設です。



平成16～17年度の実施状況の評価～action4 水流実態解明プロジェクトで水流の調査・研究を行います(2)

水流解明キャラバン

<第10回・第11回（現地感覚調査）>

日時：平成16年9月11日（土）・12日（日）

参加者：各回約20名

□視察ポイント：（第10回）①関戸橋 ②多摩大橋 ③くじら運動公園（上流側・下流側） ④秋留橋 ⑤羽村大橋 ⑥釜の淵公園
（第11回）①関戸橋 ②万願寺歩道橋 ③鶴巻橋 ④二ヶ領宿河原堰下流 ⑤兵庫島 ⑥兵庫島河川公園 ⑦六郷橋

□参加者の意見

- ・ 見た目の水の量は、本川に比べ支川が乏しい傾向がある。
- ・ 川底はほとんどの地点でぬるぬるしている感じである。
- ・ 多くの地点で水の透明感がある。

<第12回（残堀川）>

日時：平成16年11月20日（土）

参加者：約60名

□視察ポイント：①狭山池～丸池 ②滝田谷津 ③親水広場（富士塚橋）
④玉川上水交差点 ⑤昭和記念公園 ⑥滝口橋～滝下橋
⑦根川緑道 ⑧立川市錦町下水処理場

□参加者の意見

- ・ 例年と比較して水量が多かった。
- ・ 9月の台風の後はどうとうと水が流れ、川が生き返ったように感じた。

<第13回（現地感覚調査）>

日時：平成17年8月21日（日）

参加者：26名

□視察ポイント：①釜の淵公園 ②永田橋 ③多摩大橋 ④兵庫橋（上流）
⑤兵庫島河川公園

□参加者の意見

- ・ 下流の地点ほど、川底のぬるぬる感がある。
- ・ 釜の淵公園、永田橋では、水の透明感がある。
- ・ 下水処理水流入後では、水の不快なおいがある。

<第14回（多摩川中下流）>

日時：平成17年10月22日（土）

参加者：約30名

□視察ポイント：①東京都下水道局雑色ポンプ所 ②等々力溪谷（谷沢川）
③東京都水道局砧浄水場 ④大丸親水公園（用水） ⑤西府町湧水 ⑥北多摩一号水再生センター

□参加者の意見

- ・ 施設を回るにより、日常生活の中で注意すべきことを、今回のような啓蒙の形で示すことはとても良いことだと感じた。
- ・ 伏流水を水道用水として使用していることを初めて知って参考になった。

<第15回（仙川）>

日時：平成17年11月19日（土）

参加者：約38名

□視察ポイント：①仙川緑地 ②仙川水辺公園 ③水源の森 ④野川宿橋
⑤新川丸池公園 ⑥樋口取水場 ⑦東部下水処理場放流口 ⑧仙川浄化施設 ⑨野川合流点

□参加者の意見

- ・ 仙川の上流域はもう少し水量がほしいと感じた。
- ・ 仙川水辺公園の取組みはとてもよく工夫されている。雨水が一つの水源であることが認識できた。

達成

流域の市民が、それぞれの地域での水流の現状を把握し、問題点、課題を共有することを目的としています。

キャラバンを行った地域では、参加者の意見交換からも、その目的を達しつつあることが確認できました。

今後は、多摩川流域の水流はどうあるべきか、それに向かってどのような対策をとっていくのかを明らかにすることが、次の目的となります。

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action4 水流実態解明プロジェクトで水流の調査・研究を行います(3)

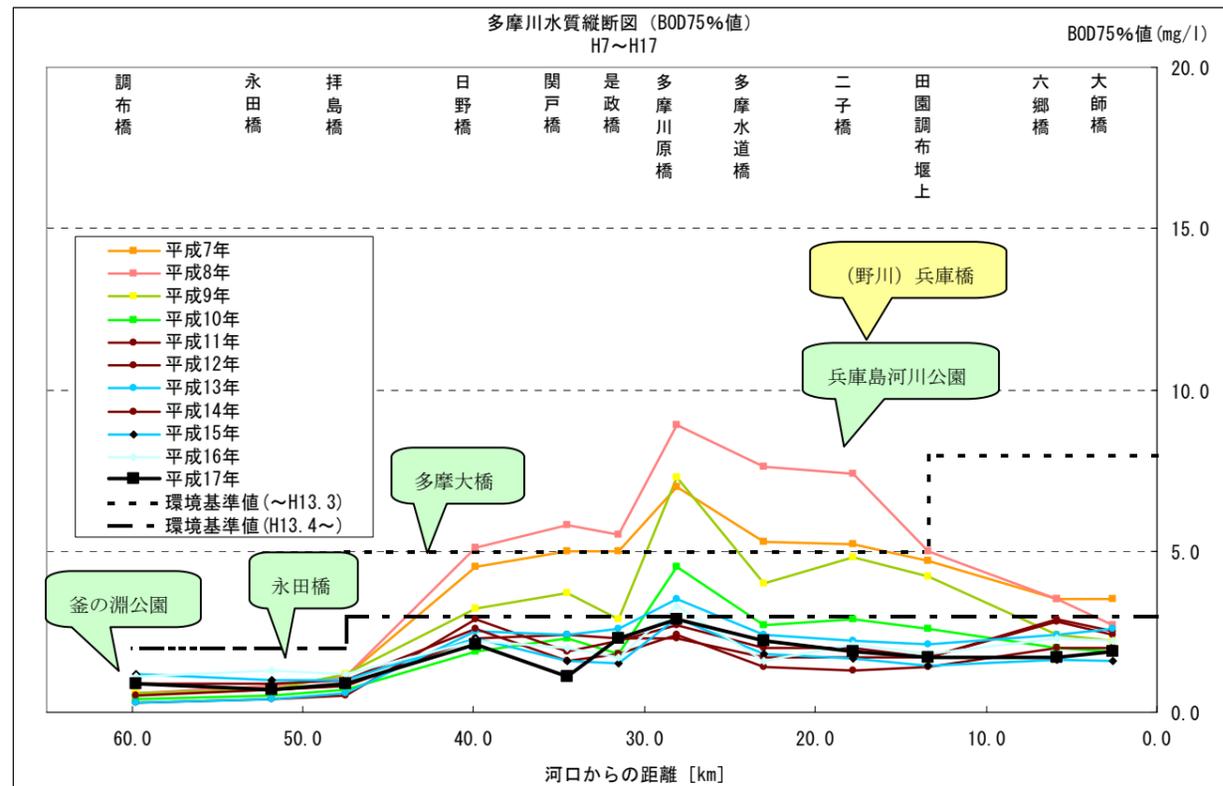
水質の「現地感覚調査」

実施

<第 10・11・13 回キャラバン「現地感覚調査」>

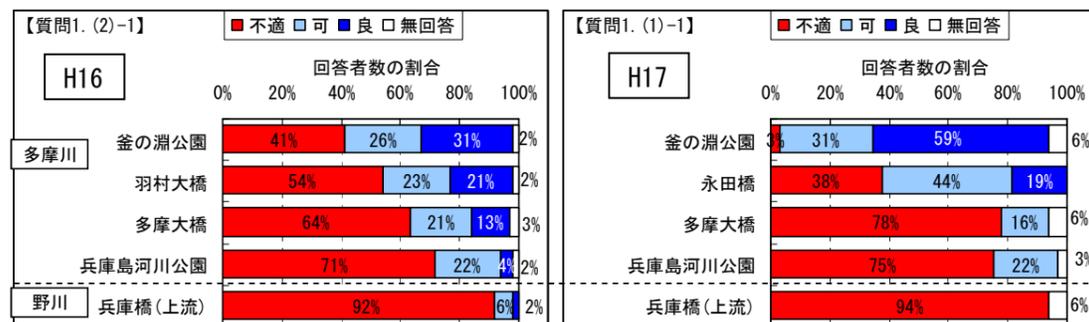
水流解明キャラバンの一環として「多摩川の水を見て、触って、調べてみよう～現地感覚調査」を 3 日間にわたり実施しました。この調査は、参加者の感覚評価から、多摩川独自の「水質のものさし」を検討する目的で行っています。

調査地点の水質（BOD75%値）の経年変化は、下の図のとおりで上流に行くほどきれいな水質になっています。

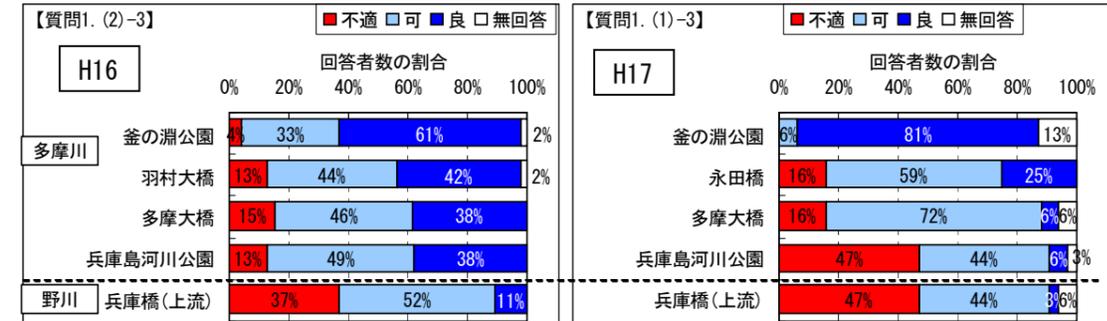


感覚調査の結果は、次の通りになりました。(H16 調査は、第 10・11 回にて、H17 調査は第 13 回にて実施しました。)

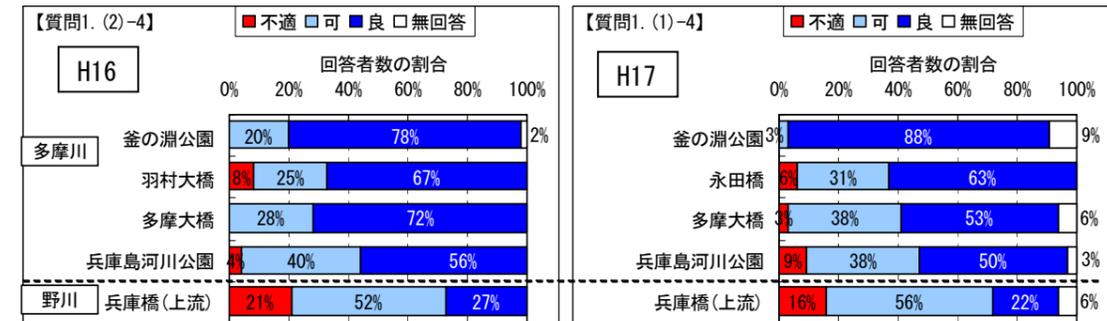
① 川の中で泳ぐことは、できますか？



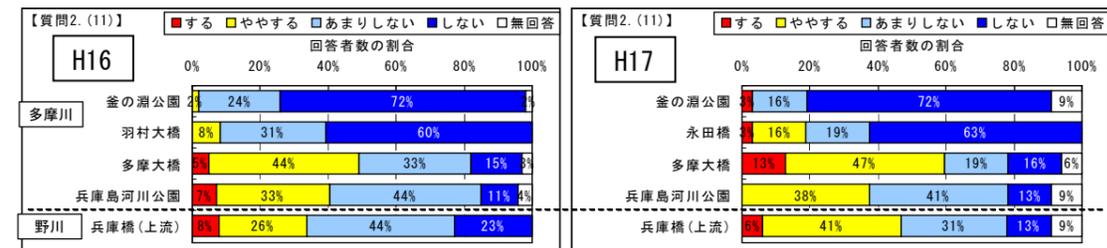
② 水辺で水遊びをすることは、できますか？



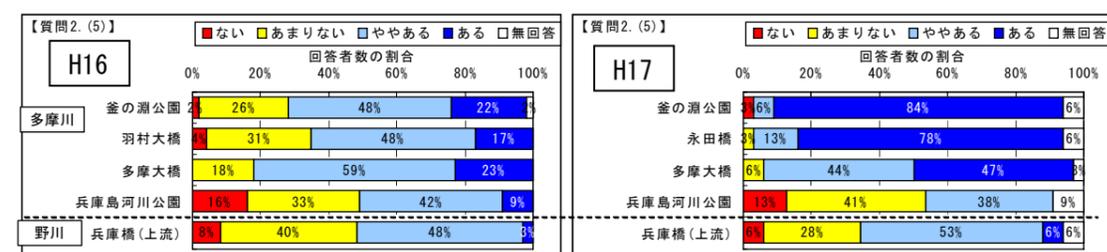
③ 水辺を見る・眺めることは、できますか？



④ 水をくんで鼻に近づけると「水の不快な臭い」についてどのように感じますか？



⑤ 「水の透明感」についてどのように感じますか？



今後は、参加者の皆様に協力していただいたアンケート結果と水質などのデータを照らし合わせ、多摩川独自の「水質のものさし」をつくる検討をすすめながら、みなさんと一緒に、多摩川の水質のあるべき姿やその実現方法について考えていきたいと思っています。

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action5 スーパー堤防の整備を進めます(1)

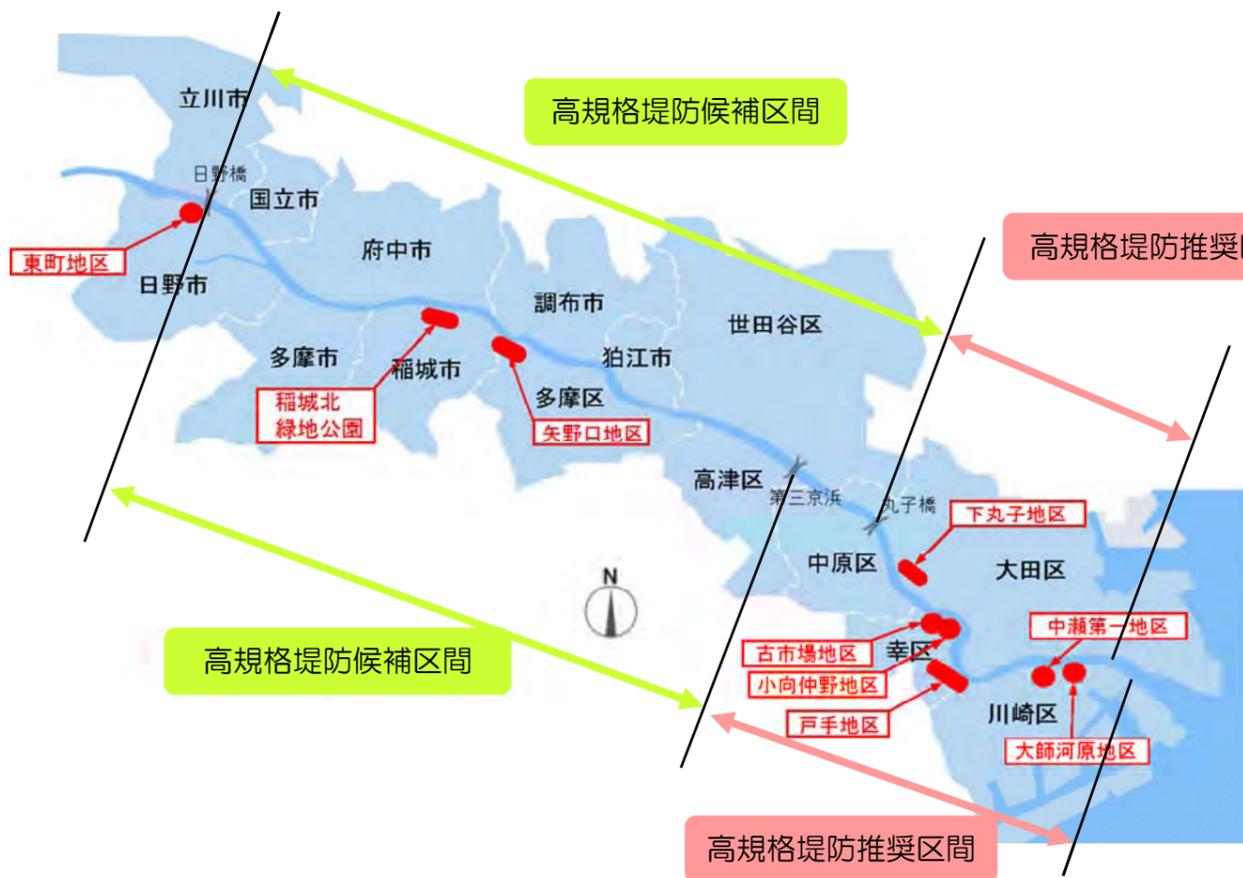
スーパー堤防

●高規格堤防の整備を進めています。

実施

平成 16～17 年度は、これまでに引き続き、下記の地区でスーパー堤防の整備を実施しました。

大師河原第二地区 中瀬第一地区 戸手地区 古市場地区
下丸子地区 小向仲野地区 矢野口地区 稲城北緑地公園 東町地区



「スーパー堤防」の事業は、世代を越えて粘り強く取り組むべき、息の長い事業です。
よりよい街づくりとより安全な川づくりを目指し、地域の合意が得られた地区から事業を進めています。
現在事業の進んでいる地区を紹介します。

<推奨区間>

■古市場地区



着工前 平成 15 年 完成

■大師河原地区



着工前 平成 15 年 完成予想図

■下丸子地区



着工前 平成 15 年 完成

平成 16～17 年度の実施状況の評価～action5 スーパー堤防の整備を進めます(2)

スーパー堤防

<候補区間>

■矢野口地区



着工前

平成 15 年

完成予想図

達成 平成 17 年度までに、3.9km の区間で高規格堤防事業を進めています。
事業の実施は、よりよい街づくりと安全な川づくりを目指して、地域との合意が得られた地区から進めています。

進捗 スーパー堤防の整備率は以下の通りです。

■稲城北緑地公園



着工前

平成 15 年

完成

■東町地区



着工前

平成 15 年

完成

○スーパー堤防整備率 (平成 18 年 3 月まで)

推奨区間			候補区間		
対象延長	整備延長	整備率	対象延長	整備延長	整備率
28.1	2.01	7.2%	51.9	1.96	3.8%
				計	5.0%

○スーパー堤防整備率 (事業実施中を含む) (平成 18 年 3 月まで)

推奨区間			候補区間		
対象延長	整備延長	整備率	対象延長	整備延長	整備率
28.1	2.84	10.1%	51.9	2.34	4.5%
				計	7.4%

市民の活動と調査の状況

●「多摩川流域ネットワーク（TB-NET）」が設立

平成16年6月28日、「多摩川流域ネットワーク（通称：TB-NET）」の設立総会が開催され、多摩川に関心のある市民団体・個人を結ぶ組織が誕生しました。

「源流から河口までの多摩川大好き人間集まれ！」を合い言葉に、これまでの多摩川流域懇談会と連携していた多摩川市民フォーラムを発展的に解消して、市民による市民のための多摩川流域ネットワークとして集約されることになりました。

TB-NETでは、「TB-NETセミナー」を開催しています。平成16～17年度に全5回のセミナーが開催されました。

●「多摩川夕涼みコンサート」の開催

平成17年8月18日「第1回多摩川夕涼みコンサート」が、NPO法人多摩川エコミュージアム主催により二ヶ領せせらぎ館で開催されました。明治大学マンドリンクラブの演奏が披露されました。

●「第4回多摩川子どもシンポジウム」を開催

平成17年12月3日、「『水辺の楽校』多摩川流域交流会」主催の「第4回多摩川子どもシンポジウム」が開催されました。

このシンポジウムは、多摩川流域の水辺の楽校が協力して開催し、司会進行や受付などは、子どもたちが協力して担当しました。

多摩川流域各地の水辺の楽校で活動している小中学校から、28組の生徒さんたちの発表がありました。また、シンポジウムの中で、子どもワークショップを開き、「多摩川の生きものカルタ」をつくりました。



司会進行も子どもたちが担当



子どもたちが作成した大判の「多摩川レポート」

●二ヶ領用水（宿河原線）が「手づくり郷土賞」を大賞部門で受賞

平成17年度の「手づくり郷土賞」に川崎市の「二ヶ領用水（宿河原線）」が選定されました。二ヶ領用水（宿河原線）は、市民のウォーキングや史跡巡りコースとして利用されているほか、地元小学校による環境学習の場として広く活用されています。また、地元活動団体による維持管理も行われ、河川周辺の樹齢30年ほどの桜並木の保全にも努めるなど、地元で愛される水辺になっています。

●多摩川河口でアサクサノリ発見

平成18年2月4日、多摩川河口（川崎市殿町地先）で、千葉県環境保護団体が主催し、市民によるアサクサノリの観察会が行われました。

アサクサノリは、国が指定する絶滅危惧種で、地元による河口干潟の環境保護や浄化の努力が実った結果となりました。



観察会の様子



アサクサノリ

多摩川水系河川整備計画の新たな視点からの取り組み（1） 今まで以上に流域全体を視野に入れた取り組み

●今まで以上に、流域全体を視野に入れた取り組み

多摩川水系河川整備計画では、健全な水循環系の実現に向けた流域対策等について必要な施策を講じるため上下水道、地下水、氾濫流など多摩川水系の河川水に関わる地域についても計画対象区間としています。

「水流実態解明プロジェクト」では、源流から支川流域での水流解明キャラバンを実施するなど流域を視野に入れながら取り組んでいます。

また、「多摩川流域リバーミュージアム」では、多摩川水系全体を博物館ととらえ、万人が多摩川の持つ価値を学習し認識することが計画に位置づけられています。

これら取り組みのより一層の拡充を図るには、さらに流域全体を視野に入れ、次のような観点で、積極的な取り組みが必要不可欠と考えます。

- 「水流実態解明プロジェクト」では健全な水循環系の解明のため、これまで以上に、流域の概念を基本とした調査・研究を進めること。
- 「多摩川流域リバーミュージアム」では現在も行われている源流域との交流や支川での様々な取り組みを流域全体に広げ、これらの活動がより活発化・ネットワーク化するための支援を積極的に行うこと。

そのために、京浜河川事務所だけでなく、流域内の都県、自治体はもとより、流域住民のみなさんと、セミナーなどによる意見交換を積極的に行っていきながらお互いの情報を共有し、パートナーシップでよりよい川づくりを進めていくため、より一層の協力・協働体制を築いていくことが必要であると考えています。

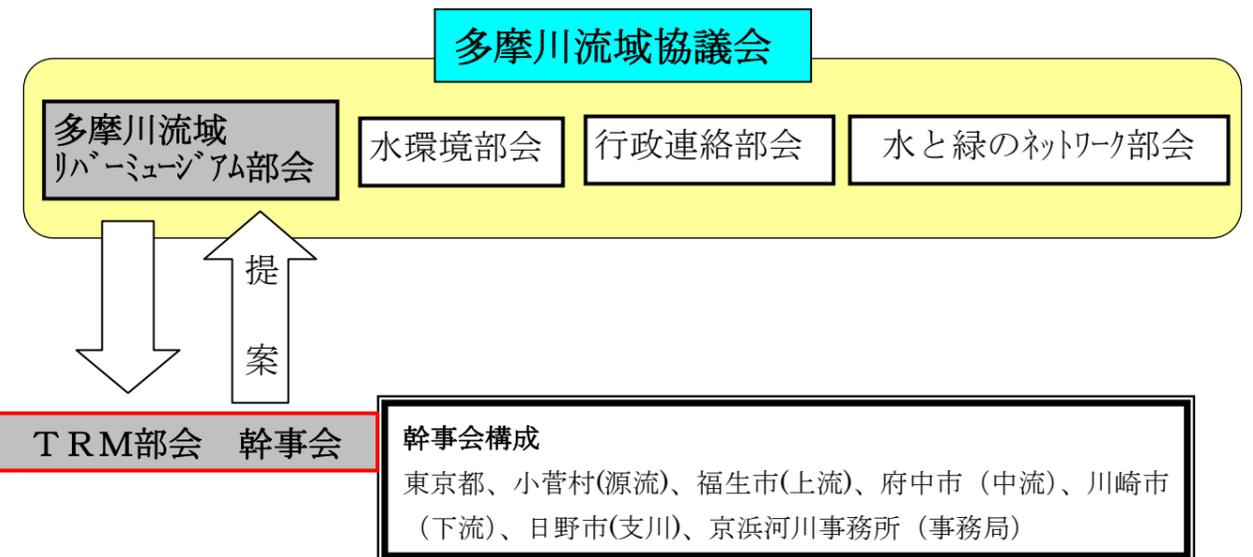
■多摩川流域リバーミュージアム

TRM部会幹事会の設置について

1. 設置目的

多摩川流域リバーミュージアム（以下「TRM」という）に関する課題等や行政間の具体的な役割分担について協議し、TRM部会で意見交換するために提案することを目的とする。

2. 幹事会の構成



3. TRM部会幹事会の役割

- 1) TRM部会の進め方について
- 2) TRMにおける行政の役割分担について
- 3) 市民と行政の協働のあり方について
- 4) TRMの充実化に向けた課題について

多摩川源流大学構想について

多摩川流域リバーミュージアム活動に連動し、源流再生の上下流交流・連携のシンボルプロジェクトとして、多摩川源流大学設立について検討を進めます。

多摩川水系河川整備計画の新たな視点からの取り組み（2） 今まで以上に流域全体を視野に入れた取り組み

トピックス～第15回多摩川流域セミナーを 源流で開催しました

平成16年12月11日（土）～12日（日）に、「源流再生・上下流連携と流域パートナーシップ」～山（森）と川と海をつなぐ命のネットワークをテーマに山梨県小菅村において第15回多摩川流域セミナーが開催されました。



源流域の諸課題を共通認識し、源流再生に向けた意見交換が行われました。

意見交換会で出された意見の一部を紹介します。

- 流域の学校では教えられないことを学べる"源流大学"をつくりたい。
- 源流のすばらしさ、源流の良さそのものを味わってもらい"源流ライフ"を子供たちに経験してもらいたい。
- 今までの枠組みを打ち破り、すそ野を広げていきたい。
- 今の川は人間がつくったもの。歴史の見えるまちづくり、歴史の見える川づくりをしてほしい。
- 本来、人間が自然に身につけてきた技術が今の子供たちには欠けている。多摩川の魅力を再発見し、魅力的な人間を育てていきたい。
- 村の人は気づかないが、外から訪れる人にとっての魅力を探そう。
- 流域の川の工事で、間伐材を利用してはどうか。
- 源流域に来た人を素通りさせない工夫が必要。

■支川との連携

東京都、神奈川県が管理している多摩川支川の河川整備計画

多摩川水系河川整備基本方針は、平成12年12月に策定されています。この基本方針は、多摩川流域における長期的な治水・利水・環境に関する計画を定めております。

多摩川水系河川整備計画【直轄管理区間編】は、この多摩川水系基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該整備に関する計画を定めたものです。

支川の整備計画策定についても、多摩川水系河川整備基本方針に沿って、また、多摩川水系河川整備計画とも調整を図りながら進めていくもので、東京都が策定作業中の野川・残堀川・浅川圏域については調整を図っております。その他の各支川でも策定作業を進めておりますので、今後も連携を図っていきます。

■多摩川流域セミナー

平成16～17年度には、7回の多摩川流域セミナーを開きました。

テーマも整備計画のフォローアップ、環境、水質、治水と幅広く、開催場所も、源流から河口のある川崎市まで様々な場所で行われています。

回数	テーマ	開催年月日
第15回	“源流再生・森と川と海をつなぐネットワークを” (小菅村役場にて開催)	H16.12.11～12
第16回	“お知恵拝借！多摩川のいい川づくり”～多摩川水系河川整備計画のフォローアップ～ (川崎市にて開催)	H16.12.20
第17回	“新たなチャレンジ!! 人と自然を活かした川づくり” ～多摩川水系河川整備計画のフォローアップ～ (川崎市にて開催)	H17.2.19
第18回	“多摩川環境をつないで語ろう!”～源流から、河口から～ (二ヶ領せせらぎ館にて開催)	H17.8.20
第19回	「おいしいアユ、泳げる川」(昭島市にて開催)	H17.10.1
第20回	予期せぬ集中豪雨にどう備える!～多摩川の安全と安心を考える～ (二ヶ領せせらぎ館にて開催)	H17.12.17
第21回	フォローアップ!! 川づくり計画 (東京農大にて開催)	H18.2.19

多摩川水系河川整備計画の今後の方向性

平成 16～17 年度における国土交通省の取り組み

平成 16～17 年度に、国土交通省で出された今後の方向性に関するトピックスを紹介します。

●河川水質の新しい指標について（平成 16 年 4 月）

従来の指標（BOD・有機性汚濁指標）のみでは評価しきれない川の水質を市民のみなさんにわかりやすく評価するという観点から、河川水質の新しい指標をとりまとめました。

平成 16 年 5 月から全国 9 つの一級河川で試行し、平成 17 年度から全国的に実施することになりました。

⇒多摩川も平成 16 年度に試行の対象河川となり、水流実態キャラバンの「現地感覚調査」が行われました。

（P.71～P.72 参照）

●河川堤防質的整備技術ガイドライン（案）および河川堤防

ドライン（案）および河川堤防

防モニタリング技術ガイドライン（案）の策定について（平成 16 年 6 月）

河川堤防の構造は、長い歴史の中で順次拡築されてきた構造物であり、時代によって築堤材料や施工法が異なるため、堤体の強度が不均一であるという特性があります。近年、堤防の安全性の確保がますます必要となってきたことから、工学的に体系化された堤防の設計法に基づいた安全性の確認が求められています。

➤ 河川堤防質的整備技術ガイドライン（案）

計画高水位以下の水位時における耐浸透機能及び耐侵食機能に関する河川堤防の所要の安全性を確保するため、河川堤防の質的整備における堤防強化工法選定の考え方等についてとりまとめたもの。

➤ 河川堤防モニタリング技術ガイドライン（案）

➤ 計画高水位以下の水位時における河川堤防の浸透作用及び侵食作用に



➤ 対する安全性・信頼性を維持し高めていくために必要となるモニタリングの標準的な内容についてとりまとめたもの

⇒これを受け多摩川では平成 18 年までに全川にわたる調査を完了させ、対策の必要な場所については検討を進めていきます。

●豪雨災害対策緊急アクションプランを策定（平成 16 年 12 月）

平成 16 年に多発した豪雨災害から明らかになった課題に対応して、自然災害に対して安全で安心な社会の形成を図るための施策について、時限や数値目標を設けて緊急かつ強力にその具体化を図ることとしてアクションプランを策定しました。以下の施策に時限や数値目標をかけた取り組みをすすめています。

1. 送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実
2. 平常時からの防災情報の共有の徹底
3. 迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上
4. 地域の防災対応力の強化

●洪水等に関する防災用語改善検討会の開催（平成 18 年 2 月）

洪水等による人命等の被害の軽減を図るため、住民・防災担当者・報道機関に対してわかりやすい防災用語を用いる検討会を開催します。送り手側でなく受け手側の立場に立った用語への改善に取り組んでいます。

⇒多摩川では、これらの施策に基づき、分かり易い河川情報提供のあり方について住民アンケートなどを行い、検討を進めております。

●「洪水ハザードマップ作成の手引き」が完成（平成 17 年 12 月）

全国の市町村で洪水ハザードマップの作成から普及に至るまでの取り組みを支援する手引きが作成されました。また、国土交通省では全国の河川事務所等に「災害情報普及支援室」を置き、自治体への実務的な支援を行っています。

⇒ 現在流域内の浸水区域内、約 7 割の区域において、洪水ハザードマップの作成が完了しています。今後は、H17 に立ち上げた災害情報協議会を通じ、残り約 3 割の完成を目指し作成支援を進めていきます。（P.53 参照）

これらの動きを踏まえながら、多摩川水系河川整備計画の今後の方向性を検討していきます。

多摩川水系河川整備計画で取り組むべき新たな課題(1)

●全国的な災害を受けての多摩川の対応

■近年の全国的な災害の特徴

平成16年に水害、土砂災害、高潮災害が多発し、自然的状況、社会的状況の変化による新たな災害対策の課題が明らかになりました。

1. 自然状況

局所的な集中豪雨が多発

- ・流域が比較的小さい中小河川での洪水や土砂災害の増大
- ・情報をはじめ迅速な警戒避難体制が必要

これまでの記録を超える降雨量、高潮の波高・波力などが各地で発生

- ・自然の外力は施設能力を超える可能性が常にあることを踏まえた備えが必要

破堤が多数発生するなどによりダメージが大きいだけでなく、事後対応も大変

- ・災害現象の急激な変化がないような施設とする必要
- ・災害現象の急激な変化を念頭においた避難警戒体制が必要

2. 社会的状況

高齢者や保育児などの災害弱者の被災が特徴的

- ・少子高齢化に対応した警戒避難体制が必要

地域コミュニティの衰退、水防団員の減少と高齢化などの地域の共助体制が弱体化

- ・被災経験が減少し、危機意識が低下しているなかでの災害時に的確な認識や行動がなされるようにするためのしくみが必要

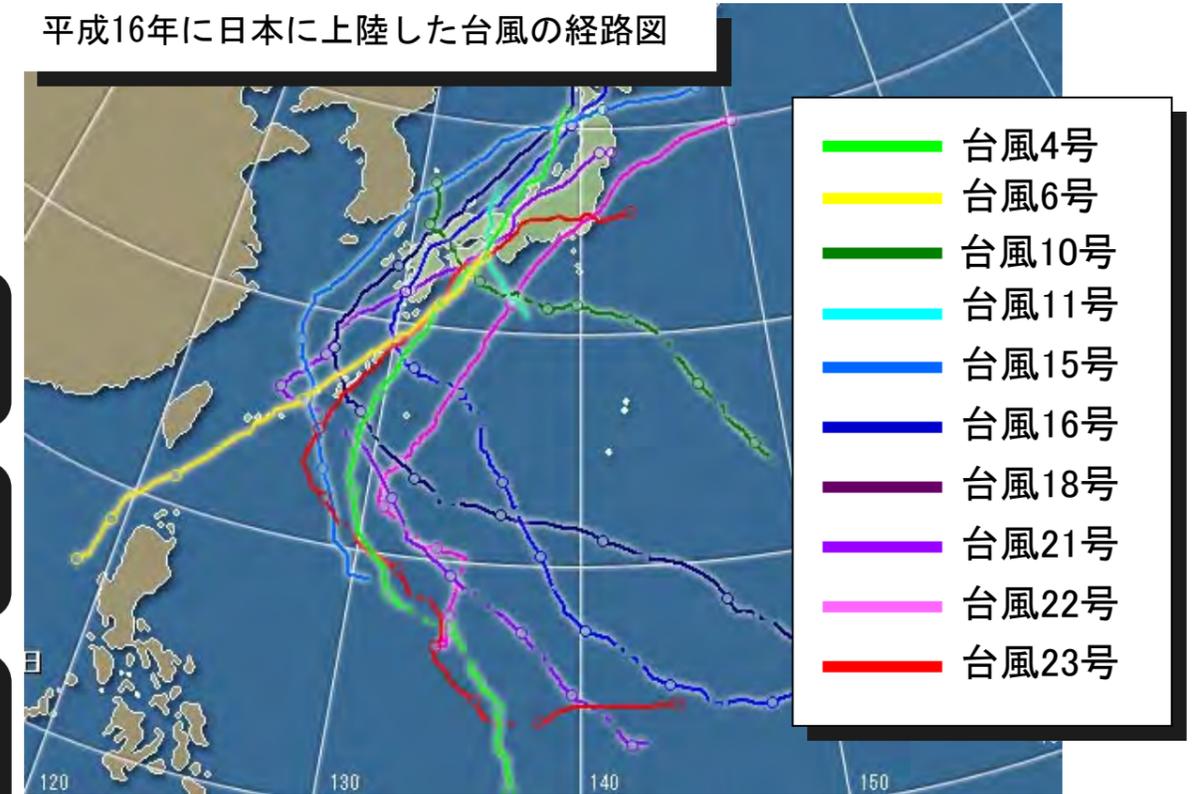
避難勧告の発令や伝達の遅れや勧告が伝達されても避難しない人が多数

- ・現在の社会的状況に即した共助体制の再構築が必要

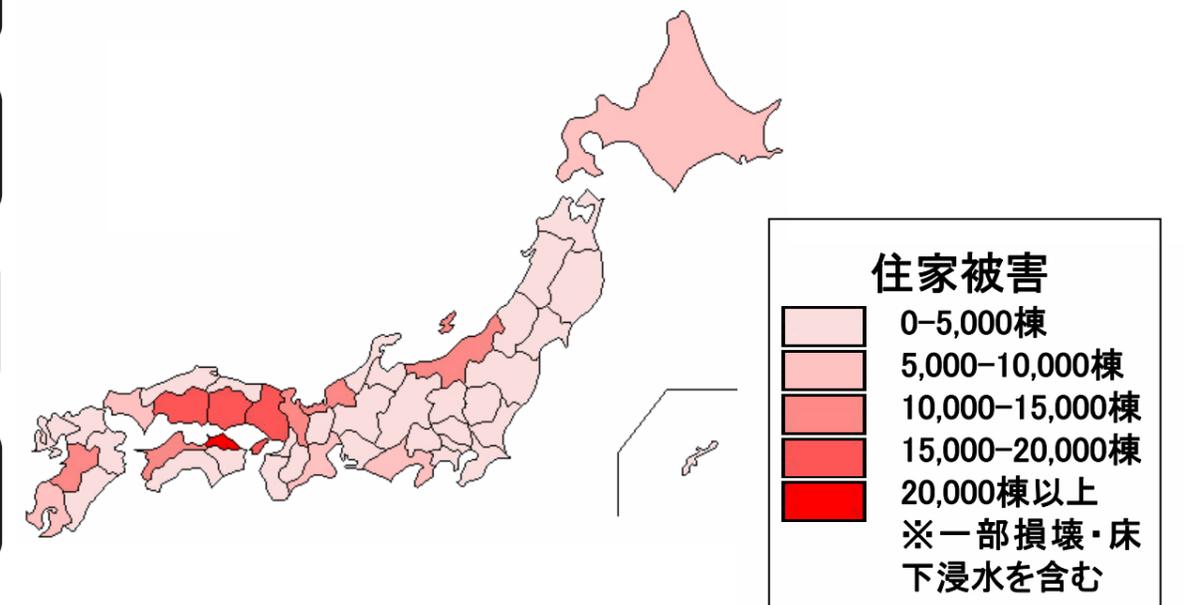
地下鉄・地下街など地下空間利用が増大しているなかでの地下空間の浸水

- ・都市の地下空間の浸水に対する的確な避難誘導體制の構築

平成16年に日本に上陸した台風の経路図



平成16年度の風水害による被害



出典：「総合的な豪雨災害対策の推進について（提言）」平成17年4月18日

多摩川水系河川整備計画で取り組むべき新たな課題(2)

■豪雨災害対策緊急アクションプラン

1. 送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実
 - (1) 中小河川等における洪水予測等の高精度化
 - (2) 受け手の判断・行動に役立つ河川等情報の提供
 - (3) 受け手に情報が確実に伝わるための体制整備
→河川管理者が保有するCCTV等による画像情報の自治体・報道機関等への積極的な提供

2. 平常時からの防災情報の共有の徹底
 - (1) 浸水想定区域等の区域指定の拡大
 - (2) 洪水ハザードマップの全国的緊急配備
→主要な中小河川にかかる洪水ハザードマップの作成・公表の義務付け
 - (3) 水害時に適合した避難場所の総点検への支援

3. 迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上
 - (1) 防災施設の整備状況の調査・評価・公表
 - (2) 堤防の質的評価
 - (3) 防災機能を一層向上させるための既存施設の有効活用

4. 地域の防災対応力の再構築
 - (1) 災害時の要援護者への対応
 - (2) 水防活動等の体制強化
 - (3) 地下空間における避難誘導體制の構築

5. 河川管理者の防災体制の総点検と改善

■災害情報普及支援室の設置

役割・機能

- ・ハザードマップの作成に関する市町村への技術支援
- ・「京浜河川災害情報協議会」(注1)の運営
- ・その他、災害ポテンシャル情報に関する普及・啓発活動 等

(注1)：ハザードマップの普及に関する関係市町村の一体的な取り組みを支援するために、平成17年5月に設置された協議会。上記各事務所単位で設置し、国・関係都県・関係市町村等により構成。

■水防に関するボランティア活動についての検討

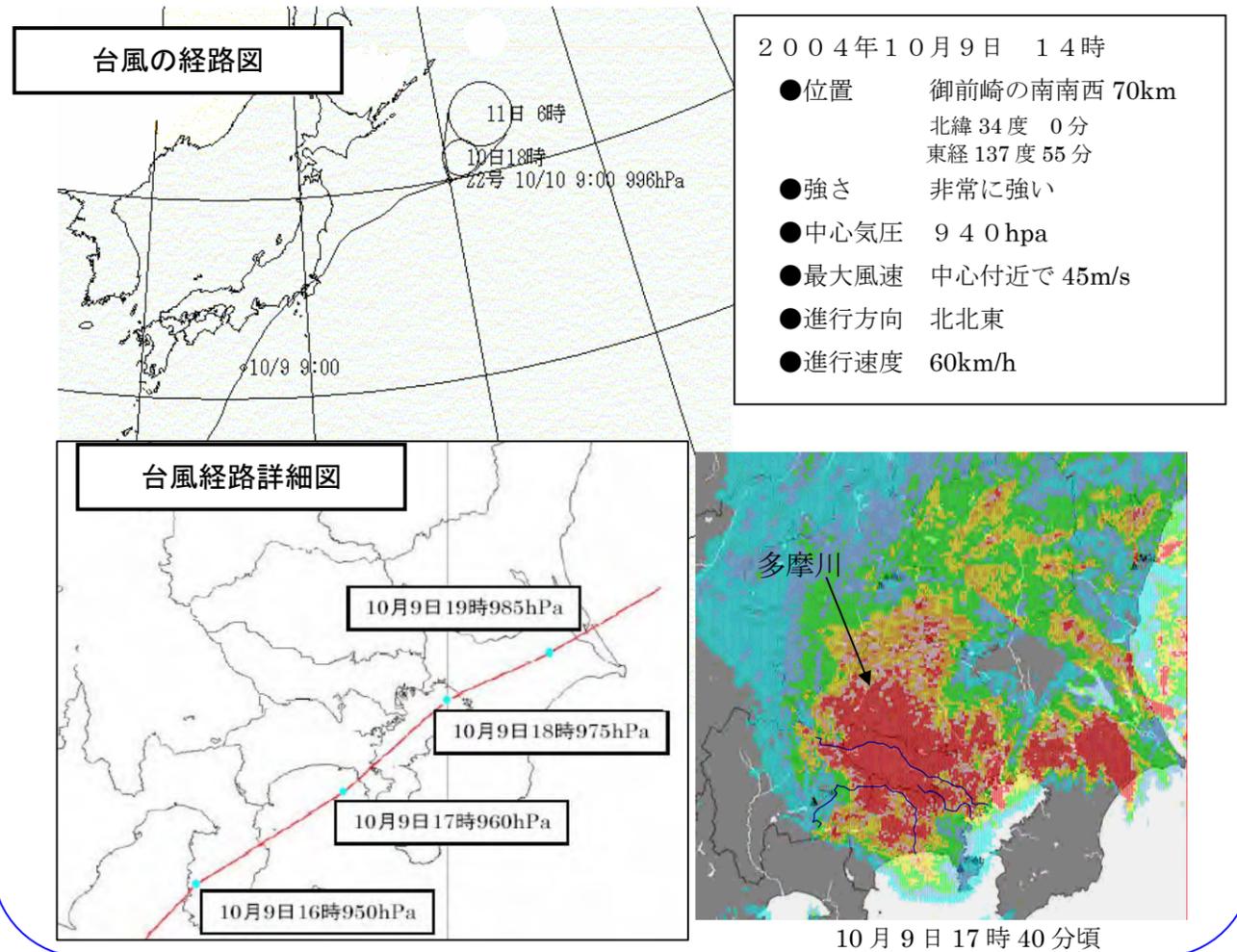
水防法の一部改訂により、水防管理者が、水防団又は消防機関が行う水防活動に協力する法人、NPO法人を水防協力団体として指定することができるようになることから、水防活動とボランティア活動の仕組み等について検討を行う。

多摩川における平成16年の出水状況

【台風22号】

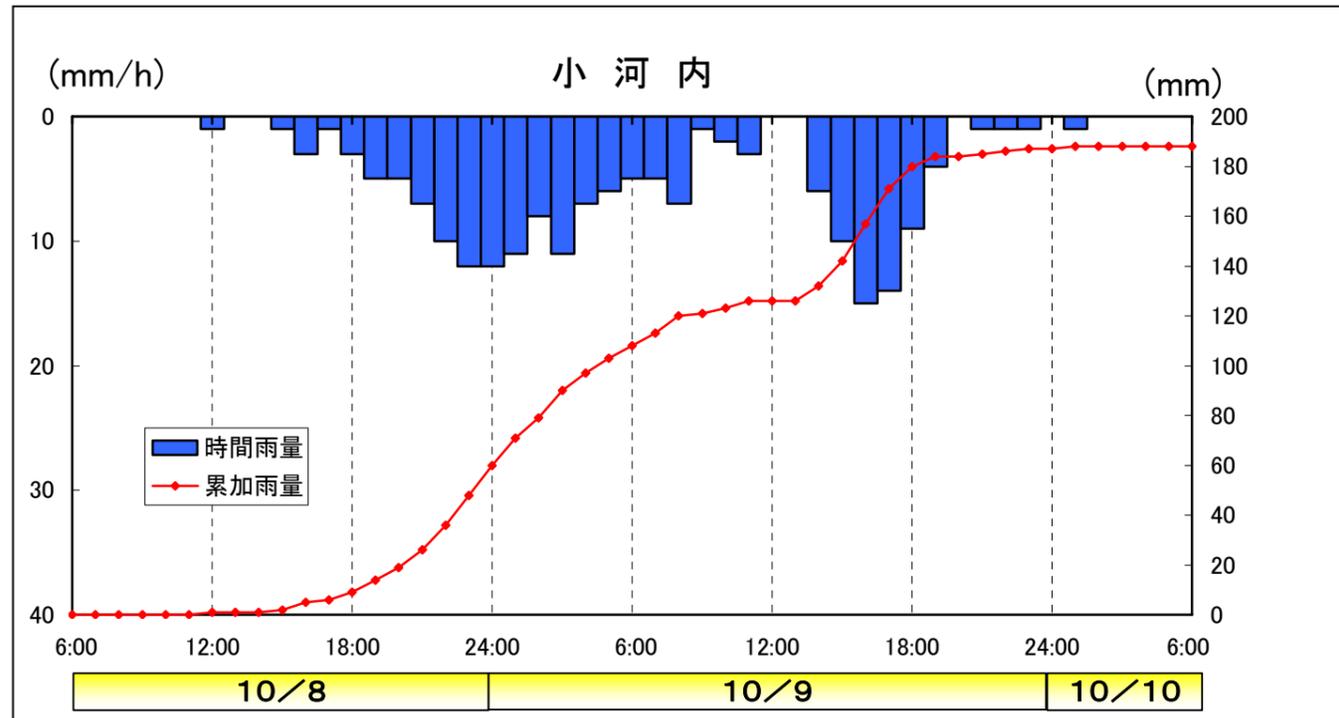
非常に強い台風22号は10月9日16時ごろ、静岡県・伊豆半島に上陸した。首都圏などを風速25メートル以上の暴風域に巻き込んで北東へ進み、9日20時ごろ茨城県沖の太平洋に抜けました。

多摩川の小河内観測所では降り始めからの雨量が188mm、鶴見川の長津田観測所では305mm、相模川の道志観測所では360mmを記録し、多摩川・鶴見川・相模川では三河川とも警戒水位を上回り、平成14年10月以来の大きな出水となりました。

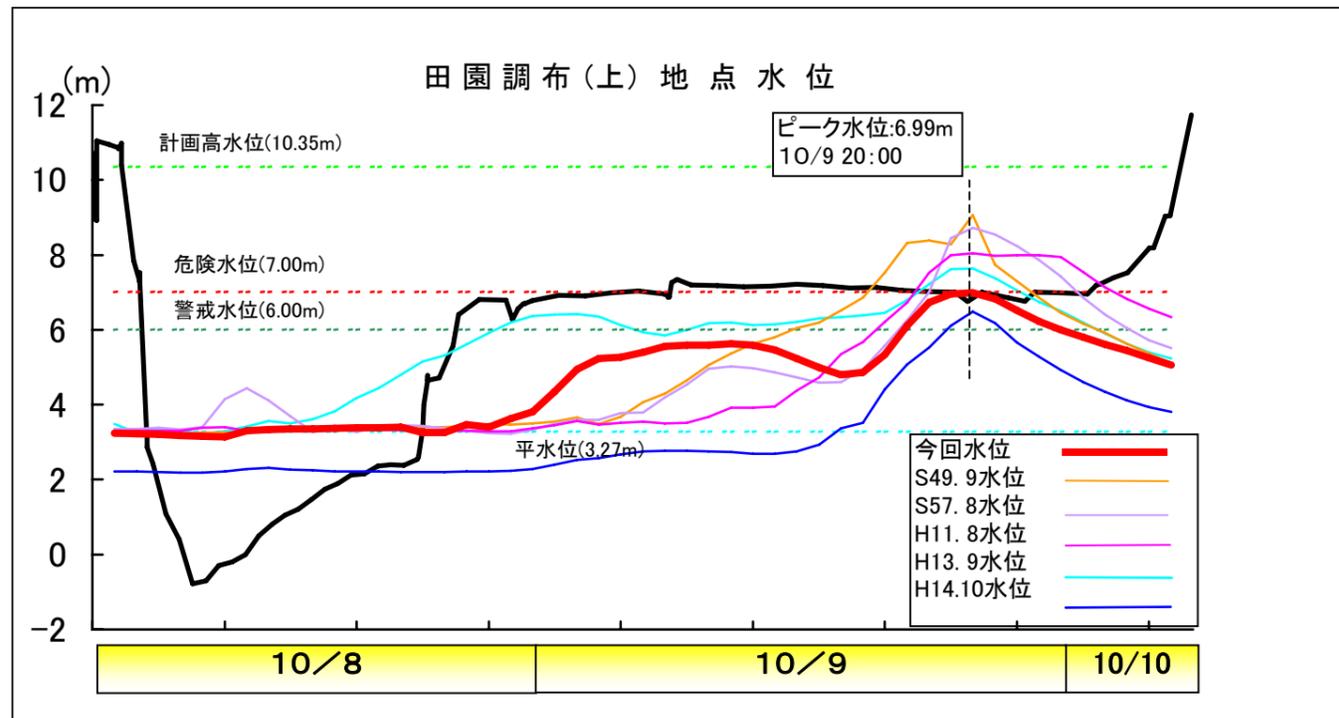


多摩川水系河川整備計画で取り組むべき新たな課題(3)

平成 16 年 10 月出水状況 (台風 22 号)



田園調布(上)水位観測所では、危険水位(A.P. +7.00m)にせまる水位(10/9 20:00 A.P. +6.99m)となりました。



平成 16～17 年度の環境データ（概要版）（1）

平成 16 年度の水質調査

● 水質の調査項目について

京浜河川事務所では、多摩川水系の水質調査を毎年継続して行っています。平成 16 年度の主な調査項目は次の通りです。

- 定期水質調査（BOD などの生活環境項目、排水基準項目、富栄養化関連項目、健康項目、水道関連項目など）
- 浄化施設水質調査
- 底質調査
- 農薬調査
- 地下水調査 など

● 定期水質調査の結果概要について

【生活環境項目】

表一 主要地点の生活環境項目水質概要

平成 16 年

地点 項目（平均値）	大師橋	田園 調布堰	多摩川 原橋	拝島橋	兵庫橋	報恩橋	高幡橋
pH(-)	7.7	7.9	7.4	8.1	7.6	8.1	7.5
D O (mg/l)	7.5	10.1	8.4	10.0	8.1	9.1	8.7
BOD (mg/l)	1.8	1.7	2.8	1.0	5.2	1.4	1.4
COD (mg/l)	3.9	3.9	5.7	1.4	6.0	3.2	3.0
S S (mg/l)	9.3	6.5	6.5	4.7	9.5	7.3	6.0
大腸菌群数 (MPN/100ml)	8.7E+3	4.1E+4	2.3E+4	5.6E+3	3.2E+5	4.1E+4	4.0E+4
総窒素 (mg/l)	4.0	5.1	6.3	1.3	7.7	2.0	4.8
総リン (mg/l)	0.250	0.348	0.729	0.016	0.187	0.066	0.252

1. 平成 16 年の水質を BOD75% 値で見ると、多摩川原橋を除く地点において環境基準値を満足しています。

2. 経月変化をみると、多摩川原橋で 2～5 月に BOD が高い濃度を示しましたが、これはアンモニウム態窒素の増加により、N-BOD（アンモニア性及び亜硝酸性窒素の硝化による酸素消費量）が高くなったことが原因と考えられます。7、10 月に BOD が高い濃度を示しましたが雨の影響と考えられます。
3. 過去 5 年間の水質と比較すると、平成 16 年度の水質は本川、支川ともにほぼ同様の濃度でした。
4. BOD 以外の生活環境項目については、六郷橋、大師橋の DO が比較的低い値を示しました。その他の項目については特に問題はみられませんでした。
5. 平成 16 年度より、魚類等の水生生物の生息環境を保全項目として亜鉛が生活環境項目となりました。基準値は 0.03mg/l 以下で、測定値は全て基準に適合していました。

【その他の項目】

1. 健康項目は、大師橋においてホウ素が環境基準値を超えていましたが、海水の影響と考えられます。その他の地点、項目においては環境基準値に適合していました。
2. 排水基準項目は、特に問題はみられませんでした。
3. 窒素・リンは、特に問題はみられませんでした。
4. 要監視項目は、特に問題はみられませんでした。

谷地川浄化施設の水質調査の概要について

項目	礫槽	全体
BOD除去率(%)	58.8	31.3
D-BOD除去率(%)	54.6	23.8
SS除去率(%)	70.5	5.0

浄化施設の機能を流入前と流入後の水質を比較することでチェックしています。SS、BOD、D-BOD（溶解性 BOD）もそれぞれ除去されており、機能に問題がないことがわかりました。

底質調査の概要について 単位：mg/kg 乾泥

測定項目	測定範囲	平均値
総水銀	0.01～0.44	0.08
アルキル水銀	0.00	0.00
カドミウム	0.05～0.81	0.18
鉛	8.2～37.6	14.2
総クロム	30～311	114.1
六価クロム	0.0	0.0
砒素	1.8～8.3	3.3
PCB	0.00	0.00

重金属類の健康項目については、水質や水生生物への影響を勘案して除外対象となる低湿暫定除去基準の PCB（10mg/kg 乾泥）、純水銀（25mg/kg 乾泥）を越える地点はありませんでした。

平成 16～17 年度の環境データ（概要版）（2）

平成 17 年度の水質調査

● 水質の調査項目について

京浜河川事務所では、多摩川水系の水質調査を毎年継続して行っています。平成 17 年度の主な調査項目は次の通りです。

- 定期水質調査（BOD などの生活環境項目、排水基準項目、富栄養化関連項目、健康項目、水道関連項目など）
- 浄化施設水質調査
- 底質調査
- 農薬調査
- 地下水調査 など

● 定期水質調査の結果概要について

【生活環境項目】

表一 主要地点の生活環境項目水質概要

平成 17 年

地点 項目（平均値）	大師橋	田園 調布堰	多摩川 原橋	拝島橋	兵庫橋	報恩橋	高幡橋
pH(-)	7.7	7.7	7.5	7.9	7.7	8.0	7.4
D O(mg/l)	7.2	9.4	8.7	10.8	8.6	9.5	9.3
BOD(mg/l)	1.6	1.5	2.2	0.8	4.5	1.3	1.3
COD(mg/l)	4.3	3.8	4.9	1.4	5.5	2.7	2.9
S S(mg/l)	10.9	4.7	4.5	2.3	11.1	3.8	4.5
大腸菌群数 (MPN/100ml)	6.4E+3	4.0E+4	7.4E+4	2.9E+3	7.7E+3	2.7E+4	2.9E+4
総窒素(mg/l)	3.6	5.5	6.2	1.3	8.0	1.8	4.5
総リン(mg/l)	0.226	0.300	0.437	0.014	0.140	0.100	0.252

1. 平成 17 年の水質を BOD75%値で見ると、全ての地点において環境基準値を満足しています。

2. 経月変化をみると、多摩川原橋において、冬期（1～3、12月）及び4、7月に BOD が比較的高い濃度を示した。冬期はアンモニウム態窒素の増加により N-BOD の割合が 50%を超えていることが原因であり、4、7月の BOD が高くなったのは雨の影響が考えられます。
3. 過去 5 年の水質と比較すると、平成 17 年の水質は本川、支川ともにほぼ同様の濃度でした。
4. BOD 以外の生活環境項目については、六郷橋、大師橋の DO が比較的低い傾向を示していた。その他の項目については特に問題はみられませんでした。
5. 平成 16 年度より、魚類等の水生生物の生息環境を保全するための項目として亜鉛が生活環境項目となった。基準値は、0.03mg/L 以下であり、平成 17 年の測定値は全て基準に適合していました。

【その他の項目】

1. 健康項目は、大師橋においてホウ素が環境基準を超えていたが、海水の影響が考えられる。その他の地点、項目については環境基準に適合していました。
2. 排水基準項目は、特に問題はみられませんでした。
3. 窒素・リンは、日野橋、多摩川原橋、六郷橋、大師橋でアンモニウム態窒素が上昇する時が見られたが、その他に問題はみられませんでした。
4. 要監視項目は、特に問題はみられませんでした。

谷地川浄化施設の水質調査の概要について

項目	礫槽	全体
BCD除去率(%)	43.8	32.2
D-BOD除去率(%)	28.7	28.8
SS除去率(%)	71.1	28.3

浄化施設の機能を流入前と流入後の水質を比較することでチェックしています。SS、BOD、D-BOD（溶解性 BOD）もそれぞれ除去されており、機能に問題がないことがわかりました。

底質調査の概要について 単位：mg/kg 乾泥

測定項目	測定範囲	平均値
総水銀	0.02～0.18	0.06
アルキル水銀	0.00	0.00
カドミウム	0.05～0.33	0.13
鉛	5.5～24.2	13.0
総クロム	26.2～53.5	40.8
六価クロム	0.0	0.0
砒素	1.7～6.4	3.2
PCB	0.00	0.00

重金属類の健康項目については、水質や水生生物への影響を勘案して除外対象となる低湿暫定除去基準の PCB（10mg/kg 乾泥）、純水銀（25mg/kg 乾泥）を越える地点はありませんでした。

平成 16～17 年度の環境データ（概要版）（3）

平成 16 年度の河川水辺の国勢調査

● 河川水辺の国勢調査とは

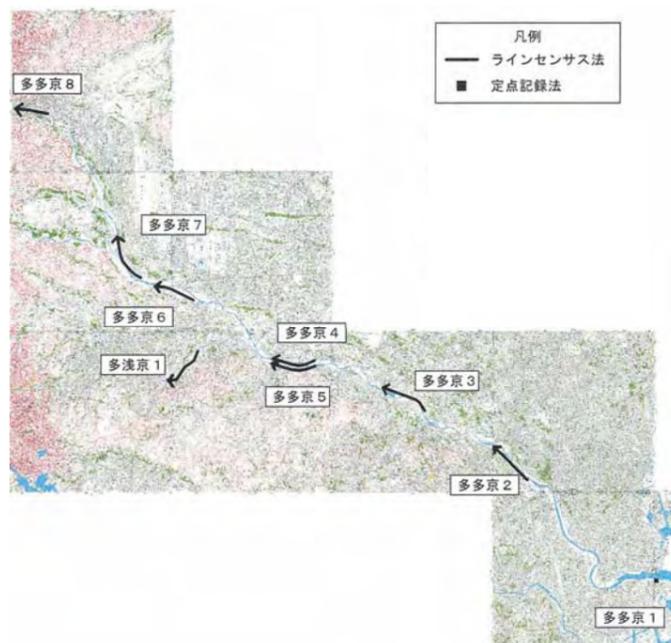
河川水辺の国勢調査は、河川環境の基礎情報の収集整理を目的として、多摩川では平成 2 年度から始められました。生物関係の調査の今までの実施状況は下記の通りです。

表－多摩川水系での生物調査実施状況

調査内容	実施年
河川調査	H3、H5、H6、H7、H8、H17
魚介類	H2、H4、H7、H13
底生動物	H4、H7、H13
植物	H6(補足 H7)、H11(補足 H12)、H17
鳥類	H5、H10、H16
両生類・爬虫類・哺乳類	H4、H8、H14
陸上昆虫類等	H4、H9、H15

● 平成 16 年度 鳥類調査

平成 16 年度に多摩川では、鳥類の調査を行いました。

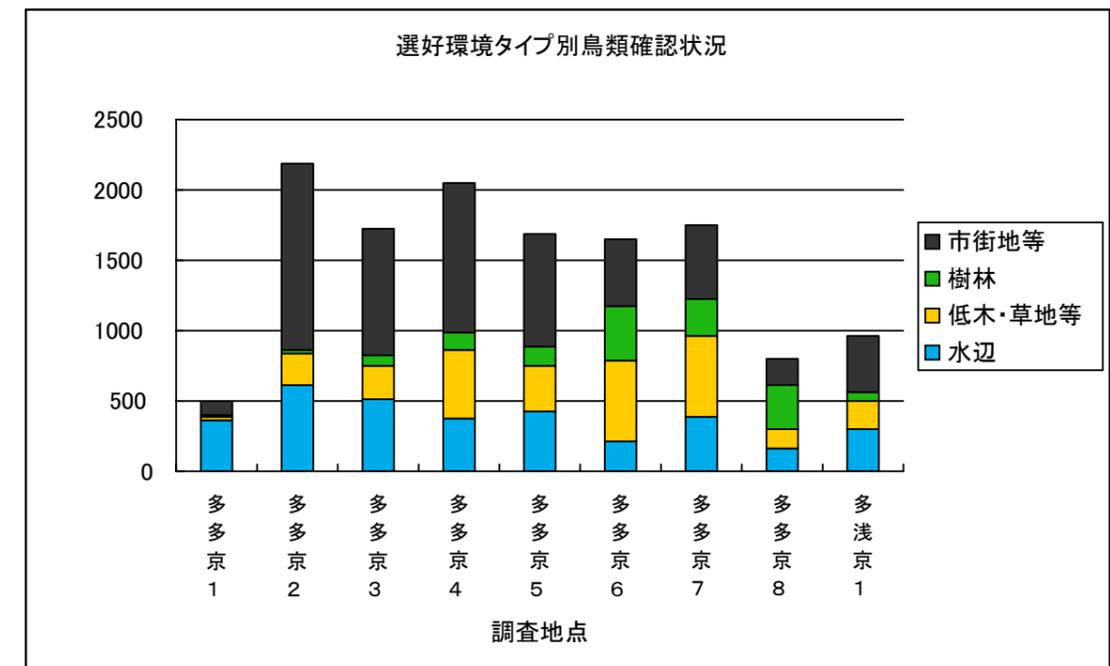


多多京 1 ☆	大師橋下流部
多多京 2	新多摩川大橋
多多京 3	二ヶ領上河原堰
多多京 4 ☆	関戸橋
多多京 5 ☆	関戸橋
多多京 6	多摩大橋
多多京 7 ☆	睦橋
多多京 8	万年橋
多浅京 1	平山橋
☆：全体調査地区	

平成 16 年度の現地調査により多摩川において確認された鳥類は 112 種、移動時の確認種も含めると 123 種でした。調査地点ごとの確認状況は次の通りです。

	多多京 1	多多京 2	多多京 3	多多京 4	多多京 5	多多京 6	多多京 7	多多京 8	多浅京 1
確認種類									
春の渡り	24	36	22	33	37	37	34	27	30
繁殖前期	25	30	23	33	37	29	34	21	20
繁殖後期	14	28	23	30	31	34	31	24	21
秋の渡り	20	25	17	30	32	31	36	28	25
越冬期	28	32	30	38	37	46	40	32	26

全体として調査区間でみられる鳥類はその選好環境から、①水辺性の種、②河川敷の低木・草地、砂礫地性の種、③樹林性の種、④市街地周辺といったものでした。各調査地点におけるこれら 4 つの選好環境別確認個体数は次の通りです。



平成16年度の調査において確認された鳥類の一覧表を以下に示します。

No	目名	科名	種名	学名
1	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>
2			ハシロカイツブリ	<i>Podiceps nigricollis</i>
3			カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus</i>
4	ヘリカン目	ウ科	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>
5	コウトリ目	サギ科	ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax</i>
6			ササゴイ	<i>Butorides striatus</i>
7			アマサギ	<i>Bubulcus ibis</i>
8			タイサギ	<i>Egretta alba</i>
9			チュウサギ	<i>Egretta intermedia</i>
10			コサギ	<i>Egretta garzetta</i>
11			アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>
12	カモ目	カモ科	マカモ	<i>Anas platyrhynchos</i>
13			カルガモ	<i>Anas poecilorhyncha</i>
14			コガモ	<i>Anas crecca</i>
15			ヨシガモ	<i>Anas falcata</i>
16			オカヨシガモ	<i>Anas strepera</i>
17			ヒトリガモ	<i>Anas penelope</i>
18			アメリカヒドリ	<i>Anas americana</i>
19			オナガガモ	<i>Anas acuta</i>
20			アヒル	<i>Anas platyrhynchos var.domesticus</i>
21			ホシハシロ	<i>Aythya ferina</i>
22			キンクロハシロ	<i>Aythya fuligula</i>
23			ススカモ	<i>Aythya marila</i>
24			ホオジロガモ	<i>Bucephala clangula</i>
25			カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>
26	タカ目	タカ科	ミサコ	<i>Pandion haliaetus</i>
27			トビ	<i>Milvus migrans</i>
28			オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>
29			ツミ	<i>Accipiter gularis</i>
30			ノスリ	<i>Buteo buteo</i>
31		ハヤブサ科	ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>
32			チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>
33	キジ目	キジ科	コジュケイ	<i>Bambusicola thoracica</i>
34			キジ	<i>Phasianus colchicus</i>
35	ツル目	クイナ科	クイナ	<i>Rallus aquaticus</i>
36			バン	<i>Gallinula chloropus</i>
37			オオバン	<i>Fulica atra</i>
38	チドリ目	チドリ科	コチドリ	<i>Charadrius dubius</i>
39			イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>
40			シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>
41			メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>
42			ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>
43		シギ科	キョウジョシギ	<i>Arenaria interpres</i>
44			トウネン	<i>Calidris ruficollis</i>
45			ウスラシギ	<i>Calidris acuminata</i>
46			ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>
47			ミュビシギ	<i>Crocethia alba</i>
48			アオアシシギ	<i>Tringa nebularia</i>
49			クサシギ	<i>Tringa ochropus</i>
50			キアシシギ	<i>Heteroscelus brevipes</i>
51			イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>
52			ソリハシシギ	<i>Xenus cinereus</i>
53			オグロシギ	<i>Limosa limosa</i>
54			ホウロクシギ	<i>Numenius madagascariensis</i>
55			チュウシヤクシギ	<i>Numenius phaeopus</i>
56			タンキ	<i>Gallinago gallinago</i>
57		セイタカシギ科	セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus</i>
58		カモメ科	ユリカモメ	<i>Larus ridibundus</i>
59			セグロカモメ	<i>Larus argentatus</i>

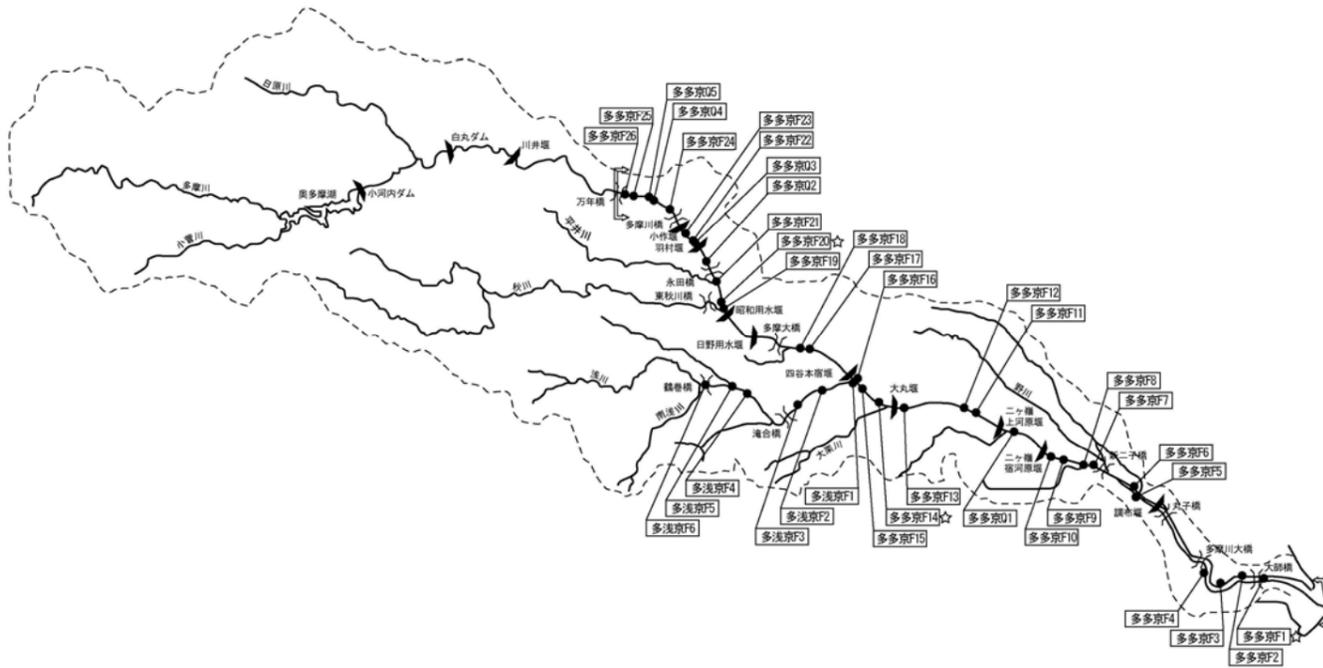
60	チドリ目		オオセグロカモメ	<i>Larus schistisagus</i>
61			カモメ	<i>Larus canus</i>
62			ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>
63			スグロカモメ	<i>Larus saundersi</i>
64			コアシサシ	<i>Sterna albifrons</i>
65	ハト目	ハト科	ドハト	<i>Columba livia var.domesticus</i>
66			キジハト	<i>Streptopelia orientalis</i>
67			アオハト	<i>Sphenurus sieboldii</i>
68	インコ目	インコ科	セキセイインコ	<i>Melopsittacus undulatus</i>
69	カッコウ目	カッコウ科	カッコウ	<i>Cuculus canorus</i>
70			ツツドリ	<i>Cuculus saturatus</i>
71			ホトキス	<i>Cuculus poliocephalus</i>
72	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	<i>Strix uralensis</i>
73	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus</i>
74			ヒメアマツバメ	<i>Apus affinis</i>
75	フッポウソウ目	カワセミ科	ヤマセミ	<i>Ceryle lugubris</i>
76			カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>
77	キツツキ目	キツツキ科	アオケラ	<i>Picus awokera</i>
78			アカケラ	<i>Dendrocopos major</i>
79			コケラ	<i>Dendrocopos kizuki</i>
80	スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	<i>Alauda arvensis</i>
81		ツバメ科	ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>
82			コシアカツバメ	<i>Hirundo daurica</i>
83			イワツバメ	<i>Delichon urbica</i>
84		セキレイ科	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea</i>
85			ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>
86			セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>
87			ピンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>
88			タヒバリ	<i>Anthus spinoletta</i>
89		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>
90		モス科	モス	<i>Lanius bucephalus</i>
91		レンジャク科	ヒレンジャク	<i>Bombycilla japonica</i>
92		ミソサザイ科	ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>
93		ツグミ科	ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus</i>
94			クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>
95			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>
96			シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>
97			ツグミ	<i>Turdus naumanni</i>
98		チメドリ科	カオグロカビチヨウ	<i>Garrulax perspicillatus</i>
99			カビチヨウ	<i>Garrulax canorus</i>
100		ウグイス科	ウグイス	<i>Cettia diphone</i>
101			オオヨシキリ	<i>Acrocephalus arundinaceus</i>
102			センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>
103			セッカ	<i>Cisticola juncidis</i>
104		エナガ科	エナガ	<i>Aegithalos caudatus</i>
105		シジュウカラ科	コガラ	<i>Parus montanus</i>
106			シジュウカラ	<i>Parus major</i>
107		メジロ科	メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>
108		ホオジロ科	ホオジロ	<i>Emberiza cioides</i>
109			カシラダカ	<i>Emberiza rustica</i>
110			アオジ	<i>Emberiza spodocephala</i>
111			オオジュリン	<i>Emberiza schoeniclus</i>
112		アトリ科	カワラヒワ	<i>Carduelis sinica</i>
113			マヒワ	<i>Carduelis spinus</i>
114			ヘニマシコ	<i>Uragus sibiricus</i>
115			イカル	<i>Eophona personata</i>
116			シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes</i>
117		カエデチヨウ科	ヘニスズメ	<i>Amandava subflava</i>
118		ハタオリドリ科	スズメ	<i>Passer montanus</i>
119		ムクドリ科	ムクドリ	<i>Sturnus cineraceus</i>
120		カラス科	カケス	<i>Garrulus glandarius</i>
121			オナガ	<i>Cyanopica cyana</i>
122			ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>
123			ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>

平成16～17年度の環境データ（概要版）（4）

● 平成17年度 植物調査

平成17年度に多摩川では、植物調査を行いました。

平成17年度（秋季）の現地調査により多摩川において確認された植物は131科812種でした。



表一現地調査確認種類数の一覧表（秋季編）

分類群	多摩川	浅川	合計		
シダ植物	50	2	50		
裸子植物	7	1	7		
被子植物	双子葉植物	離弁花類	346	135	358
		合弁花類	195	85	199
	単子葉類		191	82	198
秋季確認種類数 合計		789	305	812	

今回確認された植物群落の中には、主に河川の水辺や河川沿いの崖地などに分布する、水辺に特徴的な植物群落も含まれています。次の表に群落名を示します。

表一水辺に特徴的な群落

基本分類	群落名等	多摩川				浅川
		セグメント3	セグメント2-2	セグメント2-1	セグメント1	
		-2.6-5.0km	5.0-13.3km	13.3-32.4km	32.4-61.8km	
塩湿地植物群落	シオク`群集	●				
	アイソ`群集	●				
砂丘植物群落	コホ`ウシハ`群落	●				
砂礫河原の植物群落	カラヨモキ`-カラハハコ`群落			●	●	
	ツルヨシ`群集	●		●	●	●
水辺や湿地の植物群落	オアサマ`群落				●	
	ミゾ`ソハ`群落			●	●	●
	オアイヌタデ`-オクサキヒ`群落		●	●	●	●
	オランダ`ガ`ラン`群落				●	
	ヨシ`群落	●	●	●	●	
	オギ`群落	●	●	●	●	●
	サンカクイ`コガ`マ`群集		●		●	
	ヒメガ`マ`群落	●		●	●	
	ミクリ`群落				●	
	セリ`クサヨシ`群集			●	●	●
	イヌコリヤナギ`群集		●	●	●	●
ココ`メヤナギ`群集			●	●	●	
河川沿いの崖地	ケヤキ`群落			●	●	●

地区番号	群落名	地区番号	調査地区名	地区番号	調査地区名
多多京Q1	シナダレス`カ`ヤ`群落	☆ 多多京F1	大師橋下流部	多多京F17	中央線多摩川橋
多多京Q2	オオフサモ`群落	多多京F2	大師橋緑地公園	多多京F18	八王子排水樋管下流部
多多京Q3	シバ`群落	多多京F3	国道15号下流部	多多京F19	昭和用水堰上流部
多多京Q4	キササゲ`群落	多多京F4	川崎競馬練習場	☆ 多多京F20	秋川合流部
多多京Q5	シンジュ`群落	多多京F5	小杉排水樋管上流部	多多京F21	多摩橋下流部
		多多京F6	玉川排水樋管下流部	多多京F22	羽村取水堰
		多多京F7	新二子橋上流部	多多京F23	小作取水堰下流部
		多多京F8	宇奈根排水樋管下流部	多多京F24	多摩川橋上流部
		多多京F9	東名高速道路上流部	多多京F25	千ヶ瀬町
		多多京F10	二ヶ嶺宿河原堰	多多京F26	柳瀬橋上流部
		多多京F11	多摩川原橋下流部	多浅京F1	新井橋下流部
		多多京F12	稲城大橋下流部	多浅京F2	高幡橋上流部
		多多京F13	大丸用水堰下流部	多浅京F3	平山橋下流部
		☆ 多多京F14	大栗川合流部	多浅京F4	新浅川橋上流部
		多多京F15	第二関戸橋下流部	多浅京F5	浅川大橋上流部
		多多京F16	四谷本宿用水堰下流部	多浅京F6	鶴巻橋下流部

今回の調査において確認された特定種は、21科39種類でした。

表一 確認された特定種

No.	科名	種名	特定種指定区分				
			環境庁 RDB	自然	神奈川 RDB	東京 RDB東	東京 RDB西
1	コバノイシカグマ科	オウレンシダ				希少	
2		イワヒメワラビ*				希少	
3	オシダ科	アスカイノデ				希少	希少
4	ヤナギ科	ジャヤナギ				希少	
5		ネコヤナギ				希少	
6		オノエヤナギ				希少	
7		コゴメヤナギ				希少	
8	イラクサ科	ミズ				希少	危急
9	タデ科	シロバナサクラタデ				希少	危惧
10	クスノキ科	カゴノキ*					希少
11	ユキノシタ科	タコノアシ	危惧Ⅱ			危惧	危惧
12	バラ科	カワラサイコ				危急	
13		ヒロハノカワラサイコ			減少	希少	希少
14	ニシキギ科	イワウメヅル					危惧
15	ウリ科	ゴキヅル				危急	危惧
16	ミツガシワ科	アサザ*	危惧Ⅱ		絶滅	危惧	
17	アワゴケ科	ミズハコベ					危惧
18	シソ科	ミゾコウジュ	準危惧			危惧	危惧
19	ゴマノハグサ科	カワヂシャ	準危惧				
20	キク科	カワラノギク	危惧ⅠB	●	減少	絶滅	危急
21		ウラギク	危惧Ⅱ			危惧	
22		フジアザミ*					希少
23		フジバカマ*	危惧Ⅱ			危惧	危惧
24		カワラニナガ	危惧Ⅱ				
25	トチカガミ科	クロモ*			危惧	絶滅	絶滅
26		セキショウモ*			減少	絶滅	危惧
27	ヒルムシロ科	エビモ				希少	希少
28	ヤマノイモ科	ニガカシュウ				危惧	
29	イネ科	エゾノサヤヌカグサ				希少	
30		ミノボロ*			減少	希少	
31		アイアシ			減少	危急	
32		ウシクサ*				希少	
33		マコモ					危急
34	ミクリ科	ミクリ	準危惧		減少	危急	
		Sparaganium属の一種	(ミクリに従う)				
35	カヤツルグサ科	ヤガミスゲ			危惧	希少	危急
36		シオクグ				希少	
37		カンエンガヤツリ	危惧Ⅱ		減少	危惧	危急
38		イセウキヤガラ			減少		
39		エゾウキヤガラ				希少	
合計	21科	39種類	10種類	1種類	11種類	31種類	19種類